

令和2年度

各会計決算審査特別委員会会議録

1 日 時 令和3年9月14日 開会 10時00分 散会 17時02分

2 場 所 幕別町役場3階議場

3 出席者

① 委員(15名)

石川康弘	小田新紀	内山美穂子	小島智恵	若山和幸
岡本眞利子	荒 貴賀	酒井はやみ	野原恵子	田口廣之
芳滝 仁	千葉幹雄	小川純文	藤原 孟	中橋友子

② 委員長 谷口和弥

③ 委員外議員 議長 寺林俊幸

④ 説明員

町 長	飯田晴義	副 町 長	伊藤博明
教 育 長	菅野勇次	代 表 監 査 委 員	八重柏新治
監 査 委 員	藤谷謹至	企 画 総 務 部 長	山岸伸雄 (選挙管理委員会事務局長)
住 民 福 祉 部 長	細澤正典	経 済 部 長	岡田直之
建 設 部 長	笹原敏文	会 計 管 理 者	合田利信
忠 類 総 合 支 所 長	川瀬吉治	札 内 支 所 長	新居友敬
教 育 部 長	山端広和	政 策 推 進 課 長	白坂博司
総 務 課 長	佐藤勝博 (選挙管理委員会書記長)	地 域 振 興 課 長	亀田貴仁
糠 内 出 張 所 長	宮田 哲	税 務 課 長	高橋修二
住 民 生 活 課 長	谷口英将	防 災 環 境 課 長	寺田 治
福 祉 課 長	檜木良美	こ ど も 課 長	平井幸彦
保 健 課 長	金田一宏美	農 林 課 長	香田裕一
農 林 課 参 事	渡部賢一	農 業 振 興 担 当 参 事	山本 充
商 工 観 光 課 長	西嶋 慎	保 健 福 祉 課 長	林 隆則
経 済 建 設 課 長	高橋宏邦	住 民 課 長	武田健吾
生 涯 学 習 課 長	石田晋一	学 校 教 育 課 長	西田建司
図 書 館 長	天羽 徹	農 業 委 員 会 事 務 局 長	川瀬康彦

ほか、関係主幹、係長及び係

⑤ 職務のため出席した議会事務局職員

局長 萬谷 司 課長 半田 健 係長 北原正喜

4 審査事件 令和2年度幕別町一般会計ほか8会計決算認定

5 審査結果 一般会計ほか質疑

6 審査内容 別紙のとおり

決算審査特別委員会委員長 谷口和弥

議 事 の 経 過

(令和3年9月14日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○委員長（谷口和弥） ただいまより、令和2年度幕別町各会計決算審査特別委員会を開会します。

審査に入る前に、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

さきの本会議において設置された、本特別委員会の委員長として、私が大任を果たすこととなりました。

議会における決算審査は、議決した予算が適正に執行されたかどうかを審査するとともに、その行政効果を確認し、評価するという、極めて重要な意味を持っております。

来年度の予算編成や行政執行に生かされよう、慎重かつ効率的に審査を進めたいと思いますので、皆さまの特段のご協力をお願いいたしますよう、よろしくお願い申し上げます。

はじめに、9月2日の委員会で中橋委員から「税の減免、猶予の実績」「会計年度任用職員の実態」「農家戸数の推移と新規就農者、経営者の平均年齢」に係る3件の資料請求がありました。

執行部から資料の提出があり、お配りいたしておりますのでご報告いたします。

次に、報告いたします。

「令和2年度幕別町一般会計・特別会計決算資料」に係る正誤表が提出されましたので、お手元に配布をいたしているところであります。

ここで、審査の方法についてご確認をさせていただきます。

はじめに、決算に関わります幕別町一般会計、特別会計の資料及び総括的説明を理事者に求めます。

説明が終わりましたら、一般会計の歳出、1款議会費から款ごとに順を追って審査をしてまいりたいと思います。

その後に、歳入の審査を行い、歳入の審査が終わりましたら、一般会計に係る総括的な質問をお受けいたします。

特別会計の審査につきましては、会計ごとに歳入歳出を一括して行いたいと思います。

次に、質疑をされる委員の皆さまに申し上げます。

質疑に当たっては、一括し、必ずページ番号、目、節を明確にしてから発言をお願いいたします。

また、関連する質疑については、第1発言者が発言を終えたあと、「関連」と言って挙手をお願いいたします。

なお、答弁に立たれます説明員の方におかれましては、挙手をし、職名を明確に言っていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本委員会に付託されました認定第1号、令和2年度幕別町一般会計決算認定から認定第9号、令和2年度幕別町水道事業会計決算認定までの9件を一括議題といたします。

最初に、令和2年度幕別町一般会計・特別会計決算資料の説明並びに総括的説明を受けたいと思います。

説明を求めます。

企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） はじめに、令和2年度幕別町一般会計・特別会計決算資料の訂正についてご説明申し上げます。

本日、ロビーにて決算資料の訂正を行わせていただくとともに、お手元に配布いたしました決算資料の正誤表において、資料の訂正をさせていただくものであります。

内容といたしましては、決算資料の34ページ、第14表ふるさと寄附金額と件数及び充当事業一覧の表であります。上段、ふるさと寄附に係る収入の表の令和2年度の寄附件数について、パークゴルフの振興に関する事業から、この表の一番下、町長が必要と認める事業（指定なし）までのそれぞれの寄附件数及びその合計について、正誤表の右側、アンダーラインで示しております箇所について、訂正をさせていただくものであります。

また、35ページ、第19表、森林環境譲与税に係る充当事業の一覧の表2段目の森林環境譲与税に係る支出で、令和2年度合計欄の数値を正誤表のアンダーラインで示しました671万1,000円に訂正するものであります。

この度の訂正に至った要因といたしましては、寄附金につきましては、原則基金に積み立てさせていただいておりますが、寄附金の会計処理上、令和2年度中に寄附の申し込みがあったものでも、令和2年3月31日を超えて納入があった寄附金は、翌年度に、この場合は令和2年度でございますが、積み立てすることとなりますが、その際、その分の件数について積立てを行う令和2年度において積み上げをしていなかったことによる誤りであります。

なお、金額については誤りはございません。

また、森林環境譲与税につきましては、表計算上の計算式の設定ミスによるものであります。

いずれにいたしましても、それぞれチェック不足によることに起因する誤りでありますことから、今後このようなことのないよう、複数のチェック等を行って徹底してまいりたいと思います。

誠に申し訳ありませんでした。

それでは、お手元に配布しております決算資料に基づきまして、令和2年度の概要についてご説明申し上げます。

令和2年度から、地方自治法第233条第5項、主要な施策の成果を説明する書類等が3分冊にして決算資料として配布させていただいております。

はじめに、令和2年度幕別町一般会計、特別会計決算資料の1ページをご覧ください。

第1表、令和2年度の決算状況についてであります。

歳入であります。点線で囲ってありますとおり、一般会計の決算額は、左側、令和2年度につきましては202億6,823万7,000円となりまして、前年比で31.5%の増となっております。

また、特別会計の決算額は76億4,806万3,000円で、前年比1.9%の減となっております。

一般会計、特別会計を合わせた歳入の合計は279億1,630万円ですが、前年度と比較いたしますと、額で47億690万4,000円の増、率では20.3%の増となっております。

次に、歳出でございますが、一般会計の令和2年度決算額は197億4,102万4,000円で、前年度と比較しまして30.7%の大幅増となっております。

新型コロナウイルス対策としての、町民1人当たり10万円を支給した特別定額給付金や、地方の感染対策及び経済対策、地域活性化等に対して3度にわたり国から交付されました地方創生臨時交付金等により、大幅に増となったものであります。

特別会計決算額は75億358万4,000円で、前年比1.4%の減となっております。

一般会計、特別会計を合わせた歳出の合計は272億4,460万8,000円ですが、前年比45億3,518万2,000円の増、率にしますと20%の増となっております。

次に、特別会計の会計別の決算額ですが、10ページをご覧くださいと思います。

10ページ、第8表ですが、国民健康保険特別会計から農業集落排水特別会計まで、七つの特別会計の決算額等をそれぞれ記載しておりますが、合計いたしますとC欄の支出済額の計にありますように、75億358万4,000円となります。

以下、各特別会計ごとにそれぞれの決算につきまして概要を掲載しております。

各会計とも、前段で歳入についての説明、後段で歳出についての説明をしておりますが、後段のほうの歳出決算額について説明させていただきます。

(1)の国民健康保険特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較しますと1億6,692万円の減、率にしまして5.6%の減となっています。

主な歳出は、保険給付費、国民健康保険事業納付金等であります。

(2)の後期高齢者医療特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較しますと3,335万1,000円の増、率では8.3%の増となっております。

主な歳出は、後期高齢者医療広域連合への納付金であります。

(3)の介護保険特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較しますと7,613万3,000円の増、率で3%の増であります。

主な歳出は、各種介護サービスに係る保険給付費等であります。

次のページになりますが、(4)の簡易水道特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較いたしまして211万2,000円の減、率にしまして0.5%の減であります。

主な歳出は、公債費や忠類簡水整備工事などの建設事業費であります。

(5)の公共下水道特別会計の歳出決算額ですが、前年度と比較しますと3,246万円の減、率にしまして3.3%の減となっております。

主な歳出は、公債費や十勝圏複合事務組合負担金などあります。

(6)の個別排水処理特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較しますと605万円の減、率にいたしまして3.1%の減で、主な歳出は公債費や排水処理施設整備工事費などがあります。

(7)の農業集落排水特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較しますと537万5,000円の減、率にいたしまして7%の減でありまして、主な歳出は公債費であります。

以上が特別会計の決算状況であります。

次に、2ページにお戻りいただきたいと思います。

第2表、令和2年度一般会計収支の状況になりますが、歳入総額202億6,823万7,000円に対し、歳出総額は197億4,102万4,000円であり、歳入歳出差引き5億2,721万3,000円の歳計余剰金を生じましたが、このうち翌年度への繰越明許費に関わる繰越財源が7,676万円でありますので、その額を差し引いた残り4億5,045万3,000円が令和2年度の実質収支額となります。

なお、この実質収支額につきましては、地方自治法の規定により歳計剰余金の処分といたしまして、財政調整基金に1億4,600万円、減債基金に8,000万円、合計2億2,600万円を積み立ていたしましたので、残りの2億2,445万3,000円が翌年度への繰越金となるものであります。

次に、歳入であります。3ページをご覧ください。

第3表、一般会計歳入決算額は、1款の町税から23款の町債まで、予算現額から構成比までそれぞれの数値を記載しておりますが、C欄の収入済額の計の欄にありますように202億6,823万7,000円が令和2年度一般会計の歳入の決算額であります。

なお、不納欠損額は、1款の町税、14款の分担金及び負担金及び15款使用料及び手数料、22款諸収入にありますが、これを合計いたしまして377万6,000円となっております。

また、収入未済額につきましては、合計で1億4,854万5,000円となっております。

次に、4ページをご覧ください。

4ページ下段には、歳入の構成比を円グラフで表しております。

構成比の中で大きなウエートを占めておりますのは地方交付税であり、29.3%、以下、国庫支出金24.2%、町税が14.3%、町債が8.7%などの構成となっております。

次に、3ページ中ほどの①町税以下の歳入の状況についてご説明いたします。

①の町税では、前年比1.2%の減となっております。

主な要因につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によります、徴収猶予額給3,337万7,000円によるところが大きいものでありますが、その調定額を除いて計算いたしますと、前年度比で0.1%の減となるものであります。

②の地方交付税は、前年比1億5,522万8,000円、率にして2.7%の増となっております。

これは、保育の無償化に伴います社会保障費の増などによるものが主な要因であります。

次に、5ページをお開きください。

③の国庫支出金は、前年比37億3,178万円、率にして318.8%の大幅増であります。

これは、新型コロナウイルス対策として、国民1人当たり10万円を支給しました特別定額給付金に係る補助金26億4,490万円及び新型コロナウイルス感染症に伴い、地域経済の活性化や地域経済の支援策に対して交付された、地方創生臨時交付金の皆増が主な要因であります。

④の道支出金につきましては、前年比1億4,658万9,000円、率にして10.7%の増となっております。

国産畜産物供給力強化対策事業道補助金、地域づくり総合交付金の皆増などが主な要因であります。

⑤の町債につきましては、前年比6億3,166万3,000円、率にして55.4%の増となっておりますが、これは防災行政無線システム整備事業債、小中学校の校内通信ネットワーク環境整備事業債などの増が主な要因であります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

5ページ下段からになりますが、まずは6ページをご覧ください。

6ページに、第5表、令和2年度目的別歳出決算額を記載しております。

1款議会費から13款予備費までの、予算現額から不用額までそれぞれの数値を記載しておりますが、決算総額につきましては、B欄支出済額の一番下にありますように197億4,102万4,000円であります。

この中で構成比が最も高いのは、2款総務費の25.9%、51億1,059万5,000円、次いで3款民生費の18.5%、額で36億4,629万円、次いで8款土木費の10.3%、11款公債費の9.6%などの順になっております。

次に、7ページをお開きください。

7ページ下段に、第6表、性質別歳出決算があります。

この表につきましては、ただいま申し上げました目的別歳出を性質別に区分したものであります。

主なものを申し上げますと、1 款の人件費が、前年度との比較で 6 億 3,407 万 9,000 円、率で 34.8% の増であります。

増の要因といたしましては、人件費として決算されております、括弧内の会計年度任用職員の皆増が主な要因であります。

これは、令和 2 年度から、これまでの臨時職員について、地方公務員法の改正により、新たに会計年度任用職員としての任用制度となるとともに、待遇の改善が行われたところであります。

このことから、令和 2 年度からこれまでに物件費として支出しておりました、臨時職員賃金から人件費へと、費目、性質別区分を変更となったものであります。

なお、この表には記載しておりませんが、ラスパイレス指数について申し上げますと、平成 30 年度は 97.8、令和元年度は 97、令和 2 年度も同様に 97 と同じ数字となっております。

次に、2 の物件費であります、前年比 2 億 3,627 万 6,000 円の減、率にして 9.5% の減となっておりますが、物件費のうち、括弧書きで臨時職員賃金について表記しておりますが、今ご説明いたしました人件費への費目、性質別変更に伴い、5 億 2,261 万 2,000 円の皆減が主なものであります。

5 の補助費等は、前年比 28 億 3,070 万 6,000 円、率で 170.2% の増となっておりますが、主な要因といたしましては、特別定額給付金、26 億 4,490 万円の皆増によるものであります。

次に、10 の投資的経費であります、13 億 716 万 3,000 円、率にして 62.2% の増となっております。

内訳といたしましては、普通建設事業費の補助事業費が 5 億 1,909 万 6,000 円の増であり、主に校内通信ネットワーク環境整備工事の皆増であり、単独事業では 7 億 8,806 万 7,000 円の増であります、これは主に防災行政無線システム整備事業の増などによるものであります。

以上が、一般会計歳出についての説明であります。

次に、令和元年度の決算後における基金の状況について申し上げます。

基金についての説明につきましては、別冊になりますので、お手数であります、一般会計の歳入歳出決算書をお開きいただきたいと思います。

一般会計歳入歳出決算書の最終のページ、348 ページに掲載しておりますので、ご覧ください。

上段の表、3、基金の表であります、それぞれ一番右側の額が令和 2 年度末の現在高となります。

この表の一番下の合計欄をご覧くださいと思いますが、現金が 35 億 8,900 万 1,000 円、土地が 1 億 7,102 万 8,000 円となっております。

これを合算しました基金総額であります、37 億 6,002 万 9,000 円で、前年度と比較いたしまして 4,010 万 1,000 円の減ということになります。

また、下の表、4 その他に備荒資金組合の納付金の表を掲載しておりますので、参考にさせていただきたいと思います。

なお、先ほど決算資料 2 ページの説明の中で申し上げました、令和 2 年度の決算剰余金からの積立金は、財政調整基金へ 1 億 4,600 万円、減債基金に 8,000 万円につきましては、この残高には含まれていない額となっております。

今申し上げました基金のうち、令和 3 年度当初予算におきまして、財政調整基金から 3 億円、地方債の償還財源としての減債基金から 5,000 万円、まちづくり基金から 1 億 466 万 6,000 円、目的基金であります、森林環境譲与税基金から 1,517 万 2,000 円を取り崩し、一般会計に繰り入れたいしております。

次に、また資料のほうにお戻りいただきたいと思います。

12 ページをお開きください。

12 ページの中ほどに、第 9 表、一般会計財政状況として、各種指数等を表した表がありますが、表の下から 3 行目に財政力指数、一番下に実質公債費比率を記載しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

まず、財政力指数ですが、平成 30 年度 0.352、令和元年度 0.356、令和 2 年度 0.359 となりまして、若干であります、年々上向き傾向にあります。

次に、実質公債費比率について申し上げますが、平成 18 年度から地方債の発行が許可制から協議制に制度改正されたことに伴い、新たに導入された財政指標であり、起債制限比率に含まれない特別会計への繰出金のうち、公債費に充当される繰出金や一部事務組合の負担金のうち公債費に充当される負担金等を加えたものを、その団体の実質的な公債費負担としたものであります。

令和 2 年度の幕別町の実質公債費比率は 9.0% になり、前年度より 0.2 ポイント下がったところでありますが、事業実施における借入金の抑制や、過去に実施した繰上償還や、借入れに当たって交付税措

置の高い記載の借入れを行うなど、公債費負担の適正な管理に努め、平成 24 年度の決算をもちまして、目標値であります 18%を下回り、令和元年度では 10%を下回るなど、毎年着実に低下しているところではありますが、今後も引き続き適正管理に努めていかなければならないものと考えております。

次に、16 ページをお開きください。

下段の第 12 表、地方債の状況についてであります、一般会計の地方債の残高を一覧表として掲載しております。

表の一番下の計欄で、右から 3 列目が地方債の令和 2 年度末残高となりますが、差引き現在残高 177 億 2,345 万 8,000 円ではありますが、令和元年度末と比較いたしますと、2,454 万 9,000 円減少したところであります。

次に、17 ページ上段には、特別会計の地方債の残高を掲載しております。

簡易水道特別会計から農業集落排水特別会計まで 4 会計の合計の令和 2 年度末残高は、差引残高の計の欄、90 億 1,402 万 7,000 円であり、令和元年度末と比較しますと、5 億 4,440 万 6,000 円減少となったものであります。

次に、その下の段の（2）につきましては、これら地方債の借入先別・利率別現在高の状況について記載した表であります。

一般会計で申し上げますと、表の右側「左の利率別内訳」という欄がありますが、この中に利率別に現在高を記載しております。

一番右の欄の 4%超えの欄につきましては、合計額が 6,467 万 4,000 円で、構成比にいたしますと全体の 0.4%ということになります。

したがいまして、残りの 99.6%が金利 4%以下の借入利率となります。

これは、過去に行った高利率の地方債の繰上償還あるいは近年の低金利による影響であると分析しているところであります。

なお、令和 2 年度の起債借入利率は、銀行縁故債で 0.55%となっております。

次に 18 ページ、下段の第 13 表、債務負担行為の状況をご覧いただきたいと思います。

これも地方債と同様に、後年次に財政負担となってくるものであります。

令和 3 年度以降、支出予定額の欄ではありますが、金額の欄の一番下、計欄にありますとおり 9 億 1,644 万 7,000 円となっております。

この債務負担の内容といたしましては、1 番の物件の購入のうち（2）のその他の物件 1,636 万 4,000 円は、公社貸付牛に係る債務負担であります。

なお、3 番のその他にあります 9 億 1,644 万 7,000 円ではありますが、これは国営土地改良事業に係る償還金及び防犯灯等リース料などの債務負担が主なものとなっております。

このほか、農業関係の利子補給金等が含まれております。

これらにつきましても、地方債同様、今後の財政運営の中ではその取扱いについて、十分留意していかなければならないものと考えております。

次に、19 ページをご覧いただきたいと思います。

健全化判断比率及び資金不足比率の状況を表に表したものであります。

さきの本会議におきまして報告させていただいたところでありますが、一般会計における実質赤字比率など平成 30 年度から 3 年間を掲載しております。

また、中ほどの資金不足比率につきましても、各会計ごと掲載しておりますが、赤字がないことによって算定結果の数字は記載されておられません。

なお、表の下段のほうに各比率などの説明を記載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

次に、20 ページをご覧ください。

20 ページでは、第 14 表といたしまして、各款における節ごとの決算額を記載しております。

次に、21 ページ、15 表であります、団体等に対する各種補助金・交付金の一覧としまして、23 ページまで記載しております。

次に、24 ページからは、最近 5 か年間における各款ごとの比較を一般会計から各特別会計について、それぞれ 32 ページまで掲載しております。

次に、33 ページになりますが、平成 26 年度からの地方消費税の引上げに伴いまして、地方消費税交付金を含む引上げ分の地方消費税収は、全て社会保障施策に要する経費に充て、その使途についても明確にすることとされておりますことから、平成 26 年度決算資料から追加した資料であります。

歳入につきましては、本町における令和 2 年度の地方消費税交付金の引上げ分は 3 億 2,628 万 4,000

円で、その全額を歳出の社会保障関係経費に充当したものであります。

次に、34 ページに第 14 表、ふるさと寄附金額と件数及び充当事業一覧でございますが、先ほど訂正させていただいております。

本町では、平成 27 年 12 月から、返礼品ありのふるさと寄附を実施しておりますが、上段はふるさと寄附に係る収入であり、ふるさと寄附条例第 2 条に規定する、9 事業ごとに寄附金額、件数を、平成 29 年度から 3 年分について掲載しております。

令和 2 年度は、寄附件数合計 1 万 6,894 件、金額合計 2 億 8,779 万 160 円の寄附を受けたところでありますが、前年度比と比較いたしまして、件数で 2,552 件、金額で 9,073 万 1,467 円、それぞれ増加したところであります。

なお、表の一番右側の欄につきましては、平成 27 年 11 月以前にも返礼品がない一般のふるさと寄附を実施しておりますことから、そのふるさと寄附全体の寄附金額の合計額を記載しております。その金額は、15 億 4,735 万 2,279 円となります。

次に、今の表の下段は、ふるさと寄附金に係る支出の一覧であります。

寄附金の寄附区分ごとに充当した事業及び金額について記載しております。

寄附金の充当事業につきましては、原則、当該年度に寄附されました寄附金は、翌年度以降の事業に充当されてきます。

令和 2 年度の欄に記載しております充当金額につきましては、令和元年度以前に寄附された寄附金をもって、令和 2 年度の予算に充当されたものであります。

なお、収入の表と同様に、平成 26 年度以前に充当されました寄附金を含めまして、表の右側の欄に充当事業の合計額を記載しており、支出額の合計額は 13 億 225 万 8,189 円となります。

以上、ご説明いたしましたふるさと寄附に係る収入額と支出額のそれぞれの合計額を差し引いた令和元年度末の寄附金残高は、最下段に示しております 2 億 4,509 万 4,090 円であります。

次に、35 ページ、第 19 表、森林環境譲与税に係る充当事業一覧をご覧ください。

本年度から掲載した資料でございますが、温室効果ガス排出削減目標の達成や、災害防止等を図るため、森林環境等に必要な地方財源を安定的に確保するため、森林環境税及び森林環境譲与税が平成 31 年度の税制改正において創設されたところであります。

そのうち、令和元年度から森林環境税に先んじ、森林環境譲与税が譲与され、その用途についてインターネットの利用、その他適切な方法により、公表しなければならないと規定されておりますことから、この度その用途等について公表するものであります。

はじめに、収入であります。令和元年度に初めて譲与を受け、令和 2 年度譲与税 3,538 万 5,000 円と運用益を合わせ、2 年間で 3,539 万 2,241 円であります。

譲与税の活用にあたる支出につきましては、令和元年度は今年次以降の森林整備等の事業に充当すべく、森林環境譲与税基金を同年設置し、全額積立てを行ったものであります。

本格的に事業を開始されました令和 2 年度につきましては、森林環境整備を行うための森林所有者移行調査に 342 万 1,000 円のほか、木材の利用、普及啓発として、保育所の机、椅子の木製化や乳幼児への木製玩具である「わっこ」の制作費等、271 万 6,430 円を支出し、事業を行ったところであります。

なお、基金から令和 3 年度事業に、57 万 3,570 円を充当しましたことから、支出全体では 671 万 1,000 円となり、令和 2 年度末の基金残高につきましては、2,868 万 1,241 円となります。

なお、今ご説明しました同様な内容につきまして、ホームページで公表するものであります。

次に、36 ページ、令和 2 年度指定管理者施設管理評価シートでございます。

この評価シートにつきましては、平成 28 年度決算から追加した資料であります。

現在、本町において指定管理者制度を導入している施設について、幕別町の公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例及び各指定管理の基本協定に基づき、毎年度施設の管理業務、経理の状況等に関し、実地権調査及び報告書等によりこれまでも評価を行ってきたところであります。

しかしながら、平成 29 年度から共通した様式により、指定管理者制度を導入している 4 施設について評価を行い、その評価概要について評価シートとして、37 ページから 40 ページに掲載しているものであります。

37 ページをご覧ください。

シートの内容等についてご説明いたします。

上段の指定管理しております施設の名称を記載しております。

次に、指定管理者の名称、その右には指定期間として、本施設が指定管理されている期間について記

載しております。

次に、1、予算決算の推移であり、上段が予算、下段が決算状況を示しており、3か年の状況について記載しておりますが、37ページの評価シートにつきましては、平成30年度から新たに指定管理者制度を導入した、忠類歯科診療所についてであります。

次に、予算決算の下段、現管理者による管理の有無の欄につきましては、本施設が現管理者において、指定管理されている期間について記載しております。

次に、2、評価項目であります。

評価につきましては、事業運営に関すること、施設の維持管理に関すること、会計処理に関することとして3項目についてそれぞれ評価を行い、その評価については、その下段、3評価に記載の4段階の評価基準に基づき実施しているところであります。

評価の結果につきましてはその下段に記載しておりますが、本表、忠類歯科診療所につきましては、

(1) 事業運営に関する評価はS、水準以上。

(2) 施設の維持管理に関する評価はA、適正。

(3) 会計処理に関する評価はA、適正と評価したところであります。

次に、指定管理者の総合評価を実施しておりますが、その総合評価の評価ランクを一番下段の表に基づき、総合評価のランクとしております。

その総合評価結果として、本施設は、良好と評価したものであります。

次に、5、前年度評価結果を受けた対応と今後の課題等として、評価結果について今後の課題等について記載しております。

以上が評価シートの内容であり、同様の評価方法を持って、38ページにはアルコ236及び道の駅忠類の指定管理に関する評価結果について表したものであり、総合評価として妥当と評価したものであります。

39ページは幕別町百年記念ホールの総合評価は良好と評価したものであります。

40ページは、幕別町札内スポーツセンター、幕別町農業者トレーニングセンターの指定管理は、令和元年度から新たに指定管理者により管理を行っており、令和2年度の総合評価は良好と評価したものであります。

以上が、令和2年度決算の概要とであります。

次に、別冊になりますが、令和2年度の主要な施策の成果といたしましてまとめております。

1ページの議会活動の項目以降、最終の253ページ上水道事業まで、各項目にわたる主な施策につきまして、事業ごとにその事業に要した費用及び事業概要、結果、原則裏面でございますが、備考として昨年度まで主要な施策に掲載しておりました数値等について掲載しておりますので、後ほどご参照いただきたいと思います。

さらに別冊になっております、令和2年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金充当事業決算状況調の冊子であります。表紙をめくりまして、交付金を充当いたしました41の事業の一覧として表しております。事業費及びその財源等を示しております。

また、1ページからは41事業それぞれの事業概要、事業費、財源、決算の内訳、事業効果を記載しておりますので参考にさせていただきたいと思っております。

なお、各事業の内容につきましては、総務費の説明の際にその内容等について、主な事業のみでありますが、ご説明させていただきますので、ここでの説明は省略させていただきます。

以上で、決算の概要の説明を終わらせていただきます。

○委員長（谷口和弥） 総括的な説明が終わりましたので、これに対する質疑がありましたらお受けいたします。

ありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（谷口和弥） ないようですので、これより認定第1号、令和2年度幕別町一般会計決算、1款議会費に入らせていただきます。

1款議会費の説明を求めます。

企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 1款議会費についてご説明申し上げます。

90ページをお開きください。

1款1項議会費、予算現額9,446万9,000円に対しまして、支出済額9,337万3,795円であります。

議会事務局運営事業ほか2事業であります。議会報酬、議員共済費ほか、議会だよりの印刷費、会議録反訳委託料など、各種議会運営に係る費用であります。

以上でございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（谷口和弥） 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（谷口和弥） 議会費につきましては質疑がないようですので、以上を持って終了させていただきます。

審査の途中ですけれども、この際10時50分まで休憩いたします。

続けてやったほうが良いという判断で、そのようにさせていただきたいと思います。

10時50分まで休憩とさせていただきます。

10:41 休憩

10:50 再開

○委員長（谷口和弥） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2款総務費に入らせていただきます。

2款総務費の説明を求めます。

企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 2款総務費につきましてご説明申し上げます。

92ページをお開きください。

さきにご説明いたしました。令和2年度から事務事業評価を行うべく、事業ごとに予算を計上し、決算することといたしましたことから、各事業ごとに支出した費用の総額について、各事業名の後ろに総額を記載し、総額の内訳を節ごとに記載しております。

説明につきましては、各款共通して主な事業についてご説明するとともに、その主立った費用についてのみご説明させていただきます。

はじめに、2款総務費、1項総務管理費、予算現額60億2,113万6,000円に対しまして、支出済額50億6,810万4,304円であります。

なお、繰越明許費として、9億1,425万2,000円を令和3年度に繰り越しておりますが、内容としましては、13目の防災諸費で2,036万2,000円、22目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費に8億9,392万6,000円を繰り越しております。

1目一般管理費、総務管理事業2,178万7,151円は、一般行政事務を行う上での費用で、11節役務費の郵便料、電話料や、12節委託料の顧問弁護士委託料が主なものであります。

次に、95ページであります。

会計年度任用職員給料等支払事務事業（教育以外）2,791万6,803円は、令和2年度から会計年度任用職員制度が始まったことから、それまでの臨時職員賃金等の支出について、本事業で支出しているものであります。

1節報酬につきましては、会計年度任用職員のうち、パートタイムの職員は報酬として支出することから、14人分の報酬であります。

2節給料は、会計年度任用職員のうち、フルタイムで働いている2人分の給料であります。

3節職員手当等は、会計年度任用職員制度に伴い、新たに支給しました期末手当が主なものであります。

4節共済費は、パートタイム会計年度任用職員の社会保険料が主なものであります。

次に、庁舎維持管理事業4,735万5,188円は、庁舎の維持管理に要する費用であり、10節需用費は、光熱費が主なものであります。

次のページになりますが、12節委託料のうち、細節1、管理委託料は、役場庁舎の平日の夜間や土日などの日直業務を、細節2の清掃委託料は役場庁舎の清掃業務であり、それぞれ民間事業者へ委託したものであります。

2目広報広聴費、広報事務事業980万4,878円は、月1回発行の広報まぐべつの印刷製本費が主なものであります。

次のページになります。

3目財政管理費、財政事務事業 175 万 6,407 円は、予算書の印刷製本費と地方公会計における統一的な基準による財務書類の作成に係る委託料が主なものであります。

4目会計管理費、会計事務事業は 136 万 8,037 円は、出納室に係る経費で、10 節需用費は、決算書の印刷製本費、11 節役務費の派出業務取扱手数料は、役場庁舎の銀行派出窓口に関わる手数料であります。

5目一般財産管理費、一般財産管理事業 1,692 万 4,257 円は、パークゴルフ協会などが入居している共同事務所や職員住宅等の管理費用であり、10 節需用費は電気料などの光熱費、次のページになりますが、14 節の工事請負費は旧忠類物産センターのトイレ 2 基の増設に要した費用、21 節保障補填及び賠償金は町有地の売却に伴う配水管移設工事費を簡易水道特別会計に保障費として支出したものであります。

6目札内コミュニティプラザ管理費、札内コミュニティプラザ維持管理事業 2,208 万 8,845 円は、10 節需用費の電気料、12 節委託料の細節 1 管理委託料が主なものであります。

次のページになります。

7目近隣センター管理費、近隣センター等維持管理事業 8,143 万 1,553 円は、46 か所の近隣センターと 5 か所のコミセンの光熱費を含めた管理運営に係る費用であります。

12 節委託料では、細節 1 と 3 のコミセンに係る管理、警備の委託料が主なものであります。

次のページになりますが、14 節工事請負費は、忠類西当近隣センターのトイレ及び玄関ホール、施設のバリアフリー化などの改修工事に要した費用であります。

18 節負担金補助及び交付金、近隣センター運営交付金は、46 か所の近隣センターに関わる運営交付金であります。

8目庁用車両管理費、庁舎車両管理事業 713 万 8,757 円は、集中管理による公用車両 28 台、及び町長公用車に係る車両維持管理費であります。

10 節需用費は、燃料費や修繕料が主なものであり、17 節備品管理費、庁用車両は、車両の更新によりバン型車両 1 台を購入したものであります。

9目企画費、企画事務事業 130 万 646 円は、18 節負担金補助及び交付金は、十勝圏活性化推進期成会負担金、十勝複合事務組合負担金など広域行政に関する経費であります。

地域おこし協力隊募集事務事業 66 万円は、地域おこし協力隊募集に要した民間就職転職サイトへの求人広告に係る経費であります。

次のページになります。

創生総合戦略審議会運営事業、行政改革推進委員会運営事業、使用料等審議会運営事業は、会議の開催に関わる経費が主なものであります。

10目協働のまちづくり支援事業、公区等活動支援事業 2,154 万 674 円は、行政区の活動支援に係る費用で、18 節負担金補助及び交付金の細節 5 は、町内 113 公区、行政区に対する運営費交付金であります。

次に、協働のまちづくり支援事業 949 万 8,940 円は、協働のまちづくり支援事業での各種活動に対し、公区活動支援事業ほか 5 事業、合計 231 件について交付金を交付したものであります。

次のページでありますが、マイホーム応援事業 5,590 万円は、移住促進と町内居住者の定住に資するため、町内に住宅を新築、または購入する場合に補助金を交付するもので、令和 2 年度の交付実績は 91 件であり、6 年間における交付決定件数の実績は 622 件となっております。

次に、新婚新生活支援事業 111 万 1,000 円は、婚姻に伴う経済的負担の軽減を図り、少子化対策を推進するため、新婚世帯の新生活にかかる住宅費用等を補助するもので、交付実績は 4 件でございます。

11目支所出張所費、支所出張所維持管理事業 162 万 6,540 円は、本目は札内支所及び糠内、駒島出張所に係る費用で、事務用経費が主なものとなっております。

12目総合支所費、地域住民会議運営事業 20 万 6,636 円は、地域住民会議の運営に関わる費用で、1 節報酬につきましては、委員 15 名分の報酬であります。

次のページでありますが、忠類地域魅力発信事業 106 万 6,490 円は、忠類地域魅力発信事業実行委員会に対する補助金で、忠類インターチェンジ開通を機に、忠類地区の魅力を発信する事業として、道の駅花壇整備、スキー場との連携によるスタンプラリーなどに係る補助金であります。

13目防災諸費、地域防災対策事業 1,124 万 4,346 円は、防災対策事務全般に係る費用で、1 節報酬は防災会議委員 15 名及び国民保護協議会委員 11 名に係る報酬、2 節給料及び、113 ページになりますが、3 節食品手当、4 節共済費は、いずれも防災マネージャーに係る費用であります。

12 節委託料は洪水ハザードマップの更新に伴う費用、14 節工事請負費は避難所施設の停電時の断水

対策に要した費用であります。

次に、災害用備蓄品整備事業 168 万 3,734 円は、災害用の備蓄品の整備に要する費用で、115 ページになりますが、10 節需用費は計画に基づいた非常食等の備蓄品の更新に要する費用が主なものであります。

次に、防災情報機器管理事業 1,645 万 282 円は、防災情報機器の維持管理に要する費用で、12 節委託料は防災行政無線の保守点検委託料ほか、17 節備品購入費は避難行動要支援者名簿のシステム購入に要する費用が主なものであります。

次に、防災行政無線システム整備事業 5 億 3,711 万 7,944 円は、防災行政無線の整備に要する費用で、117 ページになりますが、14 節工事請負費は役場に送信設備を整備したほか、忠類総合支所の遠隔操作設備、豊岡基地局ほか 2 か所の中継基地局及び全世帯を対象とした個別受信機の整備に要した費用が主なものであります。

14 目交通防犯費、交通安全対策事業 2,252 万 5,579 円は、交通安全対策に係る費用で、12 委託料は交通安全指導員 33 名に委託した交通安全指導に係る費用が主なものであります。

119 ページになりますが、防犯対策事業 7,040 万 9,989 円は、防犯対策全般に係る費用で、10 節需用費、細節 21 は防犯灯の電気料ほか、13 節使用料及び賃借料は、防犯灯のリースに要する費用が主なものであります。

次に、コミュニティバス運行費用事業 1,185 万 8,452 円は、コミュニティバス 3 台の運行補助金、養育型乗合タクシー運行事業 431 万 9,593 円は、駒畠線、古舞線の予約型乗合タクシー運行に関する補助金であります。

121 ページになります。

地方バス路線維持対策事業 2,419 万 6,000 円は、帯広陸別線ほか 4 路線に係る地方バス路線維持に係る補助金が主なものであります。

15 目職員厚生費、職員健康管理事業 657 万 6,158 円は、職員の福利厚生に係るもので、11 節役務費、細節 15 人間ドック手数料や、細節 16 職員健康診断手数料が主なものであります。

次に、職員研修事業 195 万 8,942 円は、職員の研修に関わるもので、8 節旅費は職員研修計画に基づく各種研修旅費で、自治大学校や市町村職員研修センター等が開設する研修への参加に要した旅費であります。

なお、令和 2 年度は職場内研修を含め、延べ 333 人が研修に参加したところであります。

12 節委託料、細節 5 職員研修委託料は、専門的研修を開設するため、外部に研修を委託し開催した研修費用で、昨年は人事評価研修とハラスメント防止研修を実施したところであります。

16 目公平委員会、公平委員会運営事業 3 万 590 円は、公平委員会の開催に係る経費であります。公平委員 3 名に係る報酬及び費用弁償であります。

17 目諸費、諸費事務事業 356 万 9,170 円は、他の科目に属さない経費の支出科目であり、18 節負担金補助及び交付金の細節 3 十勝町村会負担金が主なものであります。

次のページになります。

表彰事務事業 87 万 4,395 円は、1 節報酬は表彰者の選考委員会委員の報酬であり、7 節報償費については、細節 2 の町功労者表彰に係る記念品が主なものであります。

なお、令和 2 年度表彰者は自治功労 4 名、社会功労 8 人の計 12 人を顕彰させていただきました。

次に、ふるさと寄附金返礼品贈呈事業 1 億 2,251 万 8,875 円は、ふるさと寄附返礼品に係る経費であります。

7 節報償費は、返礼品及び送料に係る経費であります。

11 節役務費、細節 15 はふるさと寄附におけるクレジット利用に係る決済手数料、12 節委託料は返礼品贈呈事業の発注や配送等業務を民間業者に委託した経費であります。

13 節使用料及び賃借料は、次のページになりますが、ふるさと寄附募集サイトのサイト利用に係る経費であります。

なお、ふるさと寄附金の令和 2 年度実績は、1 万 6,894 件、2 億 8,779 万 160 円であります。

18 目基金管理費、基金管理事務事業 1 億 7,287 万 9,774 円は、各種基金から生じる利息あるいは寄附金等をそれぞれの基金へ積み立てたものであります。

なお、24 節積立金、細節 3 まちづくり基金積立金はふるさと寄附金をまちづくり基金に積み立てたものの、細節 4 は森林環境譲与税を森林環境譲与税基金に積み立てたものであります。

また、各種基金の年度末残高は、先ほど説明しましたとおり、本決算書の 348 ページに掲載しており

ます。

19 目電算管理費、電算機器管理事業 1 億 128 万 9,543 円は、電算処理業務に係るものであります。

10 節の需用費では、納付書等の各種電算関係経用紙の印刷製本が主なものであります。

12 節の委託料は電算機器及び業務用ソフトの保守点検委託料、19 節電算システム運用委託料はパソコンネットワークの運用を民間事業者へ委託したものであります。

細節 11 は、インターネット利用に係るセキュリティー強化において、北海道と市町村が共同で管理分析しているもので、その運用に要した費用であります。

14 節工事請負費は駒島から元忠類間において、町の光ケーブルを共架している北電中の移設に伴い、光ケーブルの移替えを行ったもので、その移設工事に要した費用であります。

17 節部品購入費、細節 2 事務用パソコンから、次のページの細節 6 メールサーバーにつきましては、平成 28 年から備荒資金により購入したパソコン端末と、各システムの償還金であります。

18 節負担金補助及び交付金、細節 5 はマイナンバー制度の運用に向けて整備された中間サーバーに関わる負担金であります。

20 目地方創生推進事業費、アスリートと創るオリンピックの町創生事業 76 万 9,990 円は、オリンピック実践教室に係る講師謝礼や、スポーツ推進計画の策定における学識者の協力謝金、謝礼等に要した経費であります。

次に、北海道十勝地域と東京たいとう・すみだ連携交流事業 75 万 6,000 円は、十勝 18 町村と東京都台東区、墨田区との関係人口の創出、拡大を目指すことを目的とした事業に係る負担金であります。

21 目特別定額給付金事業、特別定額事業 26 億 5,996 万 9,006 円は、新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済対策として、住民 1 人につき 10 万円を給付した事業に係る経費であります。給付は世帯ごとに行っているものであります。

なお、支給件数は 1 万 2,493 世帯となっており、本町の対象世帯数 1 万 2,537 世帯に対する支給率は 99.6%でありました。

次のページになります。

22 目新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金事業費は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、感染症の拡大防止対策や、停滞する地域経済に対する支援策など、計 37 事業を実施したところであります。

主な事業についてのみ、ご説明いたします。

上から三つめ、頑張る事業者応援事業 4,710 万円は、売上げが減少しているにも関わらず、国の持続化給付金の対象とならない事業者等に対して、一律 30 万円の給付金を交付したものであります。

スーパープレミアム商品券発行事業 4,462 万 5,807 円は、消費の喚起と経済の循環を図るため、商品券を発行した幕別町商工会に対し、プレミアム分、及び事務経費を補助したものであります。

次のページになります。

テレワーク環境構築事業 1,477 万 9,780 円は、役場庁舎内での 3 密回避と感染リスクの低減を図るため、在宅勤務などのテレワーク環境の整備や構築とテレビ会議システムの導入を行ったものであります。

指定避難所感染症防止対策事業 5,672 万 1,922 円は、指定避難所における感染防止のため、非接触型体温計などの備蓄品やパーティション等の購入、避難所である小・中学校体育館のトイレの洋式化等を行ったものであります。

次に一番下の二重丸でございますが、町内宿泊施設の宿泊費助成事業 3,500 万 6,260 円は、経済的に大きな影響を受けている町内宿泊施設に対する経済対策を行うべく、宿泊費の 2 分の 1 以内、1 人 1 泊 5,000 円を上限に、宿泊費の助成を行ったものであります。

次のページになります。

一番下の公共施設換気対策事業 2 億 4,697 万 1,703 円は、換気対策として公共施設への網戸の設置のほか、次のページになりますが、小・中学校の各普通教室に換気機能付エアコンを設置したものであります。

公共施設衛生環境改善事業 4,053 万 5,000 円は、公共施設トイレの洋式化と手洗いの自動水栓化を行ったものであります。

次に、一番下の二重丸、小・中学校 ICT 環境整備事業 9,548 万円は、ギガスクール構想との連携により、児童生徒、教員が学校や自宅で使うタブレット端末等、学習環境の整備を行ったものであります。

次のページになります。

子育て世帯応援給付金事業 1,855 万円は、就学援助の認定を受けている小中学校の児童生徒の保護者

と、北海道公立高校等就学給付金もしくは幕別町就学支援資金の給付認定を受けている高校生の保護者に対し、児童生徒1人当たり5万円の給付金を交付したものであります。

次に、一番下の二重丸、新型コロナウイルス感染症関連無利子融資円滑化基金造成事業1億8万1,668円は、町内の事業者が借入れた新型コロナウイルス感染症特別貸付金等の4年目以降の利子全額を補給するための基金を設置し、積立てを行ったものであります。

次のページになります。

上から二つ目の二重丸の防災拠点施設感染防止対策事業1,622万2,667円は、防災拠点である消防施設において、感染防止対策用消耗品等の購入を行ったほか、換気機能付エアコンの設置等を行ったものであります。

次のページになります。

上から二つ目の二重丸、国産農畜産物供給力強化対策事業5,437万5,000円は、新型コロナウイルスの影響により、大豆輸入量の減少が懸念されることから、国産大豆の生産拡大を図るため、乾燥調整施設への機械導入に対する支援を行ったものであります。

小・中学校感染症対策・学習保障支援事業3,104万8,312円は、感染症対策に必要となる消毒液と消耗品や保健室のエアコン設置のほか、プロジェクターやデジタル教科書等の配備を行ったものであります。

二重丸の最後になりますが、頑張る事業者事業継続支援事業2,660万円は、経済的な影響を受けている事業者等のうち、新北海道スタイルの実践に取り組む事業者等を支援するため、令和2年11月から令和3年1月までの平均減収額に応じて、最大50万円の給付金を交付したものであります。

次に、2項徴税费、予算現額3,713万1,000円に対しまして、支出済額3,250万4,309円であります。

1目税務総務費、税務総務事務事業131万895円は、税務一般事務を行う上での費用で、10節需用費の細節1法令等追徴費や、次のページになりますが、18節負担金補助及び交付金、細節4十勝圏複合事務組合負担金につきましては滞納整理機構への負担金、細節9地方税の共同機構運用関係費負担金が主なものであります。

2目賦課徴収費、町民税等賦課徴収事務事業3,116万3,574円は、町民税等の賦課徴収事務を行う上での費用で、11節役務費の細節19コンビニ収納手数料は令和2年度の利用実績が2万8,277件で、それに伴う手数料を北海道銀行が加入している地銀ネットワークに支払いしたものであります。

次のページになります。

31節電子申告審査システム利用料は、税金の申告をパソコンで受けたものに対する利用料の負担金で、令和2年度は給与支払報告書など合計9,296件の受付を行ったところであり、

12節委託料、細節11路線価算定委託料は、令和3年度評価替えの準備に要した費用であります。

22節償還金利子及び割引料の過誤納還付金などであります。

次に、3項戸籍住民登録費、予算現額3,784万円に対しまして、支出済額2,429万4,241円であります。

1目戸籍住民登録費、戸籍・住民登録・印鑑登録管理事務事業2,429万4,241円は、戸籍及び住民登録に係る経費であります。

12節の委託料、細節6は戸籍電算システムの保守点検委託料であり、次のページになりますが、細節8はマイナンバー制度に係る個人番号カード等の作成委託料でありまして、令和2年度の個人番号カードの交付数は2,361件であり、これまでの累計交付数は4,657件であります。

13節使用料及び賃借料、細節20の戸籍総合システムブックレスソフト使用料は、戸籍電算化に伴うもの、17節備品購入費、細節2は平成30年度に更新した住基ネットワークシステム機器の備荒資金組合の支払費用であります。

4項選挙費、予算現額50万円に対しまして、支出済額28万797円であります。

1目選挙管理委員会費、選挙管理委員会運営事業は、選挙管理委員会委員の報酬ほか選挙管理委員会開催に係る費用であります。

5項統計調査費、予算現額1,473万2,000円に対しまして、支出済額1,309万1,975円であります。

1目統計調査費、統計調査事務事業は、国政調査及び工業統計調査の実施に伴う調査員報酬ほか、統計調査業務に要した費用であります。

次のページになります。

6項監査委員費、予算現額257万6,000円に対しまして、支出済額231万9,063円であります。

1目監査委員費、監査委員事務事業は、監査委員報酬及び監査業務に係る経費であります。

以上で、総務費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（谷口和弥） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

小川委員。

○委員（小川純文） 109 ページにあります、一般会計、2 款総務費、1 項総務管理費、10 目協働のまちづくり事業の中のマイホーム応援事業の関係でお聞きをしたいと思います。

この制度は、平成 24 年より定住促進住宅建設補助金という形でスタートいたしまして、その後、マイホーム応援事業ということで、第 1 弾、第 2 弾と継続してきているわけでありますけれども、最初のうちは、幕別本町地区ですと 300 万円の助成という形でスタートしたわけでありますけれども、現在は幕別本町地区、忠類地区だけでなく、町内全域に対して移住、また新しく住宅を取得するときには、この助成金が支給されるという形で、今進めておりますけれども、これをスタートするときに論議であったのが、個人の資産の造成に対して補助金を出す中で、この後の町の財源的保障というのは、バック財源というものはどうあるのだということで、その後、定住者が増えると、定住してきたときに、所得税だとか住民税だとか、あと住宅を建てますと固定資産税等の収入があるということで、初めのうちは 20 年かけたら何とか元が取れるという表現は的確ではないですけれども、投資した分が町に相当として戻ってくるという巡回の中での補助をしたいということでございましたけれども、現在またいろいろ補助の内容のメニューも変わっておりますけれども、ここに書いてあります札内地区、幕別市街、忠類市街での、現在の平均的な補助金の助成金の額と、これに対する移住者の移住または住宅を取得した方の固定資産税、住民税等で年間どのくらい入ってきているか、そういう統計がありましたらお知らせを頂きたいなと思います。

○委員長（谷口和弥） 住民生活課長。

○住民生活課長（谷口英将） まず、地域ごとの補助金の平均的な額ということであります。

令和 2 年度からは、補助金の加算額を上げているわけなのですけれども、一番マイホーム応援事業としてスタートした平成 27 年から令和元年の平均的な金額で申し上げますと、本町であれば家を新築したら 30 万円、それと地域加算で 50 万円、町内業者ですと 50 万円、ですから 130 万円、幕別本町地域に家を建てれば加算になると。忠類も同じような考え方になります。札内であれば、地域加算が該当になりませんので、新築住宅であれば 30 万円、もし町内業者を使われれば 50 万円プラスされますので 80 万円。さらにお子さんがいらっしゃいますとそれぞれ加算がついてくるというような状況になっております。

二つ目のご質問の投資に対する税収であります。直近で試算しているものが、同じように 5 年間実施した平成 27 年から令和元年度のもので推計を内部でしているものの内容でちょっとご答弁をさせていただきたいのですけれども、5 年間で 538 世帯、1,664 人の方がマイホーム応援事業を利用されているという形になります。そのうち、246 世帯、672 人の方が 5 年間で幕別町に転入をしてきていただいております。この 5 年間で交付決定している総金額が、幕別町から補助金を出した金額が 2 億 9,535 万円となっております。税収の関係なのですけれども、現役世代と高齢者世帯、それぞれ標準的な住民税と固定資産税、そういったものを個別に割り出して、ちょっと細かい計算は説明を省略しますが、10 年間で二つの税、恐らく約 9 億円を見込んでおります。ですから、10 年間で税収が 9 億円、5 年間で 2 億 9,000 万円の補助をしていますので、10 年間住んでいただければ、効果としては 6 億 500 万円余り、町として財政効果があったのかなと考えております。さらに、町内業者で住宅を建てると、町内業者にお金が回るわけなのですけれども、5 年間で 110 棟、町内業者の建設業者が請け負いまして、総事業費としては 25 億円ほどになっていますので、そういった意味でも効果があるのかなと思います。

最終的に、今そういった試算して、大体どのぐらいで 1 軒当たり投資した金額に対して、税収で戻ってくるかということを計算しますと、およそ 1 軒当たり 4 年半ぐらいで、現在では回収できるような計算になっております。

以上であります。

○委員長（谷口和弥） 小川委員。

○委員（小川純文） 平均補助額については、実際に交付した金額の平均値をもしよければお伝えを願いたい。項目で積算するのは、もう今までもいろいろ出ていますので、それは分かっていますので、本町地区と忠類地区は、基本加算が大きい。札内地区では基本加算がちょっと本町地区、忠類地区とは違いますけれども、件数的には札内地区が非常に多いという状況でございますので、その点をお願いいたします。

また、結構税収で返ってきているということで、この事業の効果と、税収のほかには定住人口もこの資料では3年間で300人以上の人口が増加したという経過もありますので、これについては事業の効果が非常にあるのではないかなと思うところであります。

もう一回すみませんけれども、実際交付した助成の平均値をお伝えいたしたいと思います。

○委員長（谷口和弥） 住民生活課長。

○住民生活課長（谷口英将） 令和2年度の決算で申し上げますと、割り返すと1件当たり61万4,000円になります。先ほどの5年間支給した平均で申し上げますと、1件当たり54万9,000円となっております。

○委員長（谷口和弥） 小川委員。

○委員（小川純文） 各地区で教えていただければ、分かりやすいなと思ったのですが、ここについてはよろしいです。

これ好評で進んできているわけでありまして、近年新規の宅地の造成が行われておりません。また、民間での宅地の開発もされておりますけれども、かなり埋まってきているということで、これからは本当逆に土地と空き家を供給する情報というのが、非常に大事になってくるのではないかなと思うところでありますけれども、ただいま町では空き家バンク、土地と家の不動産物件についての紹介をされているということもやっておりますけれども、その実績がバンクという割には、掲示されている物件数が非常に少なく、近々の状況では空き地10件、空き家1件という状況でございます。民間の新聞や何かで載っている情報でもこれ以上あるなというところでありますけれども、こういうものをもう少し提供していくことによって、また移住者も増えるのではないかと思いますけれども、物件が非常に少ないという状況については、どのようにお考えでしょうか。

○委員長（谷口和弥） 住民生活課長。

○住民生活課長（谷口英将） 今、ご紹介いただいたとおり、今現在、ホームページ上で掲載している物件につきましては、10件という形になっております。令和2年度末現在は、24件の残がありまして、今年度かなり空き地等が売買されて、現在は10件という形になっているところであります。この制度は、土地を売りたい、家を売りたいという方と、それを買いたいという方のマッチングをする、町の役割ということで考えております。現在も、さらにその物件を増やすために、例えば6月の税の発布のときには、町外で幕別町に土地ですとか家を持っている納税者の方に、大体800件ほどいらっしゃるのですけれども、そういった方にこういった空き地・空き家バンクの登録制度がありますよといったご紹介ですとか、宅建業者の帯広支部で年3回ほど会合を開いているのですけれども、その会報の中に幕別町の空き家バンクの周知をしているところです。ただ、一向に今ご紹介いただいたように、なかなか件数が増えないといったところで、今現在、こういった空き地や空き家を持っている方が売りに出す、背中を押せるような仕組みがあると、さらにバンクの関係の登録件数もそうですし、循環、家を取り壊してさらに新築の家が建てるというものを、今現状ではその課題を把握しているというところで、まだちょっと正式なお答えにはなっていないのですけれども、そういった関係機関を通じて今、ニーズの掘り起こしをしているという状況であります。

○委員長（谷口和弥） 小川委員。

○委員（小川純文） 結構古くからある団地だとか、いろんなところでだんだん空洞化が起きてきているという状況もございます。せっきゃく空き地・空き家バンク等も設置したので、不動産関係の業界にも積極的に声をかけて、例えば今ある助成金の制度の中で、空き地・空き家バンクから土地を購入したり、中古物件を購入したときには、また若干加算があるような、そういうリンクした中で、これからより一層発展していけば、お互いに効果があるのではないかなと思うところでありますけれども、そういうお考えをお持ちでしょうか。また、今後を見据えた戦略等々もあれば、お伝えを頂きたいと思います。

○委員長（谷口和弥） 住民生活課長。

○住民生活課長（谷口英将） 空き家バンクとリンクさせての加算ということは、この令和2年度の新制度になるときにも一度検討しております。もう少し住宅を持っている方々のニーズをちょっと掘り下げる必要があるということですから、空き地になっている場所ですとか、空き家の状態になっている人たちの所有者が、どういうふう to ニーズを持っているのかということを調べていく必要があるということです。令和2年度は見送っているのですけれども、今ご紹介いただいたような内容も踏まえて、今現在ニーズの調査をしているところでありますので、より定住対策につながるマイホーム応援事業というのを考えてまいりたいと考えています。

以上です。

(関連の声あり)

○委員長(谷口和弥) 酒井委員。

○委員(酒井はやみ) 応援事業についてですが、令和2年度から対象年齢を70歳未満までだったものを、40歳未満までに制限をしました。制度内容を変更によって、影響が何かあったのか、なかったのかという点と、その変更したことでの結果について、どのように評価しているか伺います。

○委員長(谷口和弥) 住民生活課長。

○住民生活課長(谷口英将) 最初の、70歳から40歳までに年齢を引き下げたことによる影響ということでもありますけれども、令和2年度当初、数件の問合せがございまして、今までは40歳以上でも該当になったのだけれども、どうなのだろうかというような問合せが3件程度ございました。5年間の実績で、大体40歳未満の交付の方が約9割を占めておりますので、大きな影響、確かに対象者を絞ったという意味では影響はありますけれども、問合せと過去の給付件数の割合から見ると、大きな影響というものはないのかなと感じております。

以上です。

○委員長(谷口和弥) よろしいですか。

ほかに関連はありますか。

(なしの声あり)

ほかに質疑のある方。

荒委員。

○委員(荒 貴賀) 2点お聞きしたいと思います。

1点目です。119ページ、14目交通防犯費、26節公課費、コミュニティバス運行事業についてです。

平成24年度から運行試験が開始されて、プロポーザルを行い、平成25年度より十勝バスの委託によって高齢者の足の確保として運行されてきているところであります。契約更新、委託期間というのはどのようなになっていますか。あと、またやはり契約更新時に、地域間運行、幕別と札内の連結などそういったことを考えた委託契約というのは考えられないのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

2点目です。144ページ、3項戸籍住民登録費、1目戸籍住民登録費、戸籍・住民登録・印鑑登録管理事業です。資料の48ページにも同じ事業のことが説明であるのですが、個人番号交付実績であります。令和2年度2,361枚と、前年度と比べますと5倍と大きく増えているところであります。2016年度に運用が開始されまして、今現在、個人情報の管理が大変重要な状況で、たくさんひもづけがされているところであります。特に令和2年度は国民1人当たり10万円の交付が行われた際、マイナンバーの活用が給付の迅速化ということで、大変都市部では混乱した状況がありました。幕別町では、どういった状況があったのかについてお聞きしたいと思います。

○委員長(谷口和弥) 防災環境課長。

○防災環境課長(寺田 治) はじめに、私のほうからはコミバスの契約期間でございますね。コミティバスは十勝バスさんと契約を結んでおりますが、平成25年から5か年契約で、25、26、27、28、29年まで、平成30年に更新しまして、さらに5年ですので、令和5年までの現在契約期間となっております。

それと、幕別と札内の市街地を連結させるような運行でございますが、今現在は幕別市街のまわりのバスと、札内市街のさつバスを走らせております。これ目的が、公共交通の空白地にお住まいの方の利便性を図るために運行しておりまして、最寄りの駅ですとか、あるいはバスの停留所にアクセスさせるために走らせているものでございますので、幕別地区は幕別駅周辺、札内地区も札内駅周辺を中心に循環しているということになりますので、幕別と札内を結ぶとなりますと、路線バスの意味合いが強くなってきますので、コミバスで走らすことはちょっとできないというふうに考えております。

それと、先ほど契約期間のお話しましたが、契約ということではなくて協定ですね。あくまでも協定を結ばせていただいているということで、訂正させていただきます。

○委員長(谷口和弥) 住民生活課長。

○住民生活課長(谷口英将) 特別給付金の給付に際して、マイナンバー活用で何か影響があったかということでもありますけれども、昨年も予算のときですとかに、何回もマイナンバー活用されている方は二重で申請することができるということがありました。現に試しでやってみても、そういうことがありましたけれども、そこはきちんと紙媒体で1回吐き出して、二重給付にならないようにチェックをしたということでもあります。ですから、マイナンバーを活用して定額給付金を申請されたこと自体に関しては、影響はなかったと考えております。

以上です。

○委員長（谷口和弥） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） コミバスのほうなのですが、契約ではなくて協定、いわゆる取決めということになっているのかなと思います。やはり協定内容、契約ではないのであれなのですが、地域の交通、いわゆるコミバスのこうした連結運用というのは、やはり多くの住民の方が求められているものですので、何らかの方法が取ればいいかなと思って提案したところであります。

もう一つですが、コミバスについてもう一つお聞きしたいのですが、現在コミバスが5時で運行が終了しているところではあるのですが、札内の中学校に通う保護者から、部活の終了時間で利用できないかという声もあります。時間の延長ですか。冬になってきて、日が落ちる時間が大変早くなってきている。遅くまで活動すると、やはり保護者からは部活終了時に不安だという声があります。特に東中は札内の西町から通うので、札内の端から端の状況になっているのです。やはりこういった状況から、生徒の安全を考えた実施というものを少し提案したいと思うのですがいかがでしょうか。

マイナンバーについては理解しました。混乱がなかったということでもあります。マイナンバーカードを個人情報が大変大切なところでありますので、管理が国ということもありますが、やはり住民の個人情報の管理ということで、ぜひその辺もしっかりと対応していただければと思います。

○委員長（谷口和弥） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） コミバスのダイヤのご質問だと思いますけれども、さつバスにつきましては、平成30年にバス1台増やしまして、逆回り便を作りまして、大分利便性がよくなりました。ただ、時間帯につきましては、5便体制で運行しておりまして、この5便体制なのですけれども、学生さんばかりではなくて一般の方も利用されると。利用される方が、JRですとかバスに乗り継ぐことも考えての時間設定になっております。もちろん便数を増やせば、利便性がどんどん上がってくるのですけれども、経費がその分多くなってきますので、利用状況につきまして、休日運行してほしいというお話も中にはあって、アンケート調査も取って、利用状況も実際に試験運行してやってみたのですけれども、やっぱり休日が平日より半分近くしか乗っていないというところもありまして、この辺も引き続き、またニーズの調査を含めて、ダイヤ改正、これも含めて、またニーズ調査をやってからのお話になるかなと思いますので、引き続き検討していきたいと思います。

○委員長（谷口和弥） ほかにありませんか。

（関連の声あり）

小島委員。

○委員（小島智恵） コミバスの関連なのですけれども、資料27ページを見てみますと、コロナの影響あるかと思いますが、札内線は2台に乗車して利便性の向上なされているのですけれども、前年比1,700人も減少しております。一方で、幕別線は504人の増加になっております。この辺の分析、評価、どのようにされていますか。

○委員長（谷口和弥） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） コミバスの利用状況でございます。

令和2年度の利用状況につきましては、コミバスだけではなくて、乗合タクシーも含めて、やはりコロナの影響で外出自粛の影響がありまして、かなり利用客が減っております。その中で幕別線だけ利用状況が増えているのですが、これを調べてみますと、令和2年5月末に緊急事態宣言明けて、6月、7月、8月と子どもの利用がかなり多かったです。これの原因はちょっと何でそんなに乗ったのかが分からないのですけれども、利用状況を見ると、6、7、8のこの3か月で相当数のお子さんが乗られていると。大人の利用につきましては、前年とほぼほぼ変わらないぐらいです。札内線は、大人の利用も落ち込んでいるのですが、そういう意味では、幕別線につきましては、大人の利用も買い物利用とかで必要に迫られてやはり乗っておられるのかなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（谷口和弥） 小島委員。

○委員（小島智恵） コロナの外出自粛というのが大きかったのでしょうかけれども、幕別がコロナ禍であっても増えているというの、子どもの利用だったり、大人の利用も結局買い物等々、やはり生活する上での必要性の高さというのが、コロナ禍であっても、やっぱり特に幕別線は必要なのだなというのを強く感じたところなのですけれども、札内線のほうももう少し安定的に乗車していくために、先ほどもニーズ調査、ダイヤ改正なんて話もあったのですけれども、特に札内線、どういうふうに今後考えていかれるのか伺います。

○委員長（谷口和弥） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） この辺は、地方公共交通の在り方、一般質問でもあったのですが、今後利用客伸ばすために、やはり今コロナの時期なのでなかなか難しいのですが、やはり目的場所、魅力のある目的場所、おいしいお店や何かを紹介して、ぜひコミュニティバスを乗って、スーパープレミアム券を使って、町内のお店に出向くと。そういったご案内や何かも必要になってくるというふうに思っております。

以上です。

○委員長（谷口和弥） ほかに総務費の質問は。

小田委員。

○委員（小田新紀） 3点質問いたします。

まず1点目、115ページ、1項総務管理費の13目防災諸費、防災行政無線システム整備事業についてです。こちらのほうについては、肝煎りというか、大きな事業ということで、資料のほうを拝見させていただきまして、配布率約80%ほどということになっておりまして、これを受けての、今年度のさらに残り20%ほどの呼びかけ等々について、どのようにお考えになっておられるか。また設置率について把握され、各家庭で配布されたあとの設置されているか、あるいは設置したのだけれども切ってしまったとか、そういった部分というのは把握できているのであれば、数字をお示しいただければと思います。また、把握できていない場合につきましては、設置状況についてはどのようにお考えになっていくのかということです。要は、よい事業だなというふうに考えているのですが、それが広く町民にやっばり普及して、効果的に使ってもらえると。この事業、防災無線システムによって、1人でも2人でも命が守られたりとか、あるいは安全に生活できるということが最大の効果だと思いますので、そこに向けての取組状況について伺いいたします。

それから2点目、131ページ、同じく総務管理費ですが、22目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費となりますが、そのテレワーク環境構築事業です。資料の新型コロナウイルス関係の資料、8ページのほうに内訳公課についてありました。テレワークの町のほうの職員の状況について、現在の状況をお伺いしたいと思いますが、公課のほうでは緊急時等に自宅などでの勤務が可能になったとか、あるいはテレビ会議システムを導入というふうにあります。これ新型コロナウイルス感染症の状況次第での取組になっているのか、またあるいは今後スタンダードな形として取り組んでいけるのか、それらも含めて現在の状況について伺います。

それから3点目、143ページ、第2項徴税費、2目賦課徴収税の町民税等賦課徴収事務事業ということになりますが、昨年度、スマートフォン決済というものが新たに本町で導入されて、非常に徴収方法がさらに増えて、よかったなというふうに考えているわけですが、件数については資料にありましたので把握しておりますが、そういったスマートフォン決済、特に若い方が取り組まれたのかなというふうに思うのですが、これに対する町の手数料の負担とか、納税状況、件数は分かりましたが、スピード感とかあるいは町民の中の満足度といったあたり、把握している部分があれば、評価として伺いしたいと思います。

以上です。

○委員長（谷口和弥） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 私のほうから、はじめに防災行政無線の配布率、おおむね8割配布終わっております。残り2割、20%をどうするかということでございますが、町としては引き続き、配布受け取っておられない方に対して、広報紙等でお知らせするというふうに考えておりますが、最大の防災無線のメリットが、私どもとしてはJアラートと連携しているということで、自動で連携することができるので、その辺を例えば夜中寝ているときに、緊急の国民情報とかが流れてきたときに、防災無線で流れますので、そういったメリットをご案内していきたいというふうに考えております。

それと、2点目が設置状況。防災無線は受け取ったのですが、家の中で設置しているかどうかという調査までは、ちょっとしておりませんので、把握できない状況でございます。もしそういう方がいらっしゃるとすれば、恐らくラインとも連携しているので、ラインで見られるので、つけなくてもいいわというふうに思っている方もいらっしゃると思いますので、ぜひラインも夜中寝ているときに気づかないということもございますので、ぜひ防災無線を設置していただいて、緊急時の対応というか、備えとして設置していただきたいというふうにアナウンスしていきたいと思います。

以上です。

○委員長（谷口和弥） 総務課長。

○総務課長（佐藤勝博） 私のほうから、テレワークについてでございます。

町でのテレワークの実施にあたっては、昨年導入してから1月試行等を経て、実際には今年の2回目の緊急事態になりました5月20日から、実際の本格運用実施を行っているところであります。実際、コロナ禍という中での対応で、在宅勤務、それから分散勤務といって会議室を利用したサテライト勤務等を行っておりまして、実績等をちょっと申し上げますと、これまで5月20日から8月26日まで、緊急事態宣言等が明けたあとも、コロナ禍にある対策ということで、取組を継続している状況でございますが、町全体で申し上げますと、在宅勤務が延べ109人、それから分散勤務が延べ51人ということで、1日当たりにすると、在宅勤務でいうと1日2人、分散勤務でいうと1日1人というような、ちょっと平均にしてしまうとすごく少ないように思うのですが、限られた状況の中で取組を進めているところでございます。かなり実際始めてみて、職員の意識も変わったというところがやっぱり大きいところで、なかなか実態にはテレワークというのはなじまないだろうという感覚があったのですが、やはり取り組んでみて、意外にできる、効果的なものも十分考えられるということで、職員のまず意識も変わっておりますし、そういったところも踏まえて、コロナ禍で始めてはいるのですけれども、今後に向けては、まずはコロナ対策というところはあるのですけれども、通常の中でも推進していければと思っております。

○委員長（谷口和弥） 税務課長。

○税務課長（高橋修二） 3点目のスマホの関係でございます。

これにつきましては、資料の47ページにも記載をさせていただいているところでございますけれども、手数料については、コンビニ収納の手数料と同額の1件当たり60円となっております。

また、利用されている世代、こちらのほうで見ている中では、やはり若い世代、20代、30代、40代の若い世代の方のご利用が多いというふうに見ています。また、この資料にもありますように、今状況からいたしますと、通常、これまでコンビニ収納をされていた方が、コンビニ収納用のバーコードが記載された納付書を使って、スマホを決済されているというような状況なのかなというふうにこちらのほうでは考えているところでございます。

○委員長（谷口和弥） 小田委員。

○委員（小田新紀） まず、1点目につきまして、防災行政無線システムですが、やはりちょっと私たちの周りでも、受け取ったけれども設置まで至っていない。そのままに置いてありますという方であったりとか、やはりうるさいのかというか、切ってしまっているというような方も少なからずおられることは、間違いはございません。先ほどご答弁あったとおり、SNSも同時に、確かにライン、メール等々同時に発信されて、そちらが見られるからいいという場合だったら、問題ないかなという部分もありますけれども、本当にいざ大きな災害、あるいはJアラートもそうですけれども、そういったときに、先ほど申し上げましたとおり、1人でも2人でもそれによって救われるというような状況が生み出されるような努力ということを、先ほど申し上げた、放置したり、切っている状況もあるということも把握した上で、そういった対策を今後も検討いただきたいというふうに要望いたします。

二つ目、テレワークについてということで、職員の意識が大きく変わってきたと。行政の職員については、テレワークが合わないというようなことなんか、以前そういった声も聞いている中でしたが、私も経験上、逆に公務員のほうがそういうことを利用できる状況というのは多いのではないかなというふうに考えている部分もあります。そういった部分で職員の皆さんが、少しずつテレワークのメリットについて意識されてきたということについては、よかったなというふうに考えるわけですが、今後、今回はコロナウイルス感染ということで、交付金もあって、その予算を使って、そういった設備投資というか、投資ではないですね、設備が整えられたということでありますが、各一般企業においては、それは自費のお金で設備投資をして、それからコロナ対策というのみならず、もともとテレワークは国が推奨していることであり、成長戦略という形で考えているところであります。そういった町のほうにも、多額な交付金が入って導入できているということ、また一般企業に模範を示すという部分においても、自治者が中心にテレワークの、何でもやればいいというものではないというのは把握しておりますけれども、今後さらに職員の仕事の効率化、あるいは移動に伴う時間短縮であったりとか、あるいは交通費の削減であったりとか、そういったものの効果も見込まれるかなというふうに期待しますし、だからさらにいえば、町民サービスへの向上という部分においても、有効に活用していくというようなことを検討していくべきではないかなというふうに思いますが、そのあたりの考えをお聞かせいただければと思います。

それから、最後決済について、コンビニ収納ということで、決算書のほうにコンビニ収納手数料で、

先ほど部長が件数おっしゃられた部分も含まれているということで理解しましたが、こういった私も昨年度、今年度とスマートフォンで決済させてもらいました。何となくペイペイという声もして、何となく気持ちよく納税できたりとか、あとポイントがつくのですよね。そういったメリットもあって、とても税を納めるって何となく気持ちとしてはマイナスになるのですけれども、少しでもそういったプラスになるような。今後もこういった別の方法とかということも考えられているのかも含めて、最後確認したいと思います。

○委員長（谷口和弥） 総務課長。

○総務課長（佐藤勝博） テレワークですけれども、小田委員おっしゃっていただいたように、今回これまでの実施、実践を通じて、非常に効果というものを、意識改革だけではなくて、いわゆる業務の効率化、そのことが住民サービスの向上というところがつながりますし、このことは働き方改革なんかにも当然結びつきますけれども、そういった効果をしっかり把握して、さらには見えている課題なんかもちんちんと整理しながら、さらに結果的には住民のサービス向上につながるような働き方になりますように推進をしてまいりたいと考えております。

○委員長（谷口和弥） 税務課長

○税務課長（高橋修二） 今、小田委員おっしゃられたとおり、スマホのほう、ペイペイのほうはポイントもつくということで、今ペイペイとラインペイと2種類の制度で行っています。

また、現状では、口座振替ですとか、窓口納付、コンビニ収納ということで、今進めおりますので、税務課としては、今後においても納税環境の整備には努めてまいりたいと考えておりますが、当面はこの体制で進めていきたいと考えております。

○委員長（谷口和弥） 委員の皆さまにお尋ねします。

総務費で質疑を予定している方は挙手していただけます。

はい、おろしてください。

審査の途中ですが、この際13時ちょうどまで休憩をいたします。

12:04 休憩

13:00 再開

○委員長（谷口和弥） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務費の質疑をお受けいたします。

岡本委員。

○委員（岡本眞利子） 決算資料の110ページ、13目の防災諸費について1点だけお伺いしたいと思います。

防災会議委員が15名いるということですが、これは以前も質問をしているのですけれども、防災委員の中で女性は何人登用されているか。東日本大震災から10年になるわけですが、女性の委員が多いことにより女性の視点を生かせると思いますが、10年たって以前とはどのくらい増えているのかをお伺いしたいと思います。

○委員長（谷口和弥） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 防災会議の委員でございます。決算書に書いてある15名は報酬が発生する方のみ15名、定員は33名おまして、会長を除いて32名現在おります。そのうち女性ですけれども、公募委員8名のうち3名が女性、それと自主防災組織3人のうち1名が女性で、合計4名が女性となっております。

以上です。

○委員長（谷口和弥） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 失礼しました。前回10年前と比べてということですが、前回の任期の防災委員で申しますと、女性2名でしたので、今回4名ですので2名増えているという状況でございます。

以上です。

○委員長（谷口和弥） 岡本委員。

○委員（岡本眞利子） 若干増えているということは確認ができるのですけれども、国では25年までには30%の目標を掲げるということですが、本町としてはどうでしょうか。30%の目標までは近づけるのかお伺いいたします。

○委員長（谷口和弥） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 30%女性にということですがけれども、理想としてはそれぐらい増えればいいなと思っておりますけれども、定員数からいうと9名、10名でございます。可能な限り女性の意見をお聞きしたいというのは同じ意見でございますので、公募をかけるときにも、なるべく女性の方にも積極的に参加していただきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（谷口和弥） 岡本委員。

○委員（岡本眞利子） その点につきましては分かりました。その中で今、自然災害が激甚や頻発をする中で、風雨予測、避難の見極めなども考慮しまして、今後気象防災アドバイザーも普及させていく必要があるのではないかと思います、その点についてはいかがでしょうか。

○委員長（谷口和弥） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 気象防災アドバイザーと言うと、その方がどのような資格をお持ちになっているのかを把握していない部分があったのですが、いずれにしても自然災害については、地震以外は予測もできますので、新たに採用した防災マネージャーも含めて、最新の気象情報に注意しながら、防災無線も入れましたので、緊急的な情報はJアラートで皆さんに瞬時にお知らせすることができましたので、そういったものを活用しながら、今後とも研究、検討してまいりたいと思っております。

○委員長（谷口和弥） ほかに質疑はありませんか。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 3点お尋ねしたいと思います。

1点目はページ数で行きますと123ページ、諸費のふるさと納税寄附返礼品贈呈事業ということで計上されております。このふるさと納税につきましては、前段の最初に総務部長から資料の説明をいただきました。総額で1万6,894件の2億8,779万160円ということでありましたけれども、これは実際に寄せられた寄附金額と、またそれによる返礼品の経費であるとか、さらには市町村民税の控除というものもございます。したがってそれぞれお尋ねしたいのは、寄附金に対する控除額、町民が他の自治体に対して寄附を行って税を控除されるというその件数、金額、幾らになるのか伺いたいと思います。

次に、ページ数で行きましたら、140ページの2項徴税費、1目税務総務費に関わりまして、資料で提出いただきました税の減免猶予の実績についてお尋ねをいたしました。資料をいただいたのですが、この減免であるとか猶予に至った理由というのは、やはりコロナ関係で事業が伸びなかったということが大きかったのでしょうか。

もう1点、この件数で行けば、実は今年の1月の全員協議会のときにもお尋ねをさせていただいたのですが、そのときの件数は実はその時点で46件という報告をいただいております。今回は件数は随分下がっているのですが、猶予に関しまして、その辺の変化と言いますか、その後に納税に至ったということがあって、件数が減っているのか伺いたいと思います。

最後です。143ページ、同じ款項目になりますけれども、18の負担金補助及び交付金の4の滞納整理機構、毎年お伺いしているところでありますが、今年の実績については、非常に小さくなってきて、それぞれ滞納整理機構に委ねた件数、引き渡し件数が6件で、最終的には渡した金額は362万円ということですが、収納に至ったのは139万円で、全体としては38%。負担金が生じているわけですから、差引すると四十七、八万程度の実績かなというふうに思います。この事業については、だんだんそういった費用対効果の面を考えても、そろそろ効果が薄く、役割を果たしてきているのではないかなというふうに思います、考え方を伺います。

○委員長（谷口和弥） 商工観光課長。

○商工観光課長（西嶋 慎） 私からは1番目のふるさと寄附に関するご質問にお答えしたいと思います。

令和2年度課税ベースで、町民による町外への寄附の件数は413件。合わせて町外の寄附の金額が3,828万8,900円。それによる町民税の減収額は1,594万8,183円であります。

○委員長（谷口和弥） 税務課長。

○税務課長（高橋修二） それでは私のほうからは2点目、3点目ご説明を申し上げたいと思います。

まずは税の猶予の関係です。先ほど委員がおっしゃられましたとおり、年度途中では46件ということで、これにつきましては、申請件数が49件あったということで、先ほどお話ししたとおり当初申請をしたのですが、年度末までに納付の環境が整ったということで、納付をいただいたということで、こちらに載っているのが延べ5件という金額になっていきますけれども、これは最終的に猶予をされた金額ということで、そのほかについては納付をいただいていたという状況になっています。

あとは滞納整理機構の関係でございます。これについては、年々預けている件数は減ってきている状況に、委員おっしゃられるとおりでございます。令和2年度については6件、今年度においては5件というような状況になっております。この滞納整理機構のあり方についても、いろいろとご意見がある中で、十勝管内で取り組んできた中で、各町村やはり置かれている状況が違うということもございまして、なかなか単独町村の意見が反映できていないというような状況にもなっています。今年度令和3年度から、滞納整理機構の体制も大きく変わって、派遣人数が減ったり、預けている件数も減ったりというような状況にありまして、滞納整理機構の構成課長会の中では、常時ずっと続けるということではなくて、5年に1回、立ち止まってあり方を見直していこうというようなことで、意見はまとまっている状況にあります。今後、存続廃止含めてというような状況には、まだ今時点ではなっていないというようなことでございます。

○委員長（谷口和弥） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 納税の猶予の件は理解をいたしました。

ふるさと納税に関わって、この制度というか政策の活用の仕方について、常々疑問を持っていたものですから発言をしたいと思うのですが、結局以前はふるさと納税という言い方をしておりまして、先ほどお答えをさせていただきましたような利用した方たちの減税の役割も果たしてきているというようなこともありまして、本来的には私はこういったふるさとの支援という形から見れば、この制度に乗れる自治体もあれば、なかなか効果が上がらない自治体も、毎年毎年明確にされてきているわけですから、仕組みとしては非常に公平性に欠くものだというふうに思っております。それでうちの町も当初はそんなにウエートは大きくなかったのですが、だんだん力を入れてこられたと言いますか、それはそれで有効活用されてきまして、現在2億円を超える寄附をいただいている。2億8,000万円ということですが、ただいまお聞きしたように、実質的にこの2億8,000万円を使うと、寄附としていただけたということではなくて、そこから税の今の413件、他に寄附された方たちの減税した分のマイナス分、それからここに載っております諸経費、これが1億2,251万円ということですから、合わせて1億4,000万円の支出になるというふうに思います。そうしますと、実際は2億8,000万円の寄附があったとしても、そういう計算で行くと半額、半分の財源の活用になるのではないかとこのように思います。

戻りますけれども、これは決して安定した財源というふうに見ていらっしゃると思うのですが、そういうものではなくて、そのときそのときの非常に浮き沈みのある仕組みでもありますから、たくさんの事業に目的を持って寄附されていらっしゃる方たちの思いも受け止めながらも、しかしこういった財源に依存するのではなくて、本来であれば町の財源をきちっと確保しながら、こういう事業も推進するというのが原則だと思うのです。そういう点で、考え方について改めてお聞きしておきたいと、このように思います。

3点目の滞納整理機構につきましては、5年で見直すというよりは協議をされるということなのですね。それでそして必ず回り番で町村からも職員が派遣されたり等、そういう当番に当たったら、回していかなければならないというようなこともありますよね。思い切って構成団体の幕別町一人として、もうそろそろ役割は終わったのではないかとこの発言を、姿勢を示していくときではないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（谷口和弥） 企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） ふるさと納税に関することで、委員がご心配しているうちから他の団体に納付した場合は、確かに収入が1,500万円減るということでございます。それは表面上そうなのですが、実を言いますとこの制度については、交付税上の仕組みもございまして、要はうちの収入が減るということは、交付税でいう基準財政収入枠が減ることになります。ということになりますと、減った分についての75%は、交付税で措置されるということになります。ですから実質うちの町の減収額というのは、確かに25%は減収になるのですが、そのうち75%は交付税に算入されると。また、うちが受けた収入があります。それについては交付税の基準財政収入から除くとなりますので、それは丸々うちが収入を受けるという制度になっております。ご理解いただけますでしょうか。そういうことのまず収入上の仕組みがあると。かつこの制度の利用なのですが、国において地方の、要は稼ぐ仕組みという一つの仕組みでございまして、やはり国においてこういう制度をつくった以上、私どもがその制度の中で最大限寄附をしてもらえるようなまちづくりをしていくという面においては、この制度は有効であるということと考えておりますし、また先ほど言いましたように、収入上の問題もさほど大きな影響はないということよると、やはり私どもは最大限この制度を活用して、まちづくりを円滑に

進めていく。またまちづくりを進める上で、さらに魅力をアップして収入、給付を受けるというような好循環のほうに持っていく必要があるかというふうに思っております。

○委員長（谷口和弥） 税務課長。

○税務課長（高橋修二） 今、委員がおっしゃられたように、これまで今回の見直しの中でも、やはりうちの町を含めて滞納整理機構のあり方、規模の縮小や人員の減少、規模を縮小した中でということもある町村もあれば、中にはやはりもう少し規模を拡大して滞納整理機構で扱っていただける案件を増やしてほしいというような町村もございました。そういう中でやはり毎年毎年状況が変わっていくということで、一度その機構のあり方については、一度構成したらそれがずっと行くのではなくて、5年に1回、どういう形がいいのか、それを協議しようということで、今回の見直しの中では一定の結果を見たというような状況になっています。今後において、やはりそういった状況も踏まえながら各町村、当然町の意見は会議の中で発言をさせていただいていますけれども、何せ管内の組織でございますので、なかなか思うように行かないというようなところが実際のところというところでございます。

○委員長（谷口和弥） 企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 今のは課長が説明したものでよろしいのですけれども、具体的に言いますと令和3年度に新体制になりましたと。課長がお話ししましたように、5年をめどにということで、令和8年度に見直しを行うという方向は確認をされております。その見直しを実施するに当たって、令和6年度にその検討を始め、令和8年度に対してどうするかというようなスケジュールになっているということでございます。

○委員長（谷口和弥） 中橋委員。この決算審査に必要な質問でしたらご指名しますけれども、もう既にぎりぎりのところに行っているのではないかという印象を、委員長としては受けているところなのですけれども、必要な質問ということで続けられますか。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 分かりました。ふるさと納税に関わりましては、収入支出それぞれ明らかにしていただきましたので、そのことは理解をしたいと思います。考え方として、決して税制度として自治体の税制度としては安定的な財源と見ていけるものではないということは申し上げておきたいと思います。

滞納整理機構につきましては分かりました。令和8年に向けて、6年度再度議論を始められるということでもありますね。いただきました資料に、滞納整理機構全体の収納率も示していただいております。この全体からいっても、幕別町の収納率とそう変わらない。きっと市町村によって違いがあるのでしょうけれども、変わらない数字、平成30年度28.89、元年度35.54とこういうふうになっております。したがって繰り返しになりますけれども、令和6年度の開始されます協議におきまして、今申し上げたような姿勢も含めて臨んでいただきたいということを申し上げまして、終わらせていただきたいと思います。

○委員長（谷口和弥） ほかに質疑のある委員はいらっしゃいますか。

（なしの声あり）

2款総務費につきましては、ほかに質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。次に、3款民生費に入らせていただきます。3款民生費の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（細澤正典） 3款民生費についてご説明申し上げます。

150 ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、予算現額24億8,097万7,000円に対しまして、支出済額24億535万2,894円であります。

なお、繰越明許費といたしまして、108万5,000円を翌年度に繰り越しております。これは障がい者自立支援給付事業の委託料であります。

1目社会福祉総務費、備考欄の中ほどになりますが、民生委員児童委員活動支援事業766万8,170円は、主なものとして1節社会福祉委員64人にかかる報酬と、8節の費用弁償、18節の民生委員の活動に対する交付金であります。

その下、社会福祉会活動支援事業2,971万7,689円は、社会福祉協議会の運営に対する補助金であります。

152 ページになります。

2目国民年金事務費、国民年金事務事業372万3,702円は、国民年金事務に要した経費であり、担当職員1名分の人件費などであります。

3 目障害者福祉費、障害者福祉計画策定委員会運営事業 50 万 912 円は、主なものとして策定委員会委員 12 名の報酬及び費用弁償と、アンケート調査に要した郵便料であります。

下段の障害者自立支援給付事業 8 億 2,952 万 8,845 円は、次のページになりますが、主なものは 19 節扶助費の障害者支援費であり、生活介助や就労支援などの福祉サービスのほか、障がい児通所支援などの利用に係る経費であります。

次に中段の自立支援医療費給付事業 3,546 万 1,309 円は、身体機能障がいを軽減するまたは改善するための医療費を助成したものであります。

次の障害者地域生活支援事業 1 億 1,213 万 3,041 円は、主なものとして 12 節委託料、細節 6 の訪問入浴サービス事業や、細節 8 日中一時支援事業の委託料などであります。

156 ページになります。

中段の障害者相談支援事業 1,079 万 6,110 円は、主なものとして 12 節委託料、細節 5 の専門的な相談支援を行う基幹相談支援センター機能強化事業の委託料であります。

次の障がい者就労支援事業 597 万 2,801 円は、主なものとして障がい者就労発達支援コーディネーターと、チャレンジ雇用事業等を担当する事務補助員の人件費のほか、7 節報償費、細節 3 障がい者職場体験事業に係る謝礼などであります。

158 ページになります。

上から 2 つ目の心身障害者（児）通院（所）交通費助成事業 442 万 2,200 円は、障がいや特定疾患等がある方に対し、訓練のための施設への通所や、治療のための通院等に係る交通費を扶助したものであります。

4 目東十勝障害認定審査会費、東十勝障害認定審査会事務事業 295 万 9,905 円は、十勝東部 4 町で共同設置している障害支援区分認定審査会の運営に要した経費であり、主なものとして認定審査会委員 5 名の報酬及び費用弁償のほか、事務補助員の人件費などであります。

160 ページになります。

5 目福祉医療費、重度心身障害者医療費助成事業 3,898 万 376 円と、次のひとり親の家庭等医療費助成事業 1,206 万 9,242 円は、重度心身障がい者及びひとり親家庭等の方々に対する医療費扶助やその事務に要した経費であります。

令和 2 度末の対象者は、重度心身障がい者が 390 人で前年度と同数であり、ひとり親家庭等は 753 人で、前年度と比較すると 44 人の減であります。

6 目老人福祉費、下段の敬老祝金等支給事業 1,064 万 3,778 円は、主に 7 節報償費、細節 2 敬老祝金と、次のページにわたりますが、18 節負担金補助及び交付金、細節 3 地域敬老行事奨励金であります。

本町における令和 3 年 3 月末現在の高齢者数は 8,731 人で、高齢化率は 33.09%であり、前年度と比較しますと 95 人の増、率にして 0.51 ポイントの増であり、敬老祝金の対象者は 455 人でありました。

上段の老人保護措置事業 935 万 8,070 円は、主に 19 節扶助費の養護老人ホーム入所者に係る措置費であります。

次の社会福祉法人等介護サービス利用者負担額軽減事業 908 万 9,056 円は、19 節扶助費の社会福祉法人等が介護サービス利用料を軽減した場合に、当該法人等に対して扶助したものであります。

食の自立支援サービス事業から、次のページ老人日常用具給付事業までは、介護保険を補完する各種サービス事業であります。

1 ページ飛びまして、166 ページになります。

中段の福祉バス運行事業 1,615 万 225 円は、福祉バス 3 台の運行委託料であります。

次に下段の地域介護・福祉空間整備等施設整備事業 1,100 万 8,000 円は、町内 2 か所の介護サービス事業所が行った施設の冷暖房設備の設置等に対する補助金であります。

7 目後期高齢者医療費、後期高齢者医療療養給付事業 3 億 3,852 万 953 円は、後期高齢者医療制度に要した経費であり、次のページになりますが、18 節負担金補助及び交付金、細節 3 療養給付等負担は、療養給付費に係る町の負担分で、給付費の 12 分の 1 に相当する額であります。

8 目介護支援費、介護予防支援 1,287 万 6,878 円は、要支援認定者に対する介護予防プラン作成に要した経費が主なものであります。

令和 2 年度の介護予防プランの作成委託件数は 989 件で、委託先の町内の居宅介護支援事業所の廃止や規模縮小があり、前年度と比較して、352 件の減となっております。

9 目社会福祉施設費、生活館維持管理事業 278 万 9,501 円は、千住生活館の管理運営に要した経費であります。

170 ページになります。

10 目保健福祉センター管理費、保健福祉センター維持管理事業 2,013 万 3,441 円は、保健福祉センターの管理運営に要した経費であります。

172 ページになります。

11 目老人福祉センター管理費、老人福祉センター維持管理事業 824 万 9,485 円は、老人福祉センターの管理運営に要した経費であります。

令和 2 年度の利用者数は延べ 3 万 6,361 人で、前年度と比較しますと 8,876 人の減であります。これは新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発出したことによる 27 日間の休館と、温泉ポンプ故障による 11 日間の臨時休館が主な要因であります。

12 目ふれあいセンター福寿管理費、生活支援ハウス運営事業 83 万 8,200 円は、ふれあいセンター福寿内の生活支援ハウスの運営に対する委託料であります。

次の忠類地域通所介護事業運営費補助事業 1,182 万 1,949 円は、忠類デイサービスセンターの運営に対する補助金であります。

174 ページになります。

上段のふれあいセンター福寿維持管理事業 2,642 万 5,671 円はふれあいセンター福寿の維持管理に要する経費であり、主なものとして、12 節委託料の管理委託や清掃委託のほか、各種整備の保守点検に係る委託料や、次のページになりますが、14 節工事請負費、細節 1 浴場用ろ過タンク等取替工事であります。

2 項児童福祉費、予算現額 13 億 742 万 2,000 円に対して、支出済額 12 億 4,063 万 6,865 円であります。

1 目児童福祉総務費、児童福祉総務事務事業 3 億 5,550 万 4,860 円は、児童福祉全般に要した経費であり、主なものとして 19 節扶助費、細節 2 児童手当は、令和 2 年度の対象児童数が延べ 3 万 3,065 人で、前年度と比較して 796 人の減であります。

次に子育て世代臨時特別給付金給付事業は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯への支援を目的に、児童 1 人当たり 1 万円を給付したものであり、主なものとして次のページになりますが、18 節負担金補助及び交付金、細節 3 子育て世帯臨時特別給付金は、児童 3,190 人分、3,190 万円を給付したものであります。

2 目児童医療費、子ども医療費助成事業 8,554 万 7,851 円は、中学校卒業までの子どもに係る医療費扶助及びその事務に要した経費で、19 節扶助費、細節 1 子ども医療費扶助は、令和 2 年度末の対象者数が 3,079 人で、1 人当たり扶助額が 2 万 6,788 円であり、前年度と比較すると対象者数は 33 人の減、1 人当たりの扶助費は 7,044 円の減であります。

3 目施設型・地域型保育施設費、町立保育所運営事業 1 億 7,954 万 6,943 円は、幕別地域 3 か所の町立保育所の管理運営に要した経費で、1 節の代替保育所及び給食調理員などのパートタイム職員や、2 節のフルタイムの保育士、給食調理員等の人件費のほか、次のページになりますが、10 節需用費、細節 60 は給食及び間食に係る経費であり、17 節備品購入費は、老朽化の著しい机と椅子を木製品に更新したもの、それと新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、非接触型体温計や、オートソープディスペンサー、アルコールディスペンサーなどを購入したものであります。

なお令和 2 年度末の町立保育所の入所児童数は 294 人であり、前年度と比較すると 12 人の増であります。

下段の町立保育所維持管理事業 1,520 万 2,951 円は、町立保育所の維持管理に要した経費であり、次のページになりますが、主なものとしては 10 節需用費の光熱水費や修繕料、12 節委託料は、施設周辺の環境整備委託料、14 節工事請負費は、札内さかえ保育所の調理室に食器洗浄機を設置したものと、園児用トイレに手洗いシンクを設置したものであります。

中段の私立保育所運営事業 3 億 980 万 2,784 円は、主なものとして 12 節委託料、札内青葉保育園と札内南保育園の運営委託料と、18 節負担金補助及び交付金、細節 3 は札内青葉保育園の建て替えに要する実設計費用に対する補助金であり、細節 4 私立保育所感染防止対策補助金は、コロナの感染対策として、私立保育所に対して、非接触型体温計など、感染対策用備品の経費を補助したものであります。

なお、令和 2 年度末の私立保育所の入所児童数は 245 人であり、前年度と比較すると 10 人の減であります。

下段の認定こども園等施設型給付事業 8,312 万 8,452 円は、主なものとして 18 節負担金補助及び交付金、細節 3 認定こども園等施設型給付費負担金は、新制度に移行した私立幼稚園や認定こども園 11

施設を利用した児童 52 人分の公定価格から利用者負担額を控除した給付費であります。

細節 4 施設等利用給付費は、新制度に移行していない私立幼稚園や認可外保育所の 12 施設を利用した児童 148 人の保護者に対する施設利用及び預かり保育所利用相当分の給付費であります。

184 ページになります。

4 目へき地保育所費、へき地保育所運営事業 6,531 万 8,312 円は、幕別地域 5 か所と忠類地域 1 か所の保育所の運営に要した経費であり、主なものとして 1 節の忠類へき地保育所の事務員と代替の保育士などパートタイム職員や、2 節のフルタイムの忠類へき地保育所の所長と、町内 6 か所の保育士の人件費のほか、10 節需用費、細節 60 賄材料費は次のページになりますが、17 節備品購入費、細節 2 は、非接触型体温計などの感染対策用の備品を購入したもの、18 節負担金補助及び交付金、細節 5 は学校給食センターに支払う給食代であります。

なお、令和 2 年度末の入所児童数は、73 人で、前年度と比較すると 10 人の減であります。

中段のへき地保育所維持管理事業 815 万 1,342 円は、へき地保育所の光熱費や、設備の保守点検など維持管理に要した経費が主なものであります。

188 ページになります。

5 目発達支援センター費、発達支援センター運営事業 1,175 万 8,504 円は、発達支援センターが行う発達の遅れ等に対する相談支援及び療育などに要した経費であります。

主なものとして職員の人件費のほか、12 節委託料は作業療法士及び言語聴覚士等の派遣委託料、18 節負担金補助及び交付金、細節 4 は南十勝こども発達支援センターへの負担金であります。

なお令和 2 年度の利用状況については、幕別地域の発達支援センターへの通所人員は 89 人で、前年度と比較すると 8 人の増、南十勝こども発達支援センターへの通所人数は 6 人で、前年度と比較すると 2 人の減であります。

190 ページになります。

6 目児童館費、学童保育運営事業 5,634 万 8,442 円は、児童館 3 か所及び学童保育所 5 か所の運営管理に要した経費であり、支援員の人件費が主なものであります。

令和 2 年度末における学童保育所の入所児童数は 5 か所で 321 人であり、前年度と比較すると 20 人の減であります。

下段の学童保育所維持管理事業 1,095 万 5,109 円は児童館、学童保育所の維持管理に要した経費であり、10 節の光熱水費のほか、次のページになりますが、14 節工事請負費は、熱中症対策として、全ての学童保育所にエアコンを設置したものであります。

7 目子育て支援センター費は、子育て支援センター運営事業 2,054 万 6,410 円は、幕別子育て支援センター、忠類子育て支援センターの運営に要した経費であり、主なものとして保育士や代替保育士に係る人件費のほか、ファミリーサポートセンター事業に要した経費などであります。

なお、令和 2 年度の利用状況については、施設開放事業では年間延べ利用人数が 6,281 人で、前年度と比較すると 711 人の増であり、一時保育事業では年間延べ利用人員が 2,857 人で、前年度と比較すると 33 人の増であります。

また、ファミリーサポートセンター事業の利用実績は 540 人で、前年度と比較すると 178 人の増であります。

194 ページになります。

3 項災害救助費、予算現額 550 万円に対して、支出済額 30 万円であります。

1 目災害救助費、19 節扶助費は、住宅火災の全焼 3 件について、火災見舞金を支給したものであります。

以上で、3 款民生費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（谷口和弥） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

内山委員。

○委員（内山美穂子） ページ数で行きますと、165 ページです。

在宅高齢者支援事業の中で、令和 2 年度からフレイル予防事業というのが拡充になりました。その中身と実施状況について、まずお伺いします。

○委員長（谷口和弥） 保健課長。

○保健課長（金田一宏美） フレイル予防事業につきましては、そのまま日常的に何もせずにいると、介護が必要な状況になるという方を対象に実施をしております。運動ですとか認知に関わるようなところ

の教室を実施をしております。

以上です。

○委員長（谷口和弥） 内山委員。

○委員（内山美穂子） いろいろな教室等を行っているというふうに認識しているのですが、令和2年度は本当にコロナの時期と重なっておりまして、こういったフレイルというのは、介護になる一歩手前の方を介護まで行かないようにするものなののですが、何かこうした中ではお年寄りの集まる場所というのは、本当に少なくなってきました。私の周りでもフレイルではないのですが、親の認知が進んでしまっているとか、介護の度合いが進んだという不安のような声が流れておりまして、最近では「コロナフレイル」という言葉が出てきております。

そこで、事態が深刻になったら町につながるのでしょうか、町につながる前の、本当に自宅に籠もっている方で、そういった人たちの状態が進行しているということが懸念されているのです。それで町の相談窓口の地域包括支援センターがあるのですが、この間そういった相談とか、本人や家族等そういった周りの人から、そういったものはなかったのか。もしあったら内容についてお聞きしたいと思います。

○委員長（谷口和弥） 保健課長。

○保健課長（金田一宏美） ただいまのフレイル教室につきましては、介護保険特別会計のほうの事業になっております。地域包括支援センターにつきましても、介護保険会計の中で行っているものでございます。ただ日常のいろいろな相談の中では、高齢者から相談を受けておりますので、そのような相談を、ほかの相談と分けて受けているわけではございませんので、ご家族から最近弱ってきたのだけれどもという相談は受けております。そのときは家庭訪問などをさせていただいて、状況を確認させていただいて、必要なサービスにつなげたり、アドバイスなどを行っているところでございます。

○委員長（谷口和弥） 内山委員、このフレイルのことについては、明日の介護保険の特別会計の中でさらに質問があれば継続するようにしてください。今日はここまでで、民生費で審議することはやめます。よろしいですね。

ほかに質疑のある方はいますか。

小田委員。

○委員（小田新紀） 1点質問させていただきます。

177 ページ、児童福祉費の1目児童福祉総務費の、児童福祉総務事務事業になるかと思います。

子どもの権利絵画コンテスト等に関わる子どもの権利条例の普及に関わってですが、以前一般質問でもさせていただきまして、我が町の特徴であります子どもの権利条例の普及についてということで、町長からも少し年数がたって薄れている部分を、また改めてということで広めていきたいというようなご答弁をいただきましたが、その一環かなというふうに考えております。この絵画コンテストが、その一環かなというふうに考えているわけですが、令和元年度で34点、昨年度で71点ということで、これが多いか少ないかという部分もありますが、本来の普及するという、認知を広めるという目的の中で、これらの事業についてどのように評価されているかということについて主に伺いたいと思いますが、それに関わって、この評価の仕方、目標は34で達成が34で達成率が100%というのも、ちょっと何か違和感があるなというふうに感じるわけですが、令和元年度、2年度ともに100%ということで、それらも含めて、ご答弁いただければと思います。

○委員長（谷口和弥） こども課長。

○こども課長（平井幸彦） 実績につきましては、委員が言われました令和元年度34件、初年度ということで、令和2年度71件という状況でございます。

確かにこども権利条例の普及という中で、今進めている柱の中の大切な1つでございます。2年の成果ということで、今3年目ということなので、引き続きということにはなりますけれども大切な事業、子どもたちの作品を通しての気持ちですとか、そういうものも受け止めながら、また新しいものというのは、またもう少し成果も踏まえてというところで検討していきたいと思いますが、今現在の柱の1つでございます。

○委員長（谷口和弥） 小田委員。

○委員（小田新紀） 現状については承知しましたが、この本来の目的に対して少し目標が小さ過ぎるのではないかなというふうに考えるわけですが、まず大きな柱として絵画コンテストという事業でということでの答えでしたが、これらは差し当たって昨年度どういった広報を、広報紙で確認しましたが、それ以外についてどういった知ってもらうための手段、あるいはその辺の認知度という部分についての評

価はどのようにされているのかをお伺いします。

○委員長（谷口和弥）　こども課長。

○こども課長（平井幸彦）　まずはお願いというところで、年度はじめに教頭・校長会議、そちらの中でまず実施するというお知らせをさせていただいております。それとは別に広報のほうというところでの一般へのお知らせという中で応募いただいているという状況です。

それと先ほどの目標というところですが、そちらのところは確かに目標がそのまま結果というところで、そここのところは適切な何件というところは、担当のほうでちょっと同じではなくてというところは検討したいと思います。

失礼いたしました。

○委員長（谷口和弥）　小田委員。

○委員（小田新紀）　昨年度までの状況を踏まえてさらにということでご検討されるということですが、子どもの権利条例につきましては、子どもたちに知ってもらうということはもちろん大事ではありますが、地域の大人の方々にこの条例こそ知っていただきたいというような中身だというふうに考えておりますので、そういったことも踏まえて次の策というか、昨年度までの評価を踏まえて、今年度、次年度以降検討いただきたいことを期待します。

以上です。

○委員長（谷口和弥）　ほかに質疑はありますか。

野原委員。

○委員（野原恵子）　2点に関わって質問をいたします。

151 ページ、社会福祉総務費、扶助費なのですが、生活困窮世帯の扶助に関わりまして、この扶助の件数は増えてきているというところでは、民生委員の方が高齢者としっかり対話して、こういう結果につながっているのかなと思うのですが、なかなか生活困窮ということでは、心を開いてお話しするという、そういうことをしていかないと実態をつかめないかなと思いますので、これはさらなる努力を求めて、それに関わる資料の 50 ページなのですが、生活保護世帯の幕別の現状というものが一覧になっております。

この中で生活保護が増えているのは、高齢者世帯が増えております。母子が減っておりまして、障がい、疾病そういう方たちの世帯が増えております。今、幕別の年金収入の一覧表を見ましても、100 万円未満の年金生活者の方も、一番年金の中では多い比率を占めております。保護率も世帯数の 1.42% です。パーミルと世帯で言うとか何か基準が分かりづらいと思って、パーセントにしますと 1.42% です。こういう中で生活保護を受けたくても、なかなか受けることが、申請ができないというそういう相談もあります。それは家族関係ですとかそういう中で、地域の方に知られたくないというそういう相談もあります。

今、扶養照会は求めないということも国会の中でも答弁もされているところですが、こういうところできちんと実態を把握していくことが必要だと思うのですが、幕別町としては窓口として相談窓口はあります。申請は振興局なのですが、町に相談に来られる方の中で、扶養照会等そういうところはどのようにされているのかをお聞きしたいと思います。

もう一つは 163 ページです。

6 目老人福祉費、委託料、外出支援サービスですが、これも何度も質問をしているところなのですが、今、70 代の後半の方たちでも、元気な方でも将来どうするかということで、近々自分も外出支援サービスを利用したい。けれども家族がいると利用できないということはだんだんと地域の皆さんに周知されているところなのです。働いている子どもたちと一緒に住んでいても、朝早く出て夕方帰ってきて昼間 1 人でいると、休みも取れない、そういうことを考えますと、この外出支援サービスを利用したい、制度の改善をしてほしいという声も寄せられております。

それで今、2 台外出支援サービスの車があるということなのですが、3 台目となると経費で大変だということも答弁をいただいているのですが、対策といたしまして例えばタクシーですとか、9 人乗りの車ですとか、そういうものを利用者の状況に応じて利用、活用していく、そういうことも考えられるのではないかと思いますので、その点についてお聞きしたいと思います。

○委員長（谷口和弥）　福祉課長。

○福祉課長（樫木良美）　生活保護の申請の際の扶養照会のご質問にお答えいたします。

町では、生活保護の相談を受けている中で、親子、兄弟等の扶養もいるかどうかというお話は聞いております。聞かせていただいております。その中で、振興局のほうで扶養照会もするかもしれませんよ

ということ、ご本人にお伝えしながら、振興局にお伝えするときは、その旨知られたくないという相談がありましたということもお伝えしながら、振興局のほうに進達をしているところであります。

○委員長（谷口和弥） 保健課長。

○保健課長（金田一宏美） 外出支援サービスについてでございます。

外出支援サービスの実施の方法といたしましては、手法はそれぞれの町でいろいろな方法に取り組まれていると思いますが、タクシーを使ってみるかどうかなということよりは、まずは本町の外出支援の対象というのが、65歳以上の独り暮らしの方か、65歳以上の世帯のみで、公共交通機関を使えない方ということで決めさせていただいております。今の中では、この対象の中で2台の中では何とか回っているかなというふうに考えています。

以前にも質問をいただいております日中独居の方の対応をどうするかというところなのですが、なかなかこの対象を決めるということが、線引きがなかなか難しいかなというふうには、以前にも同じようにお答えをさせていただいたのですが、日中独居の決め方によっては、すごく対象が広がってしまって、そうすると財政的にも対応するのが難しいかなというふうに思っています。

今、野原委員がおっしゃいました朝早くから夜遅くまで行っていて、全然休みも取れなくてというご家族の場合は、個々に相談をさせていただいて、大分昔になるのですが、私も一度長距離トラックの運転手の方で、本当に朝6時ぐらいから出かけられて、何日間も開けて帰ってくるのは、なかなか病院に連れていく等が実況が難しいという方につきましては、どうしてもその期間だけ必要なものと認めて対応したりということはございますので、個々の事例に応じて対応してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（谷口和弥） 野原委員。

○委員（野原恵子） 生活保護の件に関してなのですが、相談のときに親族に扶養照会、これもお聞きして振興局に伝える、このように相談者の方に伝えていくということですが、そこが一つのハードルになるというふうには私は思っております。入り口のところから、そういうことは今なくてもいいのですよというふうにして申請を促すということが大事なのではないかと思うのです。と言いますのは、いろいろと相談していく中で本当に生活がぎりぎりになってもう所持金2,000円しかない、ただ病院に行くにも費用もない、食品もままならない、こういう方の相談もこの幕別町に実際にあるわけです。それでやはり何度も生活保護の申請をというふうにも勧めていたのですが、そこがハードルになってなかなか申請できなかったということもあるのです。ですから入り口のところで、相談されたところで、今はそういうことはないのでということを紹介することによって、安心して申請を受ける。判断は振興局になると思うのですが、申請のときにそういうふうにして、親切な対応をしていくことが必要ではないかと私は思います。

それと同時に、やはり生活保護というのは権利であるという、生きていく上での権利であるということもきちっとお伝えするということが大変ではないかというふうには私は思いますので、そういう対応を求めたいと思うのですが、いかがでしょうか。

また、外出支援サービスなのですが、個々の相談をしているということでした。であれば、そういうことも、個々の相談も可能ですよということ、もっとこれから高齢化に進んでいく方々に伝えていくということが大事だと思うのです。もしそういう状況に自分になったときに、安心して町に相談できる。そういうことを伝えていくということが必要だと思います。本当であれば利用したいときにすぐ利用できるのが一番だとは思いますが、そういう手だてができないということであれば、高齢者に対して、こういう事例もあります、きちっと相談を受けますよという丁寧な対応も必要ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（谷口和弥） 福祉課長。

○福祉課長（榎木良美） 扶養照会の答弁になります。

国のほうでは、生活保護の申請の際には扶養照会をしない方向で行いますというような新聞報道等でしたが、今、我々のほうでは振興局のほうから扶養照会をしないで申請ができるというふうなお話はまだ聞いてなくて、扶養照会するかもしれないので、例えばご本人がそれを知らずに申請をした場合に、親族に照会が行っても困るということで、我々窓口のほうでは、申請の際に扶養親族を記入する書類等々がありますので、そこでお聞き取りをしながら、「先ほども申し上げましたが、親族照会があるかもしれませんよ」というお話をさせていただきながら、ただそれぞれのご家庭で生活が苦しいということであれば、保護にはつながりますからということも説明しながら、お話をさせていただいて申請につなげております。

そして先ほども申し上げましたように、振興局のほうにはそういったことをすごく気にされているので、申請をためらっていた方ですということもお伝えしながら、申請のほうをさせていただいているところでございます。

○委員長（谷口和弥） 保健課長。

○保健課長（金田一宏美） 説明についてであります、相談を受けるのは高齢者の相談の場所ですか、ケアマネジャーさんですか、あと民生委員さんが多いかなと思います。その辺りではイレギュラーなことについては、細かく聞かなければ状況が分からないので、まず一度ご相談くださいということで、改めて周知したいと考えております。

○委員長（谷口和弥） 野原委員。

○委員（野原恵子） 生活保護の件なのですが、振興局にお伝えするということなのですが、そのところをできれば入り口のところで、こういうふうな親族の照会ということでは、本当にそこでためらっているということを振興局のほうにも伝えまして、申請はしないしてほしいということをしっかり求めていっていただきたいということと、もう一つは町独自でできれば生活保護は権利ですよという形で、権利ですよというふうになるとちょっと大きな強い言葉になると思うのですが、安心して申請してくださいという町独自のポスターなども必要ではないかと思うのです。今、だんだん生活も暮らしも大変になってきておりますし、100万円未満の年金者も増えておりますので、そういう対応の一つしていただきたいということと、それと外出支援サービスなのですが、丁寧な対応と同時に、やはり制度として検討を進めていっていただきたい、このことを質問いたしまして、答弁をいただいて終わりにしたいと思います。

○委員長（谷口和弥） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（細澤正典） まず生活保護の関係でございますけれども、あくまでも両親、兄弟、子ども、この方々というのは扶養義務者なのです。扶養する義務のある方ということなので。ただ生活保護という部分で言うと、こういう援助可能な扶養義務者がいるからといって生活保護が受けられないものではないということでもあります。ですから、あくまでも町としてはこういう扶養義務者がいらっしゃるよという部分に関しては確認をして、振興局に進達をしていくというもので、そこで決して町のほうでハードルを上げるとか、ストップになるようなことではなくて、こういう制度ですよということも十分お伝えしながら、相談に当たっていきたい。振興局としても、定期的かどうかは分からないのですが、保護の期間中であつたとしても、扶養義務者に対して援助の可否というのは行われるわけなのです。その途中で、最初もう扶養はしないからずっと確認しないということではなくて、保護の期間中であつても、状況は変わりませんか、扶養する状況になりませんかという確認はされるということです。そういう部分のこういう生活保護、こういう形になっていますということも十分お伝えしながら、親身な相談をして、必要な保護が受けられるように、十分町として対応していきたいというふうに思っております。

あとは外出支援の部分ですが、保健課長が申し上げたように、個々のケースいろいろあると思います。それをこういう状況であれば相談してくださいと周知するのはなかなか難しいというふうに思っています。実際に生活する上で外出支援を受けなくてはならないような状況というのは、やはりその都度出てくると思うのです。その都度いろいろところでケースワーカーなりに相談してくると思いますので、それを外出するための足がないということであれば、この外出支援サービスができないのかということをお身にになって相談に乗っていききたい。そしてできるのであれば制度を利用していただくようにしていきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（谷口和弥） 答弁を求める発言でしょうか。先ほどはこれでやめまうと言っていたのですが、それでも言いたいのですか。それでは特別に野原委員。

○委員（野原恵子） ありがとうございます。

答弁は求めないということでしたのですが、今、生活保護の件に関しては、親族は扶養義務がある、その点には私は異議がありますので、この次の機会に質問をまたさせていただきます。

これで終わります。

○委員長（谷口和弥） 委員の皆さまに確認をいたします。

民生費のところで質疑を予定している方は手を挙げていただけますか。はい、下ろしてください。それでは、審査の途中ですが、この際、14時20分まで休憩いたします。

○委員長（谷口和弥） 休憩前に引き続き会議を開きます。

民生費の質疑をお受けいたします。

荒委員。

○委員（荒 貴賀） 188 ページ、5 目発達支援センター費、発達支援センター運営事業について 2 点お聞きします。

発達支援センターは生活、言葉、行動、発達に関わる相談や養育など、その支援のために発達支援センターがこの間大変な役割を担ってきたということは、大変よかったと思っておりますし、この間も拡充してきたことには大変うれしく思っているところであります。

その中で、平成 30 年度から小学校に通う児童が発達支援センターで養育を受けられるようになりました。毎年 1 学年ずつ拡大され、令和 2 年度で 3 年生まで拡大されていると認識しているところであります。

資料のほうでは、89 ページに通所実績が掲載されていまして、ここにも小学校 3 年生までの利用実績が記載されているところであります。対象が拡大されてきたことは大変よかったというふうに思っているところですが、月 1 回もしくは 3 回、いわゆるこうした幅、養育が必要な子どもたちに十分に時間が実施できているのかについて認識をお聞きしたいと思います。

2 点目です。発達支援センターと学校との連携についてお聞きしたいと思います。

学校で支援が必要な児童は、支援学級に在籍し、その児童がセンターの利用ができるのかということでお聞きしたいと思います。パンフレットがあるのですが、ここには小学校 6 年生までとなっているのですが、小学校 6 年生まで拡大されているのでしょうか、確認したいと思います。

また、教育委員会の区分にはなるのですが、南小のこばの教室、ここを利用している子どもたちが発達支援センターを利用することができるのかについて、連携がどうなっているのかお聞きしたいと思います。

○委員長（谷口和弥） 福祉課長。

○福祉課長（榎木良美） 発達支援センターの順でお答えいたします。

療育が 1 回から 3 回でその子に対して十分な療育ができているのかというご質問かと思います。

通所されるに当たって、発達相談の中から発達検査を行いまして、そしてその子に対してどういった支援が必要かということで、その子に対する支援方法の会議を開催させていただいております。その中で、その子に対して集団療育がいいのか、個別療育がいいのか、あと通所の回数が何回が適切かということを検討させていただいた中で、その子に対して、通所が 1 回だったりとか 2 回だったりとか 3 回だったりという形で決定をさせていただいて、通所していただいているところでございます。

発達支援センターに通所する小学校の年齢でございますけれども、昨年までは、令和 2 年度までは 3 年生までということでしたが、令和 3 年度からは 6 年生までに拡大をさせていただいているところでございます。

あと、南小学校のこばの教室と発達支援センターと両方通所できるのかということでございますけれども、南小学校のこばの教室と発達支援センターは両方に通うことはできないような形でやらせていただいております。こばの教室のほうも、言葉だけではなく情緒的な社会性等々も支援をしているところですので、同じような内容、重なる部分もございますので、その辺は一緒にならないような形で通所される方を決めさせていただいております。

学校との連携でございます。発達支援センターに通所している子どもにつきましては、年に 1 回から 2 回、学校のほうに所属訪問という形でその子の様子を見させていただいて、担任の先生、支援の先生と情報交換等させていただいて、その子に対する支援内容とかを検討させていただいております。

発達支援センターに通所していない子どもに対しましても、学校のほうからこの子ちょっと心配事があるということで相談があった場合には巡回相談という形で学校のほうに訪問させていただいて、その子の様子を見させていただいた中で、支援方法等お話をさせていただいているところでございます。

以上で終わります。

○委員長（谷口和弥） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） 内容については理解しました。

回数については会議を開いて行ってきたということでありますので、そちらのほうは続けていただけ

れだと思います。

一つお話しするとしたら、やはりその子どもにとって、そのタイミングというのは結構あったりするものですから、要はすごく、進んできた、単純に言ってしまうといい方向に向かってきたタイミングで結構集中的に行うことがよりよい対応になるということもありますので、そうしたこともやはり、会議でお話しされているということですので、そこら辺も重々お話ししながら、回数についてはぜひ子どもたちが必要な状況になれるように対応していただければと思います。

学校との連携については理解いたしました。

支援がある子どもたちも、子どもたち全般にも言えることですが、やはり先生と合う合わない、いわゆるそういったものが、やはり個別でその療育を受けられるものですから、なぜその支援が必要な子どもたちが帯広市やいろいろな施設をたくさん回って、子どもに合った施設を求めていくという意味で、すごく大変苦労されています。やはりそういった意味では、いろいろな選択肢を広げていただくことが何よりも必要なかと思いましたが、支援センターだけではなくて、もしかしたらそちらでうまくなかなかできなかった場合は、受入れをするとか、逆に支援センターで難しければことばの教室というような、いろいろな選択肢を増やしていただく対応も、もし可能であれば検討していただければと思いますが、どうでしょうか。

○委員長（谷口和弥） 福祉課長。

○福祉課長（樫木良美） 今の状況であります、発達支援センターに通っているお子さんについては、発達支援の中で言葉に対する支援もしておりますし、情緒的な社会性を構築するための支援を行っておりますのと、先ほども申しましたように、南小のことばの教室でも同じようなことをしておりますので、両方使うことは今考えていなくて、それでことばの教室からまた展開して一般の福祉サービスのほうの事業所等々のほうがよりその子にとって適正があればそちらのほうを利用していただければいいかなというふうに思っておりますし、発達支援センター利用されているお子さんにつきましても、そういった別の事業所が利用したいという方につきましても、そちらのほうをお勧めして、そちらのほうに行っていただくという連携のほうもさせていただいているところでございます。

○委員長（谷口和弥） いいですか。ほかに質疑がありますか。

小島委員。

○委員（小島智恵） 185 ページ、一番上の段、認可外保育施設保育料助成事業なのですけども、資料 85 ページになるのですけれども、これは定員超過による待機児童の問題ということになるのですが、17 名が町外の認可外保育施設を利用されたということでありまして。前年比プラス 3 人となっております。待機児童が発生している町内の保育所はどこになりますでしょうか。それぞれの人数も分かりましたら教えていただきたいと思います。

○委員長（谷口和弥） こども課長。

○こども課長（平井幸彦） 令和 2 年度の待機の状況で申し上げますと、待機している保育所、希望されている保育所は札内のさかえ保育所とそれから札内北保育所と、青葉保育所とちょっとそれぞれございます。

令和 2 年度末の待機児童数でございますが、10 名という状況で、ゼロ歳児は 2 人、それから 1 歳児が 4 人、2 歳児が 1 人、3 歳児 3 人という 10 名でございます。

保育所ごとの待機状況ということではちょっと資料を持ち合わせておりません。

○委員長（谷口和弥） 小島委員。

○委員（小島智恵） 特にその 3 か所の保育所でそういう待機児童が発生しているということだったと思いますけれども、特定の保育所であればそこそこの保育所でどう対策を今後されていくのか、できればこの助成事業を使わないと、待機児童が起きないような方向性が大事だと思うのですけれども、今後の取組について伺いたいと思います。

○委員長（谷口和弥） こども課長。

○こども課長（平井幸彦） これからということで、令和 4 年度に向けては、現在札内の青葉保育所、こちらのほうの改築がございます。こちらのほうで定員が 30 名の施設としては増、ゼロから 2 歳児が 15 人と、それから 3 歳児から 5 歳児までのところで 15 人というような増加、待機が発生しているのは札内地区という状況でございますので、こちらのほうの施設の建て替えの容量の増の中でできるだけ対応、カバーというところができるかと考えております。

○委員長（谷口和弥） 酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 保育所の待機児童について関連で質問いたします。

昨年度待機児童、年度末時点でも 10 人いたということだったのですが、昨年の間に待機児童解消のために取り組んだことがあったら教えていただきたいと思います。

それと、今年度年度初めの時点で入所の許可が下りなかったお子さんが 20 人、うち 16 人が待機児童になったとお聞きしていますが、その後途中での入所申請もあったかと思いますが、現段階での待機児の状況が分かればお願いします。

○委員長（谷口和弥） こども課長。

○こども課長（平井幸彦） まず、令和 2 年度における待機児童の入所希望しながら入れない方というところでの他の施設などへの入所というところなのですが、まず入所保留、令和 2 年度で、となった児童が 46 人いました。そのうち、36 人というのが、例えば育児休業の延長をされた、それから認可保育所の途中の入退所でちょっと入所ができた、それと幼稚園をその後選択された、そして、認可外保育所に入所されたという、それぞれの入所のほうで 36 人ほど、入所もしくは育児休業の延長がございまして、年度末現在 10 名という状況になりました。

令和 3 年の 4 月 1 日の待機の状況でございますが、利用保留の児童数、こちらのほうが 22 名ございました。そのうちの 4 名が認可外保育所に入所、それから 3 名が育児休業延長されたため、4 月 1 日の待機児童数というのは 15 名でございます。

7 月現在というちょっと状況になりますけれども、現在については 14 名という状況になっております。

○委員長（谷口和弥） 酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 昨年度の待機児童解消の取組については、質問いたしましたが、お答えいただけますか。

○委員長（谷口和弥） こども課長。

○こども課長（平井幸彦） 繰り返しになりますけれども、結果として育児休業ですとか認可外保育所ですとかというところ、それが結果でございます。取組というのは、ほかの施設への入所ですとか、認可外保育所の紹介ですとかということをしていただいたということでございます。

○委員長（谷口和弥） 酒井委員。

○委員（酒井はやみ） はい。保育士の確保なんかの努力も途中されたという話もちらっとお聞きしていたので、その状況もあればと思ったのですが、お答え分かりました。

待機児といいますか、保留になった方が先ほど、昨年 46 人いたということで、改めてびっくりしたのですが、資料にありましたように、今現在入所しているお子さんの数も、実際には札内 4 園で定員 420 人のうち 465 人が入所ということになっていまして、それに加えてさらに 46 人があふれているということです、相当な規模で定員からあふれているお子さんがいるという状況なのかなというふうに理解をしているところです。待機児の解消、いろいろと検討もしてこられているというのは承知しているのですが、やはりこの解消については思い切った対策が必要なのかなという印象を受けておりますが、面積が足りないということも以前答弁いただいていたしまして、新しい施設について検討していく必要もあるのかなというふうに思いますが、その点ではお考えはいかがでしょうか。

○委員長（谷口和弥） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（細澤正典） 確かにこれだけ多くの待機児童がいるということ、本当に町としても課題だと思っています。ただ、施設をそう簡単に大きくしたり、新たに作るというのは大変困難な状況になっております。先ほど課長の答弁にもありましたように、青葉保育所、今回 15 人、ゼロ歳から 2 歳児増えるということで、若干の緩和にはなるのだろうなと思っております。また、これからの人口減という中で、児童数がどういう状況になっていくかということも十分見据えながら、今まで行ってきたように、その施設としてできるだけ多くの、定員よりも多くの子を受け入れるということもやりながら、何とか多くの児童を現在の保育所のほうで入所できるように対応してまいりたいと思っております。

以上です。

（関連の声あり）

○委員長（谷口和弥） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 保育のところという意味の関連です。

同じ保育でありまして、資料でお尋ねしたいと思います。81 ページで、町立保育所の令和 2 年度末の年齢別児童数と保育士配置状況という一覧表があるのですがけれども、この中で昨年と比較してみまして、児童数はそう変わらないのですがけれども、うち支援児という数字が昨年から比べて 20 人増えておりま

す。この支援児が増えるということは、保育現場の中においても非常にエネルギーの要るいろいろな対応をされていると思うのですけれども、この支援児の判定と言ったらいいのでしょうか、どこでどんなふうに決めて支援児として受け入れられているのかというのが一つです。

二つ目、こういった支援児が増えているのにも関わらず、保育士の配置というのが正職員で昨年より1人増えているだけで、全体としては増えておりません。とりわけ、一番上の幕別中央保育所の3歳児の欄なのですけれども、児童20人うち支援児が6人いて、必要保育士1人で正職員1人で見ているということで、20人のお子さん、その中に支援児が6人含まれていて、たった1人の保育士さんで保育されているというのが、この数字だけを見ると非常に大変な状況なのではないかと思うのですけれども、これは年間通してこういう状況だったのか、なぜこういう状況に加配がされずになってきたのかということについてお尋ねしたいと思います。

○委員長（谷口和弥） こども課長。

○こども課長（平井幸彦） 資料81ページにあります保育士数、こちらのほうも正職員、それから臨時職員、それから加配職員という欄になってございまして、加配職員というところで基準より多い職員数の配置という表になっております。

実際のというところでございますので、運営の中では、もう一ついわゆるパートタイムの会計年度任用職員、保育士さん、いわゆる代替さんですね、というところで、あくまで各保育所のクラス状況によって、より補っているという部分があります。

そして、ご質問の一つ目の判定ということでございますけれども、支援児、こちらの令和2年度現在の数とかという、支援児の数ですが、必ずしも何かしらの判定があるという子には限らないという状況です。何らかの支援が必要というようなことで見ていただきたいと思います。そして、入所の申込みを受け付けいたしまして、それで継続のお子さんであったり、新しい子は面接したりしてというところで、各子どもの状況ということも把握いたしまして、そういう入所の数とそれからそういう支援の必要な状況の子というのを含めて、早ければ12月ぐらいから、各保育所の所長とこども課のほうで打合せをして、その配置の人数とかという検討をしております。

中央の3歳というところが、一番最初にお話ししたお話に戻るのでございますけれども、いわゆるパートタイム、代替さんというところの配置の中でちょっと補っている状況というところであります。

○委員長（谷口和弥） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 後段から言いますが、そうしますと、加配というふうにはならなかったけれども、パートの職員の方で補って保育をされてきたということなのですね、中央保育所については。正式に加配という形で位置づけてやってこられなかった理由、これは保育士不足とかそういうことになるのでしょうか。

それから、前段の支援児というふうにここにカウントしていく基準というのは特別なくて、そうすると保育する側から見て、この子は支援が必要だというふうに判断された児童がこのうち支援児というところに数字が載せられているということなのではないでしょうか。ゼロ歳児とか1歳児のところは全部空欄になっていまして、3歳児から入れられているものですから、何らかの保護者とそれから今発達支援の専門家もいらっしゃいますから、そして保育士さんという関係の中で協議されてこういった位置付けにされているのかなというふうに思ったのですけれども、そうではないということですね。いかがですか。

○委員長（谷口和弥） こども課長。

○こども課長（平井幸彦） 前段の選考というところでちょっと言葉が足りませんでした。各所長が集まっての相談という、その前に保育所通われている子でしたら、その前年度からの保育所の担任ですとか、その児童の状況ということと、あとそれと併せて、新しい子ですとかあるいはほかの機関に通っている子というのは、その必要な状況を各関係機関にも確認をしております。ということも加えての、支援の必要な状況の児童の数ということになります。

あと、加算配置ではない、代替職員という中でも、名前はパートタイムなのですが、中には保育士資格を持ったパートタイムの職員もおりますので、そこの中では保育の質というところでは気をつけて行っております。

○委員長（谷口和弥） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 支援児と定める基準というのが、いまいよく分からないと言いますか、要するに今小学校でも中学校でもそうなのですが、発達支援、要するに支援を必要とするお子さんが増えてきているというのは十分理解していますし、それは小学校でいきなり必要となるのではなくて、幼児期からなっているという状況があってつながっているのだと思うのです。その幼児期のところが、この保

育所での支援を必要とする児童ということになってくるのだらうと思うのですけれども、そのところの関わりというのは、保育ですから、いろんなお子さん、年齢区分して専門家の方が保育するという点ではどんなお子さんにもきちっと対応されると思うのですけれども、そういった正確な区分とか、いろんな例えば、支援児でも自閉症であるとか多動とかということであれば、物すごく1人のお子さんの行動というのは大きいわけですね。行動範囲が広い、そういう状況のお子さんを含めて3歳児の中に6人と14人で20人いるということになれば、これはパートさんがいるからとか何とかというのではなくて、本当に体制は最初から整えた上で保育に当たっていかないと、この正職員の先生の負担も相当大きいものがあると思いますし、パートで資格を持っているからということだけでは町のほうの預かる側の責任としては十分とは言えないのではないのでしょうか。こういうところにこそきちっと幼児期からの対応という点で保育士を、私は正職員きちっと配置していくべきだと思いますけれども、そういう姿勢で保育に当たるべきではないのでしょうか。

○委員長（谷口和弥） こども課長。

○こども課長（平井幸彦） 適正な、最初のお話になりますけれども、あくまでその児童の状況というもの把握した中で、必要な人数というのは、保育士の経験というものも確かに大きくて、その基準というところがちょっとはっきりと今申し上げられなくて申し訳ないのですが、経験で、このクラスは何人必要、特にプラス何人とかという状況があくまでその児童一人ひとりの状況を適切に把握して、安全な保育というところでも気をつけて行っていきたいと思います。それは、今後においても同じくというか、今後、より気をつけてまいりたいと思います。

○委員長（谷口和弥） 中橋委員。

○委員（中橋友子） よりよい保育に意を用いていただくという点では大いに取り組んでいただきたいというふうに思います。この令和2年度の決算資料の結果を見ていくと、昨年と比較いたしましても、発達支援の子どもさん、昨年は町立だけで42人だったところが、62人というふうに増えています。全体としてこういう傾向というのは、多少の凸凹はあっても変わっていかないのだらう、あるいは増えていく可能性もあるのではないかなというようにことが推察されます。そうしますと、年度初めからそういう状況も含めて、もちろん現場の先生の声が一番ですけれども、職員の配置というのを町側として積極的にやっていくということ抜きにできないだろうというふうに思うのです。

もう一つ現場の声を伝えますと、今ここでも正職員の方と臨時職員の方半々です。正職員の先生のウェイト、仕事の重さと言え、結局一緒に保育をしながら、終わってからの報告義務であるとか、保育日誌であるとか、様々な仕事がかかるかかっているということも聞いています。そうすると、こういう配置状況を改善していかないと、なかなか保育士のなり手もないというようなところも解消できないのではないかなと思うのですよね。そういうことを一帯に見据えて、次年度からの予算に当たってはそういった状況が改善されるように取り組まれることを申し上げて終わりたいと思います。

○委員長（谷口和弥） ほかの質疑のある方はいますか。

岡本委員。

○委員（岡本眞利子） 決算書の152ページ、資料が51ページになりますが、聴覚障害者についてお聞きをしたいと思います。意思疎通支援事業により手話を必要とする方への手話通訳者の派遣を6回行ったということですが、今このコロナ禍で通訳者がこのコロナの感染ということを懸念され、同行が難しいというようなことがなかったのか、また障害の方が通訳者に対してマスクなどを着用していることから、口の動きが分からないというようなことがなかったのか、まずお聞きしたいと思います。

○委員長（谷口和弥） 福祉課長。

○福祉課長（榎木良美） 意思疎通支援事業におきましては、昨年度におきましては、コロナ禍ではありましたが、幸い利用する回数も、ご本人からの申請自体も少なかったことから、こういった件数になっております。手話通訳の際にも、フェイスシールド等をしながら手話通訳を行っているので、その辺は問題なく行ったというふうに認識しております。

○委員長（谷口和弥） 岡本委員。

○委員（岡本眞利子） 現在、このコロナということもまだまだ収束には至らないわけですが、今ほかの町では遠隔手話サービスということももう進めているところが多いわけですが、うちのこの資料を見ますと実績は2名ということですが、本当に人数少ないから多いからではないのですが、自分のお持ちのスマホやタブレットなどで手話通訳を挟んでということもできるのではないかなというふうに思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○委員長（谷口和弥） 福祉課長。

○福祉課長（樫木良美） 遠隔手話サービスといいますものは、音更町でも行っているのですけれども、それは窓口にタブレットを準備して、そこで聴覚障害の方が来られたときに、その画面を見ながら手話でお話をするというシステムなのですけれども、その中にスマートフォンのアプリの中で手話通訳ができるアプリとかあるので、そういったものも利用もできるかなというふうには思っております。それはスマートフォンの中にアプリを入れて使うものでありますので、町がそれを準備するとかというものではないかなというふうに思っているところでございます。

○委員長（谷口和弥） 岡本委員。

○委員（岡本眞利子） では、町が進めるというわけではないのですけれども、そういう方にやはりそういう手話の方に、通訳の人来てもらうというようなことよりも、そのようなアプリをすることによってこのように簡単にできるのですよって、その障害の方に対してもすごく安心感があるのではないかと、コロナに感染するというようなことの安心感があるのではないかなと思いますが、今後そういうように、人数も本当に少ないのですが、そのように障害者の方ができるだけ不自由を感じることがないように進めていただきたいと思います。

最後に答弁をお願いします。

○委員長（谷口和弥） 福祉課長。

○福祉課長（樫木良美） そういったいろんな今便利なサービスがございますので、聴覚障害の方々にそういったサービス、いろんなサービスありますよということを今後周知を徹底して行っていきたいというふうに思います。

○委員長（谷口和弥） 委員長として皆さんにご協力をお願いしたいと思うのです。決算の審査の委員会でありますから、その質問が決算委員会にふさわしいかどうかは改めて各委員の皆さん方が整理をして発言を臨んでいただきたいと思います。誰が、誰のどの質問がということは申し上げないけれども、少し気になる質問も出ていることは私の印象として持っているところです。ご協力よろしくお願いします。ほかに質問はありませんか。

酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 先ほど待機児童のところで関連で質問したのですけれども、待機児童以外のことで保育所に関する質問は今してもいいでしょうか。

○委員長（谷口和弥） よろしいです。

○委員（酒井はやみ） 1点保育所のことで伺います。

保育室や遊戯室へのエアコン設置はこの間進められてきたのですが、職員室のエアコンについて、公立の北保育所はエアコンがなくて暑いという話を伺いました。民間の青葉保育園の職員室はエアコンが設置されていると伺っています。職員室のエアコンの設置についてこの間検討が進められてきているかどうか伺います。

もう一点、別の項目です。190ページの6目児童館費の学童保育所運営事業の10節需用費と17節備品購入費に関わって伺います。

毎年、各学童の支援員の方からおもちゃと書籍を更新する費用がないとか、一輪車が壊れても買い換えるお金がないということ、頻繁に聞きます。子どもたちが使うおもちゃや書籍などの予算はこの需用費、備品購入費のどこに当たるのかということをお伺いします。

それと、つくし第二学童を入れると六つある学童それぞれにその予算がどのように配分されているのか伺います。

学童保育についてもう一点ですが、おもちゃや書籍など以外のことで、例えばパソコンやプリンターなどまとまった費用が必要な物品購入費ややまびこ学童ではドアが引き戸ではなくて、押して開く重たいドアで低学年のお子さんの出入りが大変危険だから直してほしいという声なんかもあったのですが、例えばそういう施設の修繕や何かの要望に対してはどのような計画を持って対応しているのか、伺いたいと思います。

最後学童の質問です。資料に昨年度の年度末の登録者数が資料90ページに載っています。年度末の時点ですので、お子さんの数は年間で最低の数になるかと思いますが、年度当初もしくは夏休み期間中など、最高の登録者数の登録者であった数をそれぞれ分かれば教えていただきたいと思います。

○委員長（谷口和弥） こども課長。

○こども課長（平井幸彦） まず、質問の1点目、保育所のエアコンの設置、職員室へのエアコンの設置ということでございます。確かにご質問あったとおり、遊戯室とそれから各保育クラスのほうに設置しておりまして、職員室の確かに暑さというところが、職員の部屋でありながら体調不良者の休憩場所

であったりとか、そういう中で保育士と同様にその静養というような機能があったりというところで、必要性というところをこちらとしても認識しておりますので、ちょっと設置に向けてはあくまで要望ということでありますけれども、検討しております。

それから、需用費それから備品購入費というところでございますけれども、まず備品購入費、17節での支出は8万6,762円というのが令和2年度の決算額でございます。こちらの内容につきましては、一学童でのテレビの購入とそれからもう一学童では床マットの購入、そしてもう一学童ではちょっとファックス電話の更新というような、今回の備品購入費につきましては保育所設備の更新というところで支出をしていました。いわゆる児童向けのものというところになりますけれども、そちらは10節のほうの需用費、消耗品費のほうの中で一部支出をしておりまして、そちらの金額合計で申しますと、8万9,246円ということになりまして、学童別で申し上げますと、つくし学童保育所のほうで2万5,750円、それからはぐま学童保育所のほうでは2万856円、やまびこ学童のほうでは4万2,640円です。という支出、主には図書購入でございます。

各施設の修繕というようなところで、例として伺いましたやまびこ学童の引き戸ということでございますけれども、あくまで主要な建物の設備で、引き戸というところを別な形にということまでは現段階では考えておりません。引き戸というもののなかであくまで児童の利用に支障がないようにということでの修繕を行いながら、安全に使えるようにということで対応してまいりたいと思います。

○委員長（谷口和弥） こども課長。

○こども課長（平井幸彦） 失礼いたしました。児童数でございますけれども、ちょっとすみません、最新の状況という、4月以降のちょっと増加の数字については押さえておりませんが、ちょっと4月1日の状況ということでの数字、合計で395人という入所児童数の状況でございます。

○委員長（谷口和弥） 酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 保育所のエアコンについては検討を進められているということで理解しました。

学童保育所についてですが、おもちゃと書籍の決算の内容をお聞きしました。これは、三つの学童に今回はそれぞれ出されたということですが、年度当初にそれぞれ予算を立てているというものではないということでしょうか。ある支援員の先生は、帯広市のほうでも支援員をされていて、そちらのほうでは年度当初にこの学童には今年これだけのおもちゃ購入予算があるよということを最初にお伝えされて、学童の中でその予算の使い方を検討していくのだけれども、幕別町は違うのかということ質問もありまして、どういった計画になっているのかなということでも伺います。

それと、登録者の人数をお聞きしましたが、それぞれの学童について数が分かれば改めてお聞きします。

○委員長（谷口和弥） こども課長。

○こども課長（平井幸彦） 予算の配分ということでございますけれども、備品につきましてはすみません、ちょっと当初に幾らずつという金額の配分はできておりませんで、あくまで年度始まって、もしくは始まる前に各保育所の状況というのは日々確認をしておりまして、その中でちょっと可能な限りというような状況でございます。

あと、児童数なのですが、先ほどの4月1日の児童数というところで、学童別に申し上げます。はぐま学童が41人、あすなろ学童が86人、やまびこ学童が83人、つくし学童が168人、ちゅうるい学童が17人という状況でございます。

○委員長（谷口和弥） 酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 分かりました。子どもたちが使うものの予算については、毎年要望が出ていたということもありますので、こういった予算の計画や執行の在り方でいいのかということは改めて検討していただけたらなというふうに思います。現場の要求があると思いますので、協議していただけたらいいのかなというふうに思います。

2点目の学童保育所の人数です。先ほどお聞きしたことで言うと、あすなろややまびこは定員の倍です。つくし学童も相変わらず多いということで、このコロナのこともありまして、密を避けるという点でも、また子どもたちが大きなストレスを抱えている状況もあると思いますので、子どもたちのストレスにならない落ち着いた環境を提供していくということがより大事になっているのではないかなというふうに思います。そして、やはり設置基準にあるようにおおむね40人に一つの学童保育所ということも、あくまでもそこを基準に考えてオーバーしたところは分室を作っていくということも必要なのではないかなというふうに考えますがいかがですか。

○委員長（谷口和弥） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（細澤正典） まず、学童保育所の予算の関係ですけれども、やはりそれぞれの学童保育所からいろんな形での要望というのは聞いております。それをきちっと新年度の予算のほうに反映できればいいのですけれども、予算という枠の中で最大限担当課としては努力しているつもりです。

先ほどありました図書の関係も、昨年度5月だったと思いますけれども、忠類地域の建設業者さんから、幸い、絵本、加藤さんでしたかね、そういう絵本の申し出もありましたので、そのときは会社としてはどこかどこでもいいですよということだったのですけれども、学童での図書が必要だということで、全ての学童のほうに図書を寄贈いただいたということもありました。

あと、学童保育所のその施設の狭隘さという部分ですけれども、なかなか増設したりというのは難しいかと思います。ただ、現実これだけ多くの児童の方が利用しているということがありますので、来年ということにはならないのかもしれませんが、学校施設を使った学童の在り方という部分に関しても十分教育委員会とも協議しながら検討していく必要があるだろうということで担当としては考えているところです。

○委員長（谷口和弥） ほかに質疑はありませんか。

ほかに質問がないようですので、3款民生費については以上で終了します。

審査の途中ですが、この際15時20分まで休憩したいと思います。

15:14 休憩

15:20 再開

○委員長（谷口和弥） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4款衛生費に入らせていただきます。

4款衛生費の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（細澤正典） 4款衛生費についてご説明申し上げます。

196ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、予算現額6億1,579万1,000円に対して、支出済額5億3,769万4,645円であります。

なお、繰越明許費として5,999万5,000円を翌年度に繰り越しておりますが、これは主に新型コロナウイルスワクチン接種に関わるものであります。

1目保健衛生総務費、保健衛生総務事務事業1,998万9,466円は、保健衛生業務を円滑に運営するための経費であり、主なものとして嘱託費17人に係る報酬及び費用弁償と、担当保健師の人件費、17節備品購入費は保健指導の訪問のための軽自動車1台の購入であります。

下段の地域医療対策事業1,710万7,600円は、医療の提供体制の確立に要した経費であり、主なものとして次のページになりますが、18節負担金補助及び交付金、細節3の帯広高等看護学院に係る負担金や細節5帯広厚生病院運営費補助金などであります。

2目母子保健対策費、母子保健対策事業73万6,505円は主なものとして、よちよちサロン、パパママ教室等に要した経費であり、保健師、歯科衛生士、助産師などの担当職員の人件費のほか、実習材料費などであります。

備考欄の中段、乳幼児検診事業294万5,040円は、乳幼児健康検査の実施に要した経費であり、主なものとして保健師、看護師、栄養士及び歯科衛生士など、担当職員の人件費のほか、8節旅費、細節1は乳幼児検診に係る医師の費用弁償であります。

下段の妊婦産婦検診事業1,446万5,728円は、主なものとして、次のページになりますが、妊婦一般健康診査に係る委託料や妊婦健診及び産婦検診に対する助成に要する経費であります。

中ほどの不妊不育症対策事業293万909円は、特定不妊治療や一般不妊治療に係る自己負担分の助成金で、特定不妊治療の利用人数は14人で、助成回数は延べ20回、一般不妊治療の利用人数は10人で、助成回数は延べ10回であります。

3目予防費、予防接種事業6,190万2,546円は、感染症予防のための予防接種などに要した経費であり、主なものとして、10節需用費、細節70は定期予防接種に係る医薬材料費、12節委託料は定期予防接種に係る委託料、次のページになりますが、18節負担金補助及び交付金は予防接種に係る自己負担分の助成などであります。

4目成人保健対策費、成人保健対策事業70万6,398円は、主に担当保育士の人件費であります。

次のページになります。

上段の生活習慣改善事業 41 万 3,097 円は、主なものとして各種講座の講師謝礼や健康ポイントラリーのポイント達成者への記念品代であり、令和 2 年度の達成者は 284 人であり、前年度と比較すると 35 人の減であります。

中段の疾病対策事業 1,122 万 6,963 円は、各種検診の受診に要する経費であり、主なものとして 12 節委託料は人間ドックや脳ドックのほか、後期高齢者検診など各種検診の委託料などであります。

下段のがん対策事業 1,896 万 4,075 円は、がんの早期発見のための各種がん検診に要する経費であり、主なものとして次のページになりますが、11 節役務費はクーポン券や受診勧奨のはがきに係る郵便料、12 節委託料は各種がん検診の委託料などあります。

5 診療所費、へき地診療所運営事業 291 万 7,678 円は幕別地区 3 か所の診療所の管理運営に要した経費であります。令和 2 年度の開設日数及び受診者総数は、3 か所合計で開設日が 101 日、利用者数が延べ 385 人であります。

下段の忠類診療所等運営事業 1,994 万 7,519 円は忠類診療所の管理運営及び忠類歯科診療所の維持管理に要した経費であり、主なものとして、12 節委託料、細節 5 は忠類診療所の管理運営委託料、次のページになりますが、17 節備品購入費は忠類診療所の電子式診断用スパイロメーター、忠類歯科診療所の歯科治療用ユニットの購入であります。

次の忠類歯科診療所指定管理者業務、指定管理業務 1,346 万 700 円は、歯科診療所の指定管理料であります。なお、令和 2 年度の開設日数及び受診者総数は、忠類診療所が 263 日、延べ 7,855 人、忠類歯科診療所が 238 日、延べ 5,156 人であります。

6 目環境衛生費、環境衛生対策事業 727 万 97 円は、環境衛生及び環境保全に要した経費であり、主なものとして、環境衛生業務員 1 名の人件費のほか、12 節委託料、細節 7 環境調査分析委託料などあります。

210 ページになります。

葬祭場維持管理事業 1,708 万 5,254 円は、葬祭場の管理運営に要した経費であり、12 節委託料、細節 1 葬祭場管理委託料は、葬祭場の火葬業務や施設の維持管理に係る費用であり、12 節工事請負費、細節 1 葬祭場改修工事は 2 号炉の燃料炉と排気筒の耐火物の積み替えなどを行ったものであります。

7 目水道費は十勝中部広域水道企業団参画事業 176 万円は、企業団への出資金、次のページになりますが、簡易水道特別会計の繰出金であります。

8 目新型コロナウイルスワクチン接種事業費、新型コロナウイルスワクチン接種事業 213 万 8,128 円は、令和 2 年度中にコロナワクチン接種事業に要した経費であり、主なものとして 12 節委託料、細節 5 ワクチン接種クーポン券等作成委託料と、細節 7 健康管理システム改修委託料などあります。

2 項清掃費、予算現額 4 億 321 万 7,000 円に対して、支出済額 4 億 154 万 7,729 円であります。

1 目清掃総務費、ごみ収集運搬処理事業 3 億 8,551 万 7,579 円は、ごみの収集及び処理に要した経費であり、主なものとして次のページになりますが、10 節需用費、細節 30 印刷製本費はごみカレンダー 1 万 3,400 部、ごみ袋 92 万 6,200 枚の製作に係る経費であります。

12 節委託料、細節 5 ごみ収集委託料は、燃やせるごみ、燃やせないごみ等の収集運搬に係る経費であります。

18 節負担金補助及び交付金、細節 3 十勝圏複合事務組合負担金は、幕別地区のごみを 1 市 12 町村で共同していることに係る本町の負担分であり、細節 4 十勝複合事務組合負担金は忠類地区のごみを 3 町で共同処理していることに係る本町の負担分であります。

以上で、4 款衛生費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（谷口和弥） 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

石川委員。

○委員（石川康弘） 1 点だけご質問させていただきます。

決算書の 209 ページですね。資料の 106 ページになります。墓地維持管理事業についてですけれども、昨年も委員会で同僚委員が質問されましたけれども、町には 11 か所の墓地があつて、非常にそれぞれの墓で単価が違うわけですが、非常に安価な金額で使用料は 1 回限りで永久使用としますというふうになっております。

前回、その墓の管理について、それぞれの墓が適切にといいますが、借主がきちっと町のほうで理解をして管理をされているのかという質問に対して、その点については把握されていないということで調

査検討しますという答弁がありました。それについて、1年がたちましたけれども、どのような進捗状況なのか、またそういった問題を解決するためにどういった施策をこれからしていったらいいのか、そこら辺についてお答えを願いたいと思います。

○委員長（谷口和弥） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 墓地の管理の件でございます。石川委員おっしゃるとおり、昨年の決算特別委員会でもご質問いただきまして、幕別町の墓地の墓石の管理者といたしますか、貸し付けした墓地に対する管理者の把握ができていますのかというところでございます。昨年の答弁としましては、過去にお貸しした墓地の管理者について全部が把握できていないところがございまして、今後調査していきたいという答弁をさせていただきました。

現状でございますが、本年度幕別町の墓地の貸付数 1,890 件あるのですが、今年につきましては、札内墓地につきましては、札内墓地のちょうど下の段の墓地なのですが、316 区画あるうちの、墓石が建立されている墓地 218 区画、ここにつきまして調査を開始いたしました。調査の方法としましては、ちょうど 8 月のお盆にめぐって、墓石の前に A4 の紙に重要なお知らせと書いて四つ折りにして、雨が降ってもぬれないようにビニールのシートに入れまして、割り箸で固定するような、参拝にこられた方はそれを見て返信用封筒も入れてありますので、そこに管理者の調査ということと、あとは最近災害、地震がありますので、地震で墓石が倒れたら困りますので、そういった意味も含めて調査を行いました。現在、8 月 30 日現在ですけれども、61.9%戻ってきております。残り 83 件につきましては、この後また来週秋のお彼岸が 9 月 20 日から始まりますので、それにめぐってもう一度同じような調査をかけて、2 回目戻ってこなければまた来年のお盆に向けて同じような調査をかけていきたいと。残りの墓地につきましては、順次来年また札内墓地の上の墓地もありますので、同じような調査方法で管理者の調査と同時に本籍も含めて記入していただいて返信いただくという作業を行っております。これからもこのような調査を続けていくことが管理者不明墓地をなくすことにつながりますことから、継続して行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（谷口和弥） 石川委員。

○委員（石川康弘） 大変な作業だなというふうに感じておりますけれども、これから今年度の貸付数は 3 件ということで、非常に少ないのですけれども、でもあってもこれから毎年この借主と連携というのかつながりを持ち続けるということが一番大切なのかなというふうに私は考えますけれども、その辺について、先ほど使用料を 1 回限りとして永久というふうにうたっています。この辺についてちょっと改善されると、手紙だけではなかなか多分無視する方もいらっしゃるだろうから、なかなかつながりというのは難しいのだと思うのですけれども、別な方法で何かこの永久使用というのを、何か改善して常に 1 年に 1 回ぐらい関係を持てるようにしなければいけないのではないかなというふうに思うのです。問題は、幕別町に親族の方が住んでいる限りは、割とつかみやすいのでいいかもしれません。また、例えば親御さんが亡くなったときに、手続きの中でそれを町のほうで提案するということもあるかもしれませんが、ただ、例えば町外、道外に行ったときに、非常に途中で何かあって連絡を取れなくなったときに困るので、何らかの方法で毎年つながりを持てる方法を考えたほうがいいのではないかなというふうに私は考えますけれども、その辺については何か考えがあったらお願いいたします。

○委員長（谷口和弥） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 墓石の管理者とのつながりといいますか、引っ越されてどこか行かれて連絡が取れなくなることをご心配されているのかなと思いますけれども、墓地の貸付けのときに、必ず住民票、本籍入りの住民票を頂くようにしております。過去には、住民票で本籍がない住民票も受け付けていたことから、結局本籍が分からない借主さんがいらっちゃって、その方について追跡調査をすることができないということもございまして、必ず本籍入りの住民票、本籍が分かると引っ越されても本籍地に問合せして、追跡調査ができるものですから、あえてこちらからお電話をするなりそういった調査はしませんで、本籍入りの住所とお名前を把握することによって後々追跡をしていくことが可能というふうに考えております。

以上です。

○委員長（谷口和弥） 石川委員。

○委員（石川康弘） 分かりました。これはないのかもしれませんが、例えばそういう不明、今説明されたことも含めて、不明、連絡がつかなくなったときに、多分そのお墓が残る、そういう事例が報道でもありましたけれども、そのお墓の処理について、もちろんお墓の中には遺骨も入っているでし

ようけれども、そういうものを町でやはり何らかの方法で対策を考えなければいけないと思うのですけれども、そういった場合の対策というか、そういうことはお考えでしょうか。

○委員長（谷口和弥） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 今おっしゃったようなことも十分考えられると思います。これから、今調査している段階ですので、そういうお墓があるのかないのか、これから調査を含めてそういう管理者が不明の墓地、そしてお骨が入っている、そういったものが出てきたときに、また検討が必要になってくると思いますが、まず調査をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（谷口和弥） 関連、中橋委員。

○委員（中橋友子） 同じく 211 ページの 12 の委託料、5 墓地の草刈り委託料 39 万 3,000 円、次墓地の環境整備委託料 109 万円、どのようなこの墓地を整備されたのか、示してください。

○委員長（谷口和弥） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 環境整備委託料、こちらにつきましては、町営の幕別墓地の草刈りと相川墓地の支障木がございまして、ここの支障木の伐採を行っている経過がございまして。あとは、細節 5 の草刈り委託料につきましては、社会福祉協議会に委託して、墓地を草刈りをしているという状況でございます。場所は幕別墓地と札内墓地と千住墓地、3 か所と忠類の墓地でございます。

以上です。

○委員長（谷口和弥） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 全部で 11 か所ありますから、毎年草は生えてきますので、年に 1 度なり 2 度なり計画的に予算をもって管理していただくというのが一番理想だと思うのですよね。それで、申し上げたいのは、今回草刈りに入っていた、令和 2 年度でやっていただいたという札内墓地のことなのですけれども、ここも全体で 605 区ということで 2 番目に大きい墓地になっております。上段と下段といいますか、大きく二つに分かれておりまして、上段のほうは平らなところで整地されているのですけれども、その下が傾斜のところで作られている墓地で、かなり年数がたっているのではないかとこのように思います。今のお話があったのですけれども、この墓地そのもののこれからの在り方というのは、いろいろ考えられながら予算を使ってこういうふうに仕事されているのだと思うのですけれども、なかなかその墓地は特に傾斜の面については管理されて、本人たちが持ち主が草を刈るとかというのは別にしても、町として、所有者として整備しているように見えないのです。つまり、たくさんある墓地ですから、計画を持って通路なりあるいは段差なりを、段差が崩れているものは補強するとかいろいろしていかなければならないと思うのですが、ここの墓地は全く通路というのが山に向かってというのは整備されておられません。したがって、だんだん高齢化になってきている持ち主の方たちが非常に上っていく、上っていくという、そんなに大げさなものではないのですけれども、高齢化に対応すればなかなか放置されていたのでは厳しい環境にある状況であります。そういうことも踏まえて、全体の管理を合わせて、特にそういう傾斜地に立っているようなところについてはそういった持ち主の方たちの、町としての整備の部分についてももう少し力を入れる必要があるのではないかと思います。どうでしょうか。

○委員長（谷口和弥） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 今のご質問は札内墓地の下墓地です。確かに、札内墓地の下墓地は傾斜があるのですけれども、私も現場見たところ、あそこはあそこなりのよさがあるのかなと。もともと小高い丘で見晴らしが墓石を見ていただくと、全部札内の町に向かって見晴らしもいい墓石になっております。ですので、そこで供養された方はそういったロケーションを求めてそこに立てられたので、平らに整備するですとか、バリアフリー化にするという考えは今持ち合わせておりませんので、ただいまおっしゃった通路が通りにくいのですとか、壊れているのですとか、そういったところがあれば、これは墓地の維持管理の中で整備していきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（谷口和弥） いいですか。

関連、若山委員。

○委員（若山和幸） 先ほどお話で維持管理ということで町内 3 か所の墓地の管理をされているということでありましたが、ほかの地区はその地域の方たちが管理をしているということだと思いますし、役場のほうも忙しい中、年に何回かは見て回っておられるとは思いますが、地域で一番困っているのは管理していく上で、いつのまにか墓じまいをしていく方がいらっしゃる、それは町内の方なのか、町外の方なのか、地元の人も分からないと、そういうことが近年あります。私 20 年ぐらい前ですが、そういつ

たことがありますて、看板設置してくださいと。看板に新設する場合と墓じまいするときは、担当部署に連絡くださいという看板を作ってくださいと言って、すぐ作っていただきました。しかしながら、雪解けと一緒に看板も解けてしまいました。そこで、今現在墓地 11 か所ありますけれども、墓地の所在を示す看板があるところとないところがあると思うのですが、その辺の数ちょっと教えてください。

○委員長（谷口和弥） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 申し訳ございません。地域で管理している墓地の看板というのは、案内看板のことを言っているのか、案内看板ですね。であれば、ちょっと案内看板を道路のところに見やすいところに立てているのですとか、そういった事例はございませんけれども、ちょっとすみません、把握しておりません。申し訳ございません。

○委員長（谷口和弥） 若山委員。

○委員（若山和幸） 私も全部を調べたわけではないですけども、看板があるところあります。どうして看板かと言いますと、一番は地域の方が困るのは、管理していく上でいつ墓じまいをされたか分からないことによって、管理運営する場合そこを踏んでいいのか踏んで悪いのか、草刈りっていいのか悪いのか、誰も地域の人は分からないのですよね。それで、看板があつて、何かあるときはここに電話くださいというような看板があれば、地域の人も管理運営する上に当たって、ここにはもうお墓がないのかとか、そういうことが分かるのですが、地域の公区長さんあたりも、何年かに一遍変わると、町内の人は誰が公区長さんなのかが分からないという中で、今後看板設置を考えていただいて、その看板の中に担当部署の電話番号に連絡くださいというようなことをこれからも考えていってほしいのですが、いかがでしょうか。

○委員長（谷口和弥） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 墓地の管理ですね、墓地を墓じまいする場合届け出が必要になってきてまして、昨年で言いますと途別墓地で 1 件届け出が出てきてまして、受付受理しておりますが、その情報を地域の公区長さんにもお知らせするようにこれからしたいなと思っておりますし、また今若山委員がおっしゃったその看板ですね、そういったこともあれば役場の担当に連絡するような、そういった看板も考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（谷口和弥） ほかに質疑はありませんか。

小田委員。

○委員（小田新紀） 1 点質問させていただきます。

205 ページ、保健衛生費の 4 目成人保健対策費、生活習慣改善事業に関わる健康ポイントラリーについてであります。健康ポイントラリーについて少しずつ浸透度が広がってきて、かなり毎年楽しみにされている方も増えてきているという実感はあるところで、ぜひ今後もいい形で続けてほしいという観点で伺いたいというふうに思います。

先ほどの説明で、達成者自体は 35 名だということではありますが、ほかの検診をしてもらうということが目的のポイントラリーというふうに聞いておりますが、ほかの検診等見ても、昨年度、令和 2 年度については減っておりまして、恐らくコロナの影響なのかなというふうに私としては分析しているのですが、そういったことのいわゆる減ってしまったという評価について、どう分析されているかということと、それから配布数については変化があるのでしょうか。さらに、この事業に関してそういった細かい数字は必要ありませんけれども、こういった年代の方々を主なターゲットにして、その達成された方がどの年代の方が達成されているのかということの達成率というか、そういった部分を含めた評価についてどのようにお考えでしょうか。

○委員長（谷口和弥） 保健課長。

○保健課長（金田一宏美） まず、検診の昨年度の受診数が減っているところなのですが、昨年 5 月にいつもスマイル検診というのを行っておりますが、ちょうど緊急事態宣言になりまして、集まるということができなかったものですから、検診を中止いたしました。その代替として、夏の検診の日数を増やしたりですとか、いつもはしていない冬に何とか日数を確保して行っているのですが、大体皆さん受ける時期というのが決まっている方も多かったものですから、なかなか代替日を作ったとしても、いつもと同じように受けていただくというのはちょっと難しい状況にありました。

ポイントラリーの配布数ですが、去年は 3,087 人の方に配布をさせていただいております。前年が 1,897 だったので、かなり数は増えております。これは、積極的に受けていただくということで、検診ですとかいう場には、先にもうスタンプを押して、受診の方にはお配りしたりとかということで、配

布数が増えている状況にあります。

この達成者の、ターゲットは子どもから大人までということで、検診が必ず必要なので、検診を受けることのできる年齢以上の方ということで行ってはおります。達成者なのですけれども、年代別というところが、すみません、数字を持ち合わせておりませんで、どこがよかったというのはちょっと申し訳ありません、今回答ができません。

以上です。

○委員長（谷口和弥） 小田委員。

○委員（小田新紀） おおむね理解はさせていただきました。このカードを配っている施設の職員の一人として、ちょっと責任を感じながらやっているわけですがけれども、配布数が伸びた割には、ちょっと達成者が少なかったのが残念だなというふうに思うのと、あとはこの大きな金額ではありませんけれども、記念品があって、かなり記念品についても皆さん何か評価高く喜んでらっしゃるというふうに地域の方から聞いております。そういった部分でもっともっと知名度が今以上に広がればいいなというふうに思うわけですが、あとそのターゲットというか、どの年代の方々により受診をしていただきたいというようなものがあれば、またそういった方々を対象とした配布の仕方というのものもあるかなというふうに考えるわけですが、いかがでしょうか。

○委員長（谷口和弥） 保健課長。

○保健課長（金田一宏美） 検診につきましては、対象となる皆さまにはぜひ受けていただきたいというふうに思っておりますので、特にこの年代というところは絞っておりません。ただ、最初にきっかけというのがとても大事なかなと思っていますので、最初のその対象年齢となった方にはこのもちろんポイントラリーも配りますし、がん検診などについてはクーポン券などを配ってというところで力を入れているところでございます。

○委員長（谷口和弥） ほかに質疑はありませんか。

小島委員。

○委員（小島智恵） 213 ページ、上段のほうの、新型コロナウイルスワクチン接種事業に関わってなのですがけれども、新聞報道によりますと町内の方で3回ワクチン接種してしまったという事案があったと思います。ちょっと今年度にもかかってしまうのかもしれないのですが、システム上重複して接種できてしまう、そういう状況下にこれまでであったのかなというふうに思っております。詳しい状況説明だとか、どういうふうに発覚されたのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（谷口和弥） 保健課主幹。

○保健課主幹（宇野和哉） 3回接種した方の状況でございますが、町外で医療従事者として優先接種を1度受けられておりました。そこでは、接種券付の予診票というのを発行しておりまして、町では別に町内の対象者の方にクーポン券を配布しております。ですから、そのクーポン券を使って、町内の集団接種の会場で申し出として、1回目の、初回の接種であるということを述べて集団接種の会場で1回目を受けられたものですから、クーポン券がはがされてない状況でございましたので、本人の申し出とそれから受付予診票の確認でクーポン券等をチェックした際に、その方が2回目であるということはその時点では覚知できませんでした。3週間後にその方は、2回目を受けられて、私どものほうは接種記録システムのほうに登録させていただきましたが、その後町外で接種された予診票が国保連を通じて私どものほうに提出されてきてまして、その情報を接種記録システムに入力しようとしたところ、もう既に2回の接種の記録があるということで3回接種が発覚したものです。

以上です。

○委員長（谷口和弥） 小島委員。

○委員（小島智恵） 国保連のほうを通じて発覚したということですね、最終的には。その要は、職場での接種とかのその把握ですよ。そこを町でどういうふうに把握していくのか、システム上一元管理できれば、早急にきっちと、システム上でできればいいのですがけれども、それも可能なのか分からないのですが、まだワクチン接種、進められている最中にあるので、重複しない対策、それについてどう考えていらっしゃるのか、お伺いします。

○委員長（谷口和弥） 保健課主幹。

○保健課主幹（宇野和哉） どうしても幕別町の住民の方の接種費の支払いについては、町外で接種された方につきましては、北海道国保連のほうでとりまとめて、約2か月後にこちらのほうに請求があるということで、一元管理としましては、その接種記録システム、VRSと呼ばれるものですがけれども、これで管理はしていますけれども、その時点でしか覚知できなかったというのが一つでございます。

それから、もう一つはこのことが発覚してから以降ですけれども、今までももちろんしておりましたが、予診票に初回の接種であるというようなことを書いていただく欄、それから1回目いつ受けられたかというのを書く欄がございます。ここを正しく申告していただくというのがもちろんのことですけれども、その後より一層間違いの接種がないように、予診票確認、受付のところで初めての接種ですか、2回目の接種ですかということを被接種者に確実に確認をして、間違いの接種を避けていきたいと考えております。

○委員長（谷口和弥） 衛生費よろしいですか。

（「はい」の声あり）

4款衛生費については、ほかに質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、5款労働費に入らせていただきます。

5款労働費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（岡田直之） 5款労働費についてご説明申し上げます。

216 ページをお開きください。

5款労働費、1項労働諸費、予算現額1,662万3,000円に對しまして、支出済額894万7,081円であります。

1目労働諸費、本目は労働者対策に要した経費であります。

説明欄の中段、援農協力会活動支援事業56万円は、援農協力会に対する補助金であり、勤労者福祉資金貸付事業194万円は、勤労者の福祉の向上を図るため、生活や教育などに要する資金を貸し付けるための運用原資を労働金庫へ預託したものであります。

2目雇用対策費、本目は雇用対策に要した経費であります。

若年者緊急雇用対策事業110万3,311円は、新規学卒者等で就職未内定の方を町の事務補助員として半年間任用し、社会人としての素養を身につけ、民間企業等への就職の促進を図るものであります。

季節労働者雇用対策事業468万8,770円は、季節労働者に関わる事業であり、12節委託料の細節5は町道の清掃で86名、延べ186人工の雇用、細節6は冬場の雇用対策として町道の除排雪、焼き砂の袋詰めなど47名、延べ425人工の雇用、細節7は近隣センターなど33施設の清掃やワックスがけ等で7名、延べ138人工の雇用を確保したものであります。

以上で5款労働費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（谷口和弥） 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

荒委員。

○委員（荒 貴賀） 217 ページ、1 ページしかないのであれなのですけれども、2項雇用対策費、季節労働者対策費用についてお伺いいたします。

資料では、113 ページに事業の実施結果が記載されているところであります。ここで、町道の環境整備事業に関わる人工数があります。目標に対して212%という数字が2年連続となっています。次年度についても同じように目標に対してこのような状況になるのか、いわゆる実態がどのようになっているのかについてお聞きいたします。

○委員長（谷口和弥） 商工観光課長。

○商工観光課長（西嶋 慎） 町道の環境整備委託料につきましては、事業内容が除雪、町道周辺の支障木、あと焼き砂の袋詰めのほか、パークゴルフの塗装作業とかもやっております。人工数につきましては、設定については、20人の10日間で200人と見ているのですけれども、積雪の状況ですとか作業量が増えたことにより、人工数が増えたことによるものであります。

以上です。

○委員長（谷口和弥） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） 分かりました。予定よりも仕事の量が多かったということですね。その辺については理解したいと思います。

要は、計画が2年連続でこのような状態になっていますので、やはり次年度については計画についてもう少し見直す必要もあるのではないかとということでちょっと気になったところで質問したところあります。

もう一つお聞きしたいのですが、登録者数が増えているわけではないのでしょうか。要は仕事が増えているということで大変よかったと思うのですが、利用したいという方が増えていなかったのかについ

てお聞きしたいと思います。

○委員長（谷口和弥） 商工観光課長。

○商工観光課長（西嶋 慎） 登録者数自体は増えてはいません。作業が増えているので、実質作業時間が増えているという形になります。

以上です。

○委員長（谷口和弥） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

5 款労働費については、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

審査の途中ですが、この際 16 時 10 分まで休憩いたします。

16：03 休憩

16：10 再開

○委員長（谷口和弥） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、6 款農林業費に入らせていただきます。

6 款農林業費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（岡田直之） 6 款農林業費についてご説明申し上げます。

218 ページをお開きください。

6 款農林業費、1 項農業費、予算現額 19 億 8,690 万 5,000 円に對しまして、支出済額 12 億 2,178 万 1,125 円であります。

なお、繰越明許費といたしまして、土地改良事業の負担金など 7 億 1,175 万 4,000 円を翌年度に繰り越しております。

1 目農業委員会費、本目は農業委員会の委員等の報酬や費用弁償、事務局運営経費が主なものであります。

農業委員会運営事業 1,329 万 6,715 円は、農業委員会委員 24 名の報酬が主なものであります。

220 ページになります。

2 目農業振興費、本目は農業振興に係る各種補助金や事務経費が主なものであります。

223 ページになります。

備考欄の一番上、ゆとりみらい 21 推進協議会運営事業 71 万 3,000 円は、町と農業関係団体等で構成するゆとりみらい 21 推進協議会に対する補助金で、18 節負担金補助及び交付金の細節 4 は狩猟免許補助などの有害鳥獣被害対策事業に対する補助金であります。

備考欄の 3 番目、ふるさと土づくり支援事業 1,374 万 6,239 円は、堆肥切り返し作業や堆肥及び緑肥、種子を購入した農業者 273 戸に補助したもの、備考欄の下から 2 番目、環境保全型農業直接支援対策事業 1,934 万 960 円は、有機農業など環境保全効果の高い営農活動を行う農業者団体 6 団体に補助したものであります。

中山間地域等直接支援対策事業 3,904 万 5,633 円は、農業の多面的機能の確保を図るため、集落自らが農村環境の改善や生産性の向上などに取り組む事業に対する交付金で、忠類地域に係るものであります。

225 ページになります。

備考欄の一番上、農業ゆとりみらい総合資金貸付事業 1,123 万 2,420 円は、農業生産施設や農業用機械などの導入資金として、4 件の貸付けを行ったものであります。

備考欄の 2 番目、農業振興公社運営費補助事業 866 万 9,000 円は、担い手対策や農地の利用集積などを行う農業振興公社に対する補助金であります。

備考欄の 3 番目、新規就農者支援事業 700 万 6,074 円は、町が認定した新規就農者 4 名に対する奨励金と、認定新規就農者 3 組 6 名に対する農業次世代人材投資資金であります。

備考欄の下から 3 番目になります。

畑作構造転換事業 9,927 万 6,745 円は、新技術導入や輪作体系の適正化、種子用馬鈴しょの生産力向上などの取組を行った 3 団体に対する国からの関節補助金であります。

227 ページになります。

備考欄の一番上、産地生産基盤パワーアップ事業 1 億 8,619 万 9,000 円は、産地パワーアップ計画に

基づき、GPS 自動操舵システムを導入した 2 団体に対する国からの間接補助金であります。

地域づくり総合交付金事業 6,600 万円は、幕別町農業協同組合が実施した食用馬鈴しょ選果設備改修事業に対する道補助金であります。

3 目農業試験補助費、本目は農業試験補助の管理運営に要した経費で、令和 2 年度は、施肥、収量、品種比較試験など、19 課題の試験を実施したところであります。

228 ページになります。

4 目農業施設管理費、本目は農業担い手支援センターとふるさと味覚工房の管理運営に要した経費であります。

備考欄の下段、ふるさと味覚工房維持管理事業 402 万 3,144 円は、指導員 2 名の人件費が主なもので、令和 2 年度は延べ 381 人の利用があったところであります。

230 ページになります。

5 目畜産業費、本目は畜産振興に係る各種補助金や事務経費が主なものであります。

233 ページになります。

備考欄の中段、後継牛確保対策事業 222 万 9,125 円は、乳用牛の雌雄判別精液を購入した 57 戸に対する補助金、忠類地区道営草地整備事業 1,324 万 7,437 円は、忠類地区道営草地整備事業に係る負担金であります。

6 目町営牧場費、本目は町営牧場 3 か所の管理運営に要した経費で、令和 2 年度は 150 日の預託期間に、乳用牛 787 頭、肉用牛 47 頭、馬 42 頭、合計 17 戸から 876 頭の預託があったところであります。

236 ページをお開きください。

7 目農地費、本目は土地改良施設の管理運営などに要した経費であります。

土地改良施設等維持管理事業 4,093 万 1,339 円は、管理棟内排水機場をはじめ、幕別ダムなど土地改良施設の維持管理に要した費用が主なもので、一番下の 14 節工事請負費は、239 ページになりますが、細節 3 の忠類地域の農業排水路の護岸復旧工事が主なものであります。

備考欄の 1 番目、小規模暗渠排水整備事業 468 万 3,500 円は、1 ヘクタール未満の小規模暗渠や支川明渠の整備に対し 53 戸に補助したもの、多面的機能支払交付金事業 1 億 8,787 万 4,802 円は、農地や水路、農道などの保全管理や維持補修、植栽等の景観形成など、農村地域の共同活動を支援するもので、14 組織に対する交付金が主なものであります。

8 目土地改良事業費、本目は道営土地改良事業に係る負担金や事務経費が主なものであります。

備考欄の下段、道営土地改良事業 3 億 3,140 万 9,173 円は、241 ページになりますが、18 節負担金補助及び交付金の町内 8 地区の水利施設等保全高度化事業に係る負担金と、古舞農道整備に係る負担金が主なものであります。

2 項林業費、予算現額 1 億 1,594 万 5,000 円に対しまして、支出済額 1 億 1,340 万 8,632 円であります。

1 目林業総務費、本目は林業振興に係る補助金や有害鳥獣被害対策に要した経費が主なものであります。

備考欄の下段、林業総務事務事業 580 万 2,220 円は、12 節委託料の、243 ページになりますが、細節 7 の森林所有者に対する森林計画に基づく意向調査と、細節 8 の町有林のカラマツの間伐材を利用した乳幼児用の木育玩具「森の輪（わっこ）」の製作に係る委託料が主なものであります。

備考欄の下から 2 番目、公費造林推進補助事業 1,170 万 1,871 円は、国の森林環境保存整備事業を活用し人工林の造林を実施した森林所有者に対しその経費の一部を補助したもの、有害鳥獣駆除対策事業 1,321 万 1,212 円は、有害鳥獣捕獲者に対する出動車両のほか、国の緊急捕獲等対策事業補助金が主なもので、令和 2 年度はシカ 917 頭、キツネ 205 頭、アライグマ 33 頭、鳥類 73 羽の有害鳥獣を捕獲したところであります。

244 ページになります。

2 目町有林管理経営費、本目は町有林の管理に要した経費であります。

町有林管理事業 4,579 万 7,916 円の 14 節工事請負費は、下刈りや除間伐、皆伐、地ごしらえ、植栽など、町有林の整備に要した経費であります。

3 目育苗センター管理費、本目は忠類育苗センターの管理運営に要した経費であります。

育苗センター維持管理事業 3,522 万 8,013 円は、トドマツの苗木生産業務に係る、幕別町森林組合への委託料が主なもので、令和 2 年度はトドマツ 12 万 6,392 本を出荷し、約 2,700 万円の売払収入を得ております。

以上で、6 款農林業費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（谷口和弥） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 2 点お伺いいたします。

1 点目は、219 ページ、農業委員会のところの委託料、農地台帳システムに関わりましてお伺いしたいと思います。

近年、離農が増えて、新たにその土地で営農されるというときに、諸般、いろいろな事情があるとは思いますが、町外の方からの土地取得ということが増えてきているやに聞きます。この農地台帳は、そういったものを管理されているのだと思うのですが、分かれば、現状、幕別町の農地の町内、町外の所有の状況が分かったらお示ししたいしたいと思います。

二つ目です。225 ページ、農業振興公社運営補助金に関わって伺います。

資料請求をさせていただきました農家戸数の推移、新規就農者等をお示しいただきました。5 年間で 53 戸の離農が出ているということがこの数字で分かるのですけれども、下の段の新規就農の推移では、残念ながら新規参入者というのはこの 5 年間で 6 組ということであります。

この状況でいけば、さらに農家戸数の減少が懸念されるところであります。この振興公社を軸にいたしまして、新規就農支援事業というのを展開されています。この事業の活用状況あるいは PR、新規就農者になっていただく努力、これらは令和 2 年度の中でどのように取り組まれてきたのでしょうか。

以上です。

○委員長（谷口和弥） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（川瀬康彦） 先ほどのシステムの関係でございます。

このシステムの中で、町内、町外というところで、はっきりと数字を今お示しすることはできないのですけれども、町内の農家戸数、私たちが農業委員会のほうで把握している戸数は 510 戸でございます。そちらに対して管理しているところであります。

町外につきましては、合併後、平成 18 年度以降でよろしいでしょうか。

農地法の処理簿で拾い上げられる数字でございますけれども、所有権、権利を設定している町外の所有者でございますけれども、33 名。この中には、法人も含めるものであります。それと、賃貸借につきましても、一部重複する方はいらっしゃいますけれども、50 名ということになってございます。

以上でございます。

○委員長（谷口和弥） 農業振興担当参事。

○農業振興担当参事（山本 充） 新規参入者の関係ですけれども、令和 2 年度の取組といたしましては、町公社のホームページや、あと新規就農フェアなど、イベントの参加。毎年参加しております東京都で開催しております新・農業人フェアにつきましては、新型コロナウイルス感染拡大の関係で参加しておりません。そのほかに、北海道の農業大学校での公社の取組に関する PR。そのほかに、八紘学園北海道農業専門学校を訪問し PR しているところですが、これにつきましてもちょっと新型コロナウイルス感染拡大の関係がありまして、訪問については中止している状況です。

なお、新規参入者の条件となるフロンティア研修の関係で、今まで要件につきましては、年齢要件を 35 歳までの夫婦の方というふうにしてございましたけれども、そこら辺に関しましては、45 歳まで年齢を引き上げまして、また、「夫婦または 18 歳以上 65 歳未満の家族を有する者」というふうにして、参入しやすいように改正をしているという状況であります。

引き続き農業の未来と確保について、PR 等を続けてまいりたいと考えております。

○委員長（谷口和弥） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 1 点目なのですが、町外の所有者が 33 名と、賃貸借これも町外ということですね、50 名は重複があるかもしれませんが、合わせて 83 名。町内が 510 戸ということですから、かなりのウェイトで町外の人たちに経営をしていただいている状況がここから伺えます。

これは、幕別町には耕作放棄地がない、つまり、農地が全部活用されている中には、こういった町外から参入してこられて耕作していただいているという、貢献というのもこの数字からは見られるかなというふうに思います。

しかし、農業政策をこの町で打っていくという視点から見たら、やはり経済効果も含めて地域の中で参入していただき、幕別町民が耕作をしていただく、組合にも入っていただく、税金も納めていただく、そして、経済効果につなげるなどというふうなことも合わせて、農業政策を打っていく上では必要なこ

とではないかというふうに思います。

正確に数字は押さえられていないということでもありますから、今後、一つの問題意識といいますか、テーマとして、ぜひ町内・町外の耕作の実態というのを押さえてお示しを頂ければというふうに思います。

1 点目は以上です。

2 点目です。新規就農は、最も今難しいのだと思うのですが、条件を少しずつ緩和されてきているということでもありますから、そういったことにも期待はしたいと思うのですが、「家族あるいは夫婦」ということであれば、今、コロナ禍の下でのUターンも含めて、地方に移住するというような流れも起きております。

そうすると、そういった支援策を単身者も含めて拡大をしていくような新たな政策であるとか、PRの在り方も、コロナでできなかったということではありますが、コロナだからこそ、ホームページなど使ってもっともっと拡大していく努力が必要ではないかというふうにここから伺います。いかがでしょうか。

○委員長（谷口和弥） 農業振興担当参事。

○農業振興担当参事（山本 充） 新規参入の受入れについては、まとまった農地や程度のいい物件等の確保が最重要課題であります。そういった意味も含めまして、事業を継承できるように、今後、管轄農協等を含めまして、農地の出し手等を確認するなどして、新たに移住して入りやすいような、そういった環境づくりというのでしょうか、そういった調査を今後進めてまいりたいというふうに考えております。

また、公社のホームページを見て、令和2年度7件ほど相談がありまして、そのうち2件は体験、そして5件が就農だったのですが、相談に来られた方、電話等で相談を受けたのですが、体験につきましては今年度1名1年間ということでは埼玉県のほうから来られておりますし、新規参入につきましても、酪農がしたいという夫婦の方から相談がありまして、これも管轄農協と忠類地域のほうでそういった、5年後には酪農を辞めたいという方がおりましたので、その辺を管轄農協と連携をして、今、現在、短期の経験を積まれておりまして、次年度以降、フロンティアに移行して新規参入に向っております。SNS等の媒体も活用しながら、新規参入のPRを続けていきたいというふうに考えております。

○委員長（谷口和弥） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 分かりました。今年は、この実績よりも、ゼロではないということで、期待をしたいと思います。

やはり、新規参入の方たちの一番障害になるところは何かということだと思いますよね。

これはやはり、多額のお金を使わなければ農地の取得とか整備ができないということがありますから、やはり、そういったところで支援策を充実させていくということと合わせてそういった方たちを迎えるということで成就していくのだと思うのです。

新たに埼玉からも来られているということでもありますから、今年度あるいは次年度に増えていくことを期待して努力をすることを求めて終わります。

○委員長（谷口和弥） ほかに質疑はありませんか。

小島委員。

○委員（小島智恵） 225 ページ、中段より上の農業振興公社運営費・補助事業なのですが、資料 121 ページになるのですが、この中のクラブアップル事業小規模交流会についてなのですが、令和2年度は1回しか開催できませんでした。恐らくコロナの影響だと思いますけれども、その原因について伺いすると、あと、6組に成功記念品を贈呈されておりますので、これは高い実績だと思うのですが、これはクラブアップル事業の成果としての実績も入っているのか、伺います。

○委員長（谷口和弥） 農業振興担当参事。

○農業振興担当参事（山本 充） 令和2年度のクラブアップルの交流会、それと、公社が主体となっている交流会につきましては、対面式を考えておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響もありまして、夏場は中止しまして、冬場は対面式、感染対策がしっかりしたお店でできないかということで募集をかけましたが、やはり感染拡大を恐れて応募がなかったということで中止している状況で、それに変わって、リモートによります交流会というものを冬場に1回開催させていただきました。

5 人の応募に対して、男女それぞれ3名ずつ。女性については当日キャンセルがあつて、3対2の中で交流会は開催させていただいております。

今年度も、夏場開催、スポーツでの交流ということを計画させて募集させていただきましたところ、やはりコロナ感染の恐れがあるということで、申込者がなかったということで中止しております。

冬の交流会等を、今後のワクチン接種等の状況にもよりますが、対面式を基本としながらも、それに代わるリモートと合わせて、併用しながら交流会を開催し、出会いの場をつくっていきたいと考えております。

そして、成功者6名なのですが、これにつきましては、幕別で4組、札内で2組ということで6組でしたけれども、これにつきましては、クラブアップル等の交流会なし結ばれたカップルでございます。

○委員長（谷口和弥） 小島委員。

○委員（小島智恵） そのリモートの交流会のところ、今後していったらいいなと思って質問しようと思ったのですが、もう既にされているということで。

やはり、社会全体においても婚活をしづらい状況でありますし、直接対面となりますと、相手方も控えられていく、やはり感染状況からしてそういう傾向にあるのだなというふうに思います。

回数を少しでも重ねていけるように、そういったリモート、オンライン上で遠方の方とお会いできる、そういった工夫、今後とも継続していただきたいなというふうに思います。

終わります。

○委員長（谷口和弥） ほかに質疑はありませんか。

6款農林業費につきましては、ほかに質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、7款商工費に入らせていただきます。

7款商工費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（岡田直之） 7款商工費についてご説明申し上げます。

246 ページをお開きください。

7款商工費、1項商工費、予算現額7億383万4,000円に對しまして、支出済額6億8,067万7,564円であります。

1目商工振興費、本目は商工業振興や中小企業融資に要した経費であります。

説明欄の上から2番目、商工会振興補助事業3,049万9,566円は商工会に対する補助金、住宅新築リフォーム奨励事業506万4,000円は、登録事業者の施工により住宅の新築やリフォームを行った方に商品券を交付する事業であります。なお、工事に関わった施行登録事業者は、新築1件、リフォーム33件で、登録している60の事業所のうち49.3%が受注をしております。

商店街活性化店舗開店等支援事業112万円は、にぎわいのある商店街づくりを推進するため、空き店舗等を利用して事業を行った方に改装費と家賃の一部を補助する事業であり、令和2年度は1店舗分の改装費と2店舗分の家賃に對し補助したものであります。

中小企業融資運用資金貸付事業4億500万円は、中小企業融資のための原資を町内の各金融機関に預託して貸付けを行うものであり、令和2年度の新規貸付けは26件、1億7,235万円であります。

中小企業融資保証料・利息補給事業589万7,134円は、中小企業融資に係る保証料及び利子補給の補助金であります。

248 ページになります。

2目消費者行政推進費、本目は消費者行政に要した経費であります。

消費者保護推進事業822万6,247円は、消費生活相談員3名分の人件費が主なものであります。

令和2年度の相談件数は、前年に比べ67件少ない155件で、このうち13件、金額にして188万5,439円が相談業務により救済されたところであります。なお、相談内容は、通信販売の相談が最も多く66件、次いで商品に對する相談が24件であります。

3目観光費、本目は観光物産振興に要した経費であります。

観光物産振興事業381万4,666円の18節負担金補助及び交付金の細節5は、観光物産協会に對する補助金、細節6は特産品研究開発1件に對する補助金、細節7はプラス8プロジェクト事業補助金であります。町の観光資源を活用した誘客促進と、観光客の滞在時間の増加による消費額の増額に向けた取組に對し補助したものであります。

地域おこし協力隊活動推進事業429万5,283円は、忠類地域の地域おこし協力隊1名分の活動に要した経費であります。

251 ページになります。

備考欄の中段、観光施設維持管理事業 906 万 4,674 円は、忠類地域の観光施設の維持管理に要した経費であります。

253 ページになります。

14 節工事請負費は、「道の駅忠類」のエアコン設置工事であります。

「アルコ 236」及び「道の駅忠類」指定管理者業務指定管理事業 3,723 万 7,475 円は両施設の指定管理料、「アルコ 236」整備事業 2,867 万 7,000 円の 14 節工事請負費は 2 階客室のリニューアルに係る改修工事、17 節備品購入費はリニューアル改修に伴うベッドなどの購入が主なものであります。

4 目スキー場管理費、本目は白銀台スキー場と明野ヶ丘スキー場の管理運営に要した経費であります。

令和 2 年度のスキー場の営業日数につきましては、途中、降雨等によるクローズ日もありましたが、白銀台スキー場が 1 月 20 日から 3 月 14 日までの 51 日、明野ヶ丘スキー場が 1 月 31 日から 3 月 13 日までの 25 日で、当初計画していた期間より短かったことにより各種経費が減少し、本目全体で 752 万 5,081 円の不用額が生じたところであります。

スキー場維持管理事業 4,006 万 7,919 円の 1 節報酬はスキー場補助作業員 10 名分の報酬、2 節給料はスキー場を管理する作業員 4 名分の給料、255 ページになりますが、中段の 12 節委託料の細節 8 は明野ヶ丘スキー場のリフト管理委託料、細節 9 は忠類白銀台スキー場の宿泊ロッジの清掃委託料、14 節工事請負費は白銀台スキー場のリフトのロープを支えるための受索装置のオーバーホール工事が主なものであります。

17 節備品購入費は、平成 28 年度に明野ヶ丘スキー場に導入した圧雪車に係る、北海道市町村備荒資金組合への償還金であります。

256 ページになります。

5 目企業誘致対策費、本目は企業誘致に係る経費であります。

企業誘致対策事業 761 万 5,100 円は、事業所を新增設した場合に 3 年または 5 年間の固定資産税相当額を補助するものであり、令和 2 年度は、平成 27 年度から令和元年度までに事業所の新增設を行った 10 件に対して補助したものであります。

工業団地取得資金貸付事業 722 万 7,227 万円は、工業団地内に事業所を新增設する企業が新增設に伴い用地を取得する場合に、金融機関が貸し付ける用地取得資金の原資とするものであります。なお、令和 2 年度の新規貸付けはございません。

以上で、7 款商工費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（谷口和弥） 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

委員の皆さんにお聞きしますが、商工費で質問の準備をされている方、挙手をしていただいてよろしいですか。

（挙手あり）

分かりました。

それでは、内山委員。

○委員（内山美穂子） ページ数でいきますと 249 ページ、消費者行政推進費、消費者保護推進事業で、資料でいきますと 157 ページです。

今、ご説明いただきましたが、令和 2 年度の相談内容について、通信販売のトラブルが 66 件ということでありました。

もう少し詳しく、新型コロナに関連した相談があったかどうかとか、あと、相談された方の年齢構成について伺いたいと思います。

○委員長（谷口和弥） 住民生活課長。

○住民生活課長（谷口英将） まず、相談の件数、通信販売の 66 件の内容とコロナの影響があるのかどうかということなのですが、一番通信販売で相談が多い内容が、試供品ですとか、お試し商品的な物をネット上で一回買ってしまうと、よく読まないで小さく「6 か月購入」とかとなっているのです。一定期間がたってしまうとクーリングオフもできなくなってしまうものですので、そういった相談が非常に多いと。

直接コロナに関係する相談というのは去年はなかったのですが、やはり家にいる時間が長いものですから、そういった関係でいろいろネットを見て購入された、そういったところで相談があったのかなというのは、もしかしたら間接的にコロナの影響であるのかなというふうに考えております。

通信販売の 66 件の年齢構成ではなくて、昨年 155 件相談があったうち、60 代が 23 件、70 代が 43 件、あと、50 代も 23 件ということで、やはり 60 代以上の方が多いのかなという状況になっております。

以上です。

○委員長（谷口和弥） 内山委員。

○委員（内山美穂子） 分かりました。

やはり、コロナの影響で自宅にすることが多くて、結構、テレビを見たりスマホとかいろんなもので購入して、それで、今、課長おっしゃられたように、よく見ないで買ったことによって、後で、通信販売ってクーリングオフが利かないですよ、なので、相談してもなかなか解決にはならないということもありました。

それで、この間、幕別町でも高額な詐欺被害もあったというふうに報道で見ましたけれども、この相談件数も減ったということなのですから、この間、町の相談体制に対する評価についてお聞きしたいと思います。

○委員長（谷口和弥） 内山委員、それは住民からの評価をお聞きしたいということですか。

○委員（内山美穂子） そうですね。

○委員長（谷口和弥） 住民からの評価を聞いていることを答弁すればよろしいですね。

○委員（内山美穂子） はい。

○委員長（谷口和弥） 住民生活課長。

○住民生活課長（谷口英将） まず、令和 2 年度におきましては、ぐんと相談件数が減ってしまいました。

電話にしても、前年対比で 26 件、訪問、直接相談につきましても前年対比で 41 件減っております。

その大きな要因としては、コロナの関係もあるのでしょうけれども、一番は出前講座が去年はできなかったのですね。

相談員が出前講座で様々な相談事例をご紹介させていただいた後、後日、老人クラブの方ですとか校区の方が、こんなのどうなのだろうかといったような形で、相談件数が令和元年度までは多かったのですけれども、昨年はそれが少なかったというふうに捉えております。

そういった意味では、コロナの影響はあるのですけれども、これまでの相談体制というのは、非常に感謝の気持ちですとかそういったものをお寄せいただいているので、十分寄せた形に相談ができていたのかなというふうに考えております。

ただ、一方で、だまされようと思ってだまされていないものですので、掘り起こしというか、こちらからももっともっとそういった注意喚起、そういったものをしていかなければならないのかなというのは課題の一つとして捉えてはいます。

○委員長（谷口和弥） 内山委員。

○委員（内山美穂子） 相談の内容を見ますと、やはり知識がないことが一番の原因ではないかなというふうに思います。

それで、やはり相談業務というのは大切なのですけれども、この状況がずっといつまで続くか分からないので、これからも引き続きできることをやっていただきたいのと同時に、来年の春から成人年齢が引き下げられますけれども、それに対応するために何か施策とかありましたらお聞きします。

○委員長（谷口和弥） 住民生活課長。

○住民生活課長（谷口英将） 成人年齢が引き下げに伴い、町としての消費行政相談に関する施策ですけれども、従来から小中学校に向けて校長先生、教頭先生に、我々、消費行政相談に対する出前講座ですとかそういったものを準備していますので、時間外でもよろしいので機会があれば声をかけてくださいと。それと、さらに高校にも出向いて、パンフレット等を配布しております。

来年に向けても引き続き、成人年齢が引き下がることによって、高校生とかが、場合によっては責任を負わなければならないような場合も中には出てきますので、今年からも特に来年に向けて、そういった高校生、中学生に対する啓発というものも現在強化しているところでありますので、来年についても引き続きそういった啓発活動を続けてまいりたいと考えています。

○委員長（谷口和弥） 7 款商工費につきましては、ほかに質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

この際、お諮りいたします。

本日の委員会は、8 款土木費の説明が終了するまで行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

それでは、8 款土木費に入らせていただきます。

8 款土木費の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（笹原敏文） 8 款土木費についてご説明申し上げます。

258 ページをお開きください。

8 款土木費、1 項土木管理費、予算現額 7,109 万 3,000 円、支出済額 6,788 万 3,758 円であります。

1 目道路管理費、道路河川管理費、道路河川財産管理事業 1,289 万 6,602 円は、道路及び河川の財産管理に要した経費であり、12 節委託料の細節 5 エレベーター保守点検委託料は、札内駅人道跨線橋の管理に要した経費、細節 7 と 8 は河川及び道路の台帳修正が主なものであります。

2 目地籍調査費、地籍調査事業 5,227 万 5,461 円は、地籍調査に要した経費であり、260 ページへ行きまして、12 節委託料の細節 6 地籍調査測量委託料は、字駒島及び中里において実施した継続 2 地区、字中里で実施した新規 1 地区の調査に要した経費が主なものであります。

3 目樋門・樋管管理費、樋門・樋管維持管理事業 271 万 1,695 円は、樋門・樋管の管理に要した経費であり、北海道から管理を委託されている 101 か所と、町が管理する 6 か所の樋門・樋管の点検管理等に要した経費であります。

2 項道路橋梁費、予算現額 9 億 316 万 1,000 円、支出済額 8 億 5,660 万 2,880 円であります。

1 目道路新設改良費、道路新設改良事業 2 億 3,423 万 9,825 円は、町道の整備に要した経費であり、262 ページに行きまして、12 節委託料は 5 路線の調査設計委託料、14 節工事請負費は 12 路線の道路整備に要した経費、264 ページに行きまして、21 節補償補填及び賠償金は、道路整備に伴う水道管の移設に要した経費であります。

これらによる令和 2 年度の道路整備実績は、改良舗装が 638 メートル、舗装新設が 275 メートル、舗装のオーバーレイが 514 メートルとなっております。

2 目道路維持補修費、道路施設維持事業 5 億 1,200 万 7,925 円は、町道の維持保全に要した経費であり、12 節委託料の細節 1 町道管理委託料は除排雪を含めた通年の町道管理に要した経費、細節 5 町道除雪等委託料は町道除雪に要した経費であります。

13 節使用料及び賃借料の細節 5 除排雪機械借上料は、公共施設の除排雪に要した経費、14 節工事請負費は街路樹等の剪定や伐採、区画線の設置、雨水樹の清掃など、町道の維持工事に要した経費、17 節備品購入費の細節 1 除雪機械は、小型ロータリー除雪車 1 台の購入に要した経費であります。

令和 2 年度の町道の管理実績につきましては、町道延長が 882.6 キロメートル、除雪実績は車道 651.8 キロメートル、歩道が 109.6 キロメートルとなっております。

266 ページに行きまして、18 節負担金補助及び交付金は、音更町と共同で管理しております十勝中央大橋の維持管理に要した経費であり、音更町へ支払った負担金であります。

次に、道路施設補修事業 1 億 1,035 万 5,130 円は、町道の補修に要した経費であり、12 節委託料は橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋梁定期点検業務、春駒橋及び千住 15 号橋の橋梁補修調査設計業務に要した経費であります。

14 節工事請負費の細節 1 は補修工事 154 件に要した経費、細節 2 は緊急的な工事 12 件に要した経費、細節 3 は春駒橋の橋梁長寿命化修繕工事に要した経費であります。

3 項都市計画費、予算現額 6 億 8,657 万 7,000 円、支出済額 6 億 7,546 万 6,925 円、繰越明許費 885 万 5,000 円であります。

1 目都市計画総務費、都市計画総務事務事業 801 万 376 円は、都市計画に係る経費であり、12 節委託料の細節 5 は都市計画マスタープラン策定業務、細節 6 は緑の基本計画策定業務に要する委託料、細節 8 は町内 9 か所で実施した交通量調査に要した経費であります。

268 ページに行きまして、次に、公共下水道特別会計繰り出し 4 億 5,031 万 8,000 円は、一般会計からの繰出金であります。

2 目都市環境管理費、公園施設維持管理事業 1 億 4,505 万 4,792 円は、公園や緑地、パークゴルフコースなどの維持管理に要した経費であり、10 節需用費は管理に要する消耗品や電気料、修繕料に要した経費、12 節委託料の細節 5 公園清掃管理委託料は、草刈りやごみ拾いなどに要した経費、細節 10 公園施設管理委託料は公園の日常管理や遊具の定期点検などに要した経費、細節 11 公園環境整備委託料は主に高齢者就労センターに委託したトイレの清掃や花壇の草取りなどに要した経費、270 ページに行きまして、14 節工事請負費は公園施設の補修や緊急整備に要した経費であります。

3 目都市施設整備費、公園整備事業は 7,208 万 3,752 円、公園整備に要した経費であり、12 節委託料

の細節５都市公園等調査設計委託料は、札内北公園の親水施設のろ過設備更新に係る調査設計委託料、14 節工事請負費の細節１都市公園安全安心対策事業はいなほ公園の複合遊具の改築工事と、細節２都市公園等長寿命化対策工事は、あかしや公園及びなかよし公園の外周柵工事に要した経費であります。

なお、本目の繰越明許費 885 万 5,000 円につきましては、明野ヶ丘公園再整備基本計画策定に係る経費であり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による年度内の事業が完了しない見込みとなったことから、翌年度へ繰り越したものであります。

４項住宅費、予算現額 4 億 4,272 万 4,000 円、支出済額 4 億 4,164 万 5,974 円であり、１目住宅総務費、住宅総務事務事業 272 万 9,321 円は、町営住宅の管理に係る経常的な経費であり、公営住宅業務 1 名分の報酬が主なものであります。

272 ページに行きまして、２目住宅管理費、公営住宅維持管理事業 5,017 万 3,979 円は、町営住宅 880 戸の維持管理、修繕及び営繕工事などに要した経費であります。

274 ページに行きまして、３目公営住宅建設事業費、公営住宅建設事業 3 億 8,874 万 2,674 円は、公営住宅の建設及び建て替えに要した経費であり、12 節委託料の細節５は桂町西団地建設に係る工事管理委託料、細節６はあかしや南団地建て替えに係る実施設計委託料、14 節工事請負費は桂町西団地 2 棟 12 戸の建設に要した経費であります。

以上で、８款土木費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（谷口和弥） 土木費の説明を頂いたわけですが、委員の皆さんにお尋ねします。

土木費のところで、質疑を予定されている委員の方はいらっしゃいますか。

（「あり」の声あり）

○委員長（谷口和弥） ２人いらっしゃるのですか。分かりました。

〔散会〕

○委員長（谷口和弥） 本日は、これで散会いたします。

なお、明日の委員会は午前 10 時から開会いたします。

17：02 散会

令和2年度

各会計決算審査特別委員会会議録

1 日 時 令和3年9月15日 開会 10時00分 閉会 15時59分

2 場 所 幕別町役場3階議場

3 出 席 者

① 委 員 (15名)

石川康弘	小田新紀	内山美穂子	小島智恵	若山和幸
岡本眞利子	荒 貴賀	酒井はやみ	野原恵子	田口廣之
芳滝 仁	千葉幹雄	小川純文	藤原 孟	中橋友子

② 委員長 谷口和弥

③ 委員外議員 議長 寺林俊幸

④ 説明員

町 長	飯田晴義	副 町 長	伊藤博明
教 育 長	菅野勇次	代 表 監 査 委 員	八重柏新治
監 査 委 員	藤谷謹至	企 画 総 務 部 長	山岸伸雄 (選挙管理委員会事務局長)
住 民 福 祉 部 長	細澤正典	経 済 部 長	岡田直之
建 設 部 長	笹原敏文	会 計 管 理 者	合田利信
忠類総合支所長	川瀬吉治	札 内 支 所 長	新居友敬
教 育 部 長	山端広和	政 策 推 進 課 長	白坂博司
総 務 課 長	佐藤勝博 (選挙管理委員会書記長)	地 域 振 興 課 長	亀田貴仁
糠内出張所長	宮田 哲	税 務 課 長	高橋修二
住 民 生 活 課 長	谷口英将	防 災 環 境 課 長	寺田 治
福 祉 課 長	檜木良美	こ ど も 課 長	平井幸彦
保 健 課 長	金田一宏美	農 林 課 長	香田裕一
農 林 課 参 事	渡部賢一	農業振興担当参事	山本 充
商 工 観 光 課 長	西嶋 慎	保 健 福 祉 課 長	林 隆則
経 済 建 設 課 長	高橋宏邦	住 民 課 長	武田健吾
生 涯 学 習 課 長	石田晋一	学 校 教 育 課 長	西田建司
図 書 館 長	天羽 徹	農業委員会事務局長	川瀬康彦
防 災 環 境 課 参 事	田中弘樹 (消防署長)	防 災 環 境 課 主 幹	山畑尚禎 (消防課長)

ほか、関係主幹、係長及び係

⑤ 職務のため出席した議会事務局職員

局長 萬谷 司 課長 半田 健 係長 北原正喜

4 審査事件 令和2年度幕別町一般会計ほか8会計決算認定

5 審査結果 一般会計ほか質疑

6 審査内容 別紙のとおり

決算審査特別委員会委員長 谷口和弥

議 事 の 経 過

(令和2年9月15日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○委員長（谷口和弥） それでは、昨日に引き続き、決算審査特別委員会を開催したいと思います。

開催の前に、昨日私は、委員長席から決算委員会にふさわしい質問をということで一言申し上げましたけれども、それはこういう意味であります。

この決算審査、決算委員会の目的が、議決した予算が適正に執行されたかどうかを審査する、そして行政効果を確認して評価する、そういうことがまず第一であります。その上で、これは当然翌年度の予算や、それから今後の行政執行に役立てるためのものでありますから、提案があれば述べていただくことは構わないのけれども、その前年度の事業の評価なしにいきなりと言ったらあれですけども、こういうふうな提案ということであつては、それは決算委員会の意味を持たなくなる。その点について、私は、今日についても同様な視点で決算の審査を進めていくことをしていきたいと思っていますので、昨日も大変旺盛な質疑をいただきましたけれども、引き続き、今日も皆さん方のご協力をいただいて、この決算委員会を成功させていきたいなと考えているところです。ご協力どうぞよろしくお願いします。

それでは、8款土木費に入らせていただきます。

8款土木費、説明が終わっておりますので、質疑から始めたいと思います。

質疑のある方、挙手を願います。

荒委員。

○委員（荒 貴賀） 271 ページ、3 目都市施設整備費、公園整備事業についてお聞きます。

資料の 170 ページにあります備考欄に、いなほ公園の遊具等の更新が実施されました。これから札内の大型公園がたくさんの方々に利用されることを大変期待したいところであります。その中で、遊具とろ過器の更新があったのですが、全体的な更新、いわゆる計画的なものは今回持たれなかったのかについてお聞きしたいと思います。要は、具体的に敷地内に自然池があります。昔、稲を植えて作られたという場所が今日あります。今は作る人がいなくなって、そのまま放置されているのです。今後この池をどうするのか、要は安全面も考えて同時に整備するべきだったのではないかと思います。質問いたしました。

○委員長（谷口和弥） 土木課長。

○土木課長（小野晴正） いなほ公園の遊具、それからろ過器の更新ということで行っておりますが、全体的な部分の更新はというご質問だと思います。

今回の事業は、社会資本整備総合交付金事業による更新事業となっております。公園施設長寿命化計画に基づき、遊具の更新やろ過器の更新を行ったものであります。自然池、ビオトープという形で呼んでございますが、ビオトープのほうは、長寿命化計画においてまだ更新しなければならない状況にはなっていないことから、今回の更新事業には含まれていないというような状況でございます。

○委員長（谷口和弥） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） 更新、今回の計画ではなかったというお話ですが、池がもう、要は使われなくなって放置されている状態なのです。柵は確かにあるのですが、これからきっとあそこの公園は、幼稚園、保育所の方々、たくさん子どもたちが遠足やいろいろな形で使ってもらっています。やはりその中で、あの池がかなり危険度が高いというお話をよくお聞きすることがあります。

要は今後どうするのか、やはり方向性を持って進めるべきだったのではないかと。今回、公園に関してお聞きしたところであります。町として、この池をどのように考えているのかお聞きしたいと思います。どうですか。

○委員長（谷口和弥） 土木課長。

○土木課長（小野晴正） ビオトープにつきましては、生物の生息場所を意味するもので、生物環境の保全という観点で整備されたものでございますが、水がよどみ、汚くなるというような状況の課題とかがつくった当時からありました。なかなかその改善には至っていないのですけども、ビオトープ自体が、生物の環境の保全、それから自然環境の保全ということもあったものですから、今現在は自然のままにしてという、手を入れていないというような状況の管理をしているような状況でございます。ビオ

トープ周りまでは芝生の草刈りをしてございます。また、ビオトープの今現在は、そういう管理をしているのですけれども、ご指摘がありましたように、その部分は危険なのではないのかというご指摘はありますので、再度点検して、そういうことの危険性があるのであれば、それを改善していきたいと考えてございます。

また、ビオトープの部分につきましては、いなほ公園の部分で一つの管理上の課題とは考えてございます。今後、ビオトープの管理の部分でどうしていくのがいいのか、あるいはビオトープ周辺を含めてどういう整備をすべきなのかということの在り方の検討といえますか、そういうものも今後必要なのかと考えてございます。

以上です。

○委員長（谷口和弥） ほかにありますか。

野原委員。

○委員（野原恵子） 269 ページ、2 目都市環境管理費の 12 節委託料なのですが、この中の公園環境整備委託料で、私は、百年記念事業として運動公園の中にモニュメントがありますが、そのモニュメントのところは危険ということで柵が張られているのですが、その柵も古くなって壊れてきている状況です。その中で、ある木材なども朽ちてきていまして、中央にあった大きな木ももう枯れている、そういう状況です。町民の中から、そういう崩れているのは本当に危険であって、キツネの巣になっている可能性もある、こういう声が届けられております。きちっと調査して、危険のないよう、それで、私は危険があると思っているのですが、その木材を撤去すべきではないかと思っておりますが、その点についてお聞きいたします。

○委員長（谷口和弥） 土木課長。

○土木課長（小野晴正） 運動公園のモニュメントなのですが、百年記念事業で設置したモニュメントになっています。木材を積み上げているような形のモニュメントになってございまして、今言われているように、部分的に朽ちていつている部分があるのかと理解しております。

ただ、あのモニュメント自体が、整備したときから自然に朽ちていくことが含まれて、そういうモニュメントということで設置しておりますので、そのことによって危険性があると、ご指摘のとおりよくないのですけれども、危険性のないように、適正に維持管理に努めてまいりたいと考えております。

○委員長（谷口和弥） 野原委員。

○委員（野原恵子） 朽ちていくというのがモニュメントの当初の目的だったようではありますが、あそこ、非常に多くの方が利用されている公園です。そういう意図が分からないであそこに来た皆さんにとっては、非常に、こういう言い方は失礼かなと思うのです、朽ちていくということが、幕別町がだんだん朽ちていくというのと連想してしまうような、そんな感じで見てしまうのですよね。ですから、であればそういう意図をきちんと書くとかすべきだと思いますし、きちっと管理して、皆さんに見てもらえるような、そういう手だてが必要だと思うのですが、一般の方があそこに来られたときには、何か非常に危ない、そういう思いをしますと思います。

ですから、その辺のところの考え方をしっかり持って管理していくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（谷口和弥） 土木課長。

○土木課長（小野晴正） 今、野原委員のおっしゃるとおり、町民の皆さん、それから町外から来る方もいらっしゃるものですから、そのモニュメント自体が、今、先ほど私が説明したように、朽ちていくという部分も含めてモニュメントだということで話したのですけれども、それが伝わらない部分もあるかもしれないです。なので、そういうことが分かるような形で、例えば説明書きをつけるとか、そういうことも今後検討していきながら、ただ、先ほど言いましたように、安全性に注意しながら適正に管理していくような形で努めてまいりたいと考えております。

○委員長（谷口和弥） ほかに質疑ありますか。

（なしの声あり）

○委員長（谷口和弥） 8 款土木費につきましては、ほかに質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、9 款消防費に入らせていただきます。

9 款消防費の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（細澤正典） 9 款消防費についてご説明申し上げます。

276 ページをお開きください。

9 款 1 項消防費、予算現額 6 億 4,840 万 2,000 円に対して、支出済額 6 億 4,333 万 2,514 円であります。

1 目日常備消防費は、とかち広域消防事務組合への分担金であります。

2 目非常備消防費、消防団活動推進事業 2,750 万 3,513 円は、幕別町消防団に係る経費で、消防団員報酬及び災害訓練出動等に係る費用弁償のほか、17 節備品購入費は平成 29 年度、30 年度に購入した消防団員防火衣に係る備荒資金組合への償還金であります。

279 ページになります。

非常備消防施設維持管理事業 477 万 4,401 円は、消防団施設及び車両に係る維持管理に要する経費であります。

3 目消防施設費、消防施設整備事業 4,641 万 4,300 円は、14 節工事請負費、細節 1、第 2 分団途別部に配備した水槽付消防ポンプ自動車と 18 節負担金補助及び交付金、281 ページになりますが、細節 3 消火栓取替工事に係る負担金が主なものであります。

4 目水防費、水防対策事業 2 万 5,300 円は、災害対応のための消耗品として、油吸着シートを購入したものであります。

以上で、9 款消防費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（谷口和弥） 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

（なしの声あり）

○委員長（谷口和弥） 9 款消防費につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、10 款教育費に入らせていただきます。

10 款教育費の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（山端広和） 10 款教育費につきましてご説明を申し上げます。

282 ページをお開きください。

10 款教育費、1 項教育総務費、予算現額 7 億 4,431 万 5,000 円に対しまして、支出済額 7 億 657 万 9,405 円であります。

1 目教育委員会費、教育委員活動推進事業 196 万 1,810 円は、教育委員 4 名の報酬及び費用弁償並びに交際費が主なものであります。

2 目事務局費、教育総務事務事業 834 万 1,978 円は、教育行政事務を行う上での経費で、18 節負担金補助及び交付金、細節 8 教育振興会交付金は、学校振興のために町内の小中学校で組織しております教育振興会に交付したもの、細節 11 及び細節 12 は、糠内小学校と札内北小学校の周年事業に対する補助金、細節 13 及び細節 14 は、令和 2 年度をもって閉校いたしました幕別高等学校と江陵高等学校の閉校式記念事業に対する補助金であります。

285 ページをお開きください。

会計年度任用職員給料等支払事務事業 1,981 万 7,619 円は、教育委員会事務局の事務補助員 1 人、学校教育推進員 3 人、子どもカウンセラー 3 人の報酬や職員手当、共済費が主なものであります。

次の学校運営協議会運営事業 74 万 6,190 円は、学校運営協議会開催に伴う 47 人の委員報酬のほか、各中学校エリアで実施した、乗り入れ授業等の教育活動に対する小中一貫教育推進交付金の交付などが主なものであります。

287 ページをお開きください。

魅力ある高校づくり支援事業 941 万 5,044 円は、魅力ある高校づくりを支援するための補助で、幕別高等学校、江陵高等学校、中札内高等養護学校幕別分校、幕別清陵高等学校の 4 校分であります。

3 目教育財産費、学校教育施設維持管理事業 4,129 万 8,624 円は、小中学校とわかば幼稚園並びに教員住宅 71 戸の維持管理に要した経費であります。

10 節需用費のうち、289 ページになりますが、細節 40 修繕料は、学校施設の修繕が約 9 割、その他教員住宅、わかば幼稚園等の修繕に要した費用であります。

14 節工事請負費、細節 1 学校・教員住宅補修工事は、各学校等の内装補修や暖房設備の補修工事が主なものであります。

次の学校教育施設整備事業 2 億 3,028 万 5,000 円は、小中学校の施設整備に要した経費で、14 節工事

請負費のうち、細節 1 小・中学校等整備工事は、幕別小学校の地下オイルタンクライニング工事のほか、札内東中学校高圧受電設備改修工事、教員住宅 2 戸のリフォーム工事などの整備に要した費用であります。

細節 2 白人小学校屋内運動場屋根改修工事は、防水シートの老朽化による改修工事、291 ページになりますが、細節 3 構内通信ネットワーク環境整備工事は、令和元年度からの繰越事業で、GIGA スクール構想に伴う通信環境整備に要した費用であります。

4 目スクールバス管理費、スクールバス運行事業 1 億 696 万 6,877 円は、スクールバス運行に要した経費で、12 節委託料は、スクールバス運行 12 路線のうち、8 路線は町有車両を貸与し、残る 4 路線については車両を借り上げて運行しており、これらに要した経費であります。

17 節備品購入費は、日新線のスクールバス 1 台の更新に要した費用であります。

5 目国際化教育推進事業費、国際化教育推進事業 1,359 万 3,160 円は、小中学校等における外国語指導に要した経費で、小学校に臨時英語指導助手 1 人を配置したほか、交際交流員 2 人が中学校の英語教諭とチーム・ティーチングによる指導や幼稚園にも訪問し指導を行ったものであります。

次のページをお開きください。

6 目学校給食センター管理費、学校給食センター給食提供事業 2 億 2,814 万 5,198 円は、学校等への給食提供に要した人件費や給食材料費が主なものであります。

1 節報酬は、給食センター運営委員会開催に伴う委員報酬のほか、幕別学校給食センター 13 人と忠類学校給食センター 6 人の給食補助員の報酬、2 節給料は、幕別学校給食センターの給食調理員と給食業務員に要した費用であります。

10 節需用費、細節 4 は、幕別学校給食センターのご飯茶わん、汁わん、仕切り皿、各 3,000 枚の更新などの費用、細節 60 と細節 61 は、学校給食の食材購入に要した費用であります。

12 節委託料は、幕別 5 路線、忠類 1 路線に係る給食配送に要した費用であります。

なお、幕別学校給食センターでは、小中学校のほか糠内保育所をはじめ、へき地保育所 4 か所、町立わかば幼稚園と私立幼稚園の 2 か所に給食を週 2 日提供しているほか、中札内高等養護学校幕別分校にも提供しており、忠類学校給食センターは、忠類保育所と駒島へき地保育所の 2 か所に給食を提供いたしました。

295 ページをお開きください。

学校給食センター維持管理事業 4,070 万 3,898 円は、給食センターの管理運営に要した経費であります。

297 ページをお開きください。

14 節工事請負費は、幕別学校給食センターの調理上のエアコン 1 機の更新に要した費用であります。

2 項小学校費、予算現額 3 億 1,450 万 4,000 円に対しまして、支出済額 2 億 9,610 万 3,860 万円であります。

1 目学校管理費、小学校維持管理事業 2 億 2,001 万 4,628 円は、小学校 9 校の管理に要した経費であります。

1 節報酬は、町で任用する 7 校 7 人の学校事務補助員及び 7 校 37 人の特別支援教育支援員に要した費用であります。

299 ページをお開きください。

12 節委託料は、小学校の管理清掃や警備などに要した経費、18 節負担金補助及び交付金、細節 4 は学校規模に応じた必要な管理費を、細節 5 は学校行事や体験活動などに要した費用を交付したものであります。

次の学校健康診断事業 442 万 1,605 円は、児童及び小学校の教職員に係る健康診断等に要した経費が主なものであり、12 節委託料は、小学校の教職員 163 人のストレスチェックに要した費用であります。

次のページをお開きください。

2 目教育振興費、小学校教育活動推進事業 5,472 万 4,162 円は、小学校の教育活動に要した経費であります。

17 節備品購入費、細節 1 は授業等で必要となる教材備品整備に係る費用、細節 2 は北海道市町村備荒資金組合の譲渡事業を活用して購入したパソコンやタブレットなどの償還金、細節 3 は学校図書の購入に要した費用であります。

18 節負担金補助及び交付金は、小学校 7 校のスケートリンク整備に対する交付金であります。

次の保護者費用負担軽減事業 1,694 万 3,465 円は、保護者の経済的負担の軽減を図るための事業で、

19 節扶助費が主なものでありますが、新入学学用品の入学前支給をはじめ、就学援助などに要した経費であります。

なお、細節 5 には、令和 3 年 4 月の入学児童に対する入学準備金の年度前支給 19 人分を含んでおります。

3 項中学校費、予算現額 2 億 928 万 2,000 円に対しまして、支出済額 1 億 9,615 万 1,772 円であります。

1 目学校管理費、中学校維持管理事業 1 億 4,483 万 7,689 円は、中学校 5 校の管理に要した経費であります。

1 節報酬は、町で任用する 4 校 4 人の学校事務補助員及び 3 校 7 人の特別支援教育支援員に要した費用であります。

303 ページをお開きください。

12 節委託料は、中学校の管理清掃や警備などに要した経費であります。

305 ページをお開きください。

18 節負担金補助及び交付金、細節 4 は学校規模に応じた必要な管理費を、細節 5 は学校行事や体験活動などに要した費用を交付したものであります。

次の学校健康診断事業 244 万 7,673 円は、生徒及び中学校の教職員に係る健康診断等に要する経費が主なものであり、12 節委託料は、中学校の教職員 98 名のストレスチェックに要した費用であります。

2 目教育振興費、中学校教育活動推進事業 3,045 万 1,782 円は、中学校の教育活動に要した経費であります。

7 節報償費、細節 3 は全道・全国文化・スポーツ大会参加に係る個人 256 人と 26 団体の参加奨励金、細節 4 は部活動指導員 71 人分の謝礼であります。

17 節備品購入費、細節 1 は授業等で必要となる教材備品整備に係る費用、細節 2 は北海道市町村備荒資金組合の譲渡事業を活用して購入したパソコンやタブレットなどの償還金、細節 3 は学校図書の購入に要した費用であります。

307 ページをお開きください。

保護者費用負担軽減事業 1,841 万 4,628 円は、保護者の経済的負担の軽減を図るための事業で、18 節負担金補助及び交付金は、中学生の修学旅行に要した費用の一部を扶助したもの、19 節扶助費は、新入学用品の入学前支給をはじめ、就学援助などに要した費用であります。

なお、細節 5 には、令和 3 年 4 月に入学した生徒に対する入学準備金の年度前支給 35 人分を含んでおります。

4 項幼稚園費、予算現額 2,000 万 7,000 円に対しまして、支出済額 1,752 万 380 円であります。

1 目幼稚園管理費、幼稚園維持管理事業 1,735 万 5,300 円は、わかば幼稚園の園長や事務補助員、幼稚園教諭、特別支援教育支援員の報酬や手当などのほか、309 ページになりますが、12 節の幼稚園管理委託料などが主なものであります。

2 目教育振興費、幼稚園教育活動推進事業 11 万 9,180 円は、わかば幼稚園の教育振興に要した経費であります。

5 項社会教育費、予算現額 2 億 5,446 万 8,000 円に対しまして、支出済額 2 億 4,593 万 4,021 円であります。

1 目社会教育総務費、社会教育総務事務事業 223 万 9,065 円は、文化賞・スポーツ賞等表彰式のほか、各種団体に対する負担金であります。

7 節報償費、細節 2 成人式記念品につきましては、本年 1 月の開催に向け記念品を用意していましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、やむなく中止と判断したことから、本年度対象者に郵送するものであります。

311 ページをお開きください。

社会教育委員活動推進事業 25 万 6,170 円は、社会教育員 15 人の報酬が主なものであります。

2 目公民館費、2 つ目の事業、公民館維持管理事業 960 万 8,349 円は、糠内、駒島公民館及びまなびや相川とまなびや中里の管理運営に要した経費であります。

次のページをお開きください。

3 目町民会館費、町民会館維持管理事業 2,565 万 5,765 円は、町民会館の管理運営に要した経費であります。

次のページをお開きください。

4 目郷土館費、郷土文化研究事業 76 万 5,270 円は、文化財審議委員会の開催や歴史的資料の調査研究に要した経費で、1 節報酬の文化財審議委員会委員報酬や、7 節報償費の郷土文化研究員 1 名に対する謝礼が主なものであります。

次のふるさと館・郷土館維持管理事業 740 万 1,288 円は、ふるさと館及び蝦夷文化考古館の管理運営に要した経費であります。

次のページをお開きください。

5 目ナウマン象記念館管理費、ナウマン象足跡発掘プロジェクト事業 254 万 2,023 円は、忠類ナウマン象化石発掘 50 周年記念事業として、足跡化石の追跡調査や、札幌市円山動物園と忠類小学校との連携によるかぼちゃプロジェクトなどの実施に要した経費であります。

7 節報償費は、50 周年記念事業の特別展や、足跡化石発掘調査などの講師謝礼が主なものであり、10 月 3 日から 11 月 3 日まで開催した特別展では、1,446 人がナウマン象記念館を訪れ、改めてナウマン象の魅力を多くの方に伝えたところであります。

12 節委託料で、319 ページになりますが、細節 6 は 50 周年記念事業記録映像の撮影と DVD 制作に要した費用であります。

2 つ目の事業、ナウマン象記念館維持管理事業 1,220 万 9,593 円は、記念館の維持管理に要した経費で、1 節報酬は会計年度任用職員 3 名分の報酬、10 節需用費、細節 40 はトイレ自動洗浄機の修繕や、記念館のライトアップ照明の修繕が主なものであります。

次のページをお開きください。

6 目集団研修施設費、集団研修施設維持管理事業 158 万 4,635 円は、集団研修施設こまはたの管理運営に要した経費であります。

7 目図書館管理費、図書館を核とした地域づくり事業 56 万 6,210 円は、図書館運営のサポート人材の育成や、各種講座の実施、地域情報の発信等に要した経費であります。

1 節報酬は、図書館協議会委員 10 人分の報酬のほか、323 ページになりますが、13 節使用料及び賃借料、細節 20 は、AR 技術を活用し図書館が関係課と連携しコンテンツを作成いたしました郷土の史跡や地域の観光資源などについて情報発信をするために必要なアプリケーション「マチアルキ」の使用に要した費用であります。

次に、図書館蔵書整備事業 821 万 2,182 円は、蔵書整備に要した経費で、17 節備品購入費、細節 1 及び 2 は、図書資料 4,357 冊と AV 資料 53 タイトルの購入に要した費用であります。

3 つ目の事業、図書館維持管理事業 5,656 万 9,238 円は、図書館の管理運営に要した経費で、1 節報酬は、事務補助員 1 人とブックモバイル運転手 1 人分の報酬、2 節給料は、図書館司書 9 人分の給料であります。

325 ページをお開きください。

14 節工事請負費、細節 1 は本館のエアコン設置工事、細節 2 は同じく本館の電話設備の改修工事であります。

18 節負担金補助及び交付金は、細節 6 町民文芸誌「まくべつ」第 36 号の発行に要した経費が主なものであります。

次のページをお開きください。

8 目百年記念ホール管理費、芸術・文化公演事業 53 万 7,000 円は、生涯学習講座や文化公演会に要した経費で、7 節報償費は、忠類地区で実施した生涯学習講座の 5 講座と文化公演に係る講師謝礼であります。

次の事業で、百年記念ホール維持管理事業 2,508 万 8,090 円は、百年記念ホールの管理運営に要した費用で、14 節工事請負費は、ボイラー 2 基の更新工事に要した費用であります。

次の百年記念ホール指定管理者業務指定管理事業 9,190 万円は、12 節委託料の指定管理業務に要した経費が主なものであり、細節 5 は百年記念ホールの指定管理業務に係るリスク分担の清算で、燃料費及び電気料の物価変動に応じた令和元年度分の清算金であります。

6 項保健体育費、予算現額 1 億 3,078 万 6,000 円に対しまして、支出済額 1 億 2,318 万 9,417 円であります。

1 目保健体育総務費、保健体育総務事務事業 95 万 6,909 円は、1 節のスポーツ推進員 12 人分の報酬や、7 節報償費、細節 3 の少年団活動などで全道・全国へのスポーツ大会に出場した個人 5 名と 4 団体に対する参加奨励金が主なものであります。

329 ページをお開きください。

スポーツ団体活動支援事業 266 万 5,735 円は、18 節負担金補助及び交付金が主なもので、細節 3 は体育連盟に対する補助金、細節 4 はスポーツ少年団に対する補助金であります。

2 目体育施設費、屋外体育施設維持管理事業 3,119 万 6,507 円は、運動公園陸上競技場及び野球場などの屋外施設の管理運営に要した経費で、12 節委託料が主なものであります。

331 ページをお開きください。

屋内体育施設維持管理事業 1,142 万 1,784 円は、農業者トレーニングセンターや札内スポーツセンターなど、屋内体育施設の管理運営に要した経費であります。

次の札内スポセン及び農業者トレセン指定管理者業務指定管理事業 4,783 万 7,000 円は、12 節委託料の指定管理に要した経費が主なものであり、333 ページになりますが、細節 6 は、札内スポセン及び農業者トレセンの指定管理業務に係るリスク分担の清算で、燃料費の物価変動に応じた令和元年度分の清算金であります。

次の町民プール維持管理事業 2,672 万 6,596 円は、町内 6 か所の町民プールの管理運営に要した経費で、1 節のプール監視員 24 人分の報酬や、12 節委託料などが主なものであります。

なお、札内東町民プールにつきましては、老朽化が著しく、利用に当たっての安全面が確保できないことから、令和 2 年度をもって廃止としたところであります。

以上で、10 款教育費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます

○委員長（谷口和弥） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

野原委員。

○委員（野原恵子） 2 点お伺いいたします。

1 つ目は、282 から 285 ページにかけてなのですが、2 目事務局費、18 節負担金補助及び交付金、いじめ防止対策推進委員会運営運営事業、資料の 174 ページに、小学校、中学校のいじめの認知件数、不登校、出ております。その数字を見ますと、小学校のいじめ件数は 8 件に対して、不登校は 5 件です。中学校は、いじめの認知件数が 1 校で 1 件、中学校は不登校が 3 件で 27 件、こういう資料が出ております。それで、いじめの認知件数というのは、どのように把握しているのかということをお聞きします。

それと、不登校に関しましては、やはり様々な要因があると思うのですが、いじめとの関係もあると思います。それで、不登校といじめの認知件数との関係をどのように教育委員会としては押さえているのかお聞きしたいと思います。それで、不登校の定義、この備考欄には、経済的な理由ということも定義の中に書いてあるのですけれども、この経済的理由というのはどのような理由なのかお聞きしたいと思います。就学援助とかそういうものがある中での経済的な理由、その点をお聞きします。

もう一点は、287 ページ、修学支援資金交付事業、細節 3 の修学支援資金交付金で、資料の 176 ページにも資料が載せてあるのですけれども、この周知はどのように行っているのかお聞きしたいと思います。その 2 点です。

○委員長（谷口和弥） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） まず、いじめの関係の 1 点目ということで、どのように把握されているかというようなご質問でございます。

そちらに対しましては、例年学校を通して、児童生徒に対してアンケート調査を実施しております。当時は、いじめられたことがあるというような内容での調査ではありましたが、29 年からは、嫌な思いをしているというところも詳細にわたって拾うようなアンケート調査なのですが、そちらのアンケート調査のほうで 8 件確認させていただき、その他で 1 件、保護者とのやり取りの中で 1 件把握したというようなものでございます。

続いて、不登校に対するいじめの因果関係ということですが、はっきりとしたもので確認はされていないところでございます。

続いて、修学支援資金の周知方法ということですが、こちらにつきましては、5 月に各高校のほうに申請書のほうを配布させていただき、町としては高校のほうに配布させていただいております。そして、高校を通して申請書を配布させていただき、該当者のほうにお渡しいただくような手続を取っております。

以上です。

○委員長（谷口和弥） 野原委員。

○委員（野原恵子） 答弁が抜けていると思うのですけれども、今、いじめのアンケートでは、小学校のところだけで、中学校のいじめの認知件数どのようにされているのか、それから不登校との関係という

説明がなかったと思います。それと、不登校の定義の経済的理由はどういうことなのかということの答弁も漏れていたのではないかと思います、その点もう一度お願いいたします。

○委員長（谷口和弥） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） 大変申し訳ございません。先ほどのいじめの關係の、どのように把握しているかという部分の、先ほど申し上げましたように、中学校、小学校、合わせて9件ということですので、アンケートのほうで把握したのが8件、そして保護者のほうから確認取ったものが1件ということで、合計9件、把握方法については以上の件数ということになります。先ほど申し上げたとおりです。

続いて、不登校の方のいじめとの因果關係。こちら先ほど申し上げましたとおり、その因果關係については、詳細については確認しておりません。

続いて、不登校の方の経済的な理由によるものということで、文科省の中で、このような経済的な理由によるというものを除いたものということで、文科省のほうではそういう定義があるのですが、現在、幕別町に、本町におきましては、そのような方による不登校というのは確認されておられません。

以上です。

○委員長（谷口和弥） 野原委員。

○委員（野原恵子） 文科省では経済的理由がということで含まれているけれども、これは文科省の定義であるということですね。そうすると、幕別町でも、もしそういう該当する方がいる場合もあるということで、ではその判断はどのように判断しているのか、その経済的理由の判断はどういうことなのかということをお聞きしているのですけれども。

○委員長（谷口和弥） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） 経済的な理由というところの判断ということなのですが、通常でいますところの修学支援資金だとか就学援助のほうの、そちらのほうに置き換えながら、該当するかどうかという部分をまず考えながら、そのご家庭の事情をきちんと把握した上で判断させていただくというものでございます。

○委員長（谷口和弥） 学校教育課長。経済的な理由でもって不登校になっている人は、まずいないということですね。

○学校教育課長（西田建司） 先ほどお答えしたように本町で確認されていません。

○委員長（谷口和弥） そうですね。そして、経済的な理由というのは、どういうことがあるのかということを探ねられているのだけれども。あるとすれば、今、いないけれども、それはどういうケースだったらそれに該当して、ここから除かれるのかということを探ねられているのだけれども、それに対する答弁がちょっと曖昧なものだから、このままではずっと続いてしまうのですね。

学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） 経済的な理由の、こういったケースということなのですが、先ほど申し上げましたように、生活保護対象者であったり、就学援助、こちらのほうの対象だったりという部分をまず確認させていただいて、本当にそういった経済的な理由で不登校になったのかという部分は、もちろん密に確認させていただいてということなのですが、本町においては、そういった該当者はいないところでございます。

○委員長（谷口和弥） 野原委員。

○委員（野原恵子） 経済的理由ということでは、幕別町では現在ないということで、そういう方がいたら就学援助ですとか、生活保護ですとか、そういうところに制度活用してもらうような手だてを取っているという押さえでよろしいですか。

○委員長（谷口和弥） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） はい。野原委員のおっしゃるとおりで、そういったご家庭がありましたら、福祉部門、あらゆる部門と連携しながら、そういった体制を取らせていただいているところでございます。

○委員長（谷口和弥） 野原委員。

○委員（野原恵子） それで、不登校の關係なののですが、今、いじめと不登校との關係というのは、きちっと確認されていないというお答えでしたけれども、ここ、非常に大事だと思うのですが、不登校は必ずしもいじめばかりではないと私は思うのですが、中学校で27件ということであれば、きめ細やかな対応をしていくことが非常に大事だと私は思うのです。ですから、そういう手だてをどのように行っているのか、小学校も中学校も含めて、その手だてをお聞きしたいと思います。

それと、修学支援のほうなのですけれども、今、各高校に連絡をしている、周知をしているということでしたけれども、高校に入る前に中学校にも案内をするということも必要ではないかと思ひます。

それと、道との関係があると思うのですけれども、幕別町は経済的理由で、生活保護の1.3倍まで枠を広げているという、私はそう承知しているのですけれども、今、高校生の場合には、公共交通機関などを使いまして通学するとなれば、交通費も負担が重いと思うのです。そういうことですか、給食も、お弁当ということもありまして、それから部活なんかされている高校生には、負担が大変重いと思いますので、その1.3倍上乗せを広げることにはできないのか、その点をお聞きいたします。

○委員長（谷口和弥） 教育部長。

○教育部長（山端広和） 初めの不登校の部分でございます。認知件数の中で、いじめとの因果関係なのすけれども、これ、もちろん、ちょっと説明不足だったのですけれども、学校にスクールカウンセラーですとか常時巡回しております。その中で、特にそういった不登校気味の子、児童生徒であったり、あるいは既に不登校になっているようなお子さんについては、しっかりとその児童生徒あるいは保護者も連携しながら、関わりながら、そういった対応しております。

したがしまして、不登校に至った部分の中で、その調査の中で、いじめが原因で不登校になっているという要因はございません。その後においての対応についても、今申し上げたとおり、逐次生徒としつかりその辺、先生との情報共有も含めてですが、今どのような状況なのかというのが、定期的に訪問したり、あるいは保護者ともその辺の家庭環境の中でどうなのかといった部分もしっかり押さえた中で対応しているところであります。

それと、修学支援資金の部分でございますが、こちらにつきましては、高校のほうにも当然送付しておりますが、ホームページ等でもお知らせしております。そうした中で、周知のほうはしているとともに、1.3倍という部分につきましては、これはうちの就学援助、いわゆる困窮世帯という部分が目的なので、その基準として就学援助の1.3倍ということと同様の生保基準の対応で見るということで、今、うちのほうとしては考えているところであります。

○委員（野原恵子） 当然中学校にも積極的に案内しているのですか。

○委員長（谷口和弥） 教育部長。

○教育部長（山端広和） 中学校への周知ということでしょうか。今、現状では、ホームページ等でも実施しておりますが、極力広げて多くの方、対象者が見ることができるよう形の対応は取ってまいりたいと考えています。

○委員長（谷口和弥） 野原委員。

○委員（野原恵子） この不登校の対応ということでは、保護者とも連携を取りながら進めているということでしたので、そこは本当に丁寧な対応が必要だと思いますので、そのところも今後十分な対応を求めていると思います。

就学援助の中学校への対応、周知なのですけれども、高校生を持っているご家庭の保護者ですとか、ホームページやなんかきちっと見て、その制度を周知しているということであれば、そういう制度があるのだという周知になると思うのですけれども、やはり中学校にもきちっと周知していくということも大事ではないか思うのですね。その点はいかがですか。

○委員長（谷口和弥） 教育部長。

○教育部長（山端広和） 基本的には、高校に、全ての生徒に、対象者にお配りするのではなくて、学校から全ての在学対しては、チラシという形でお渡ししているのです、これは間違いなく伝わる形になっております。なので、中学校に周知となると制度があるよ程度で、実際の申請は高校に入ってからになりますので、その部分は十分に伝わっているもの、周知されているかなと考えております。

○委員長（谷口和弥） 野原委員。

○委員（野原恵子） 拡充の考えはないのかどうか。

○委員長（谷口和弥） 教育部長。

○教育部長（山端広和） 現状においては、就学援助の基準と同じにしている。基本となる就学援助の1.3倍という部分につきましても、これ、うちが際立って低いだとかという部分ではなく、全国的に見ても1.3倍というのは妥当な数字ということで、それに合わせて実施している修学支援資金の1.3倍という部分につきましても、今のところは現状のままと考えております。

○委員長（谷口和弥） ほかに質疑ありますか。

酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 296 ページ、2 項小学校費、1 目学校管理費の 299 ページの学校健康診断事業に

ついて、中学校も同じ項目に関わって質問いたします。

この間コロナがあって、いろいろ子どもたちにも影響があったところですが、子どもたちの心のケアにどう対応してきたかという点を伺います。去年の11月から12月にかけて、国立成育医療研究センターがアンケートを行っていきまして、中等度以上のうつ症状が見られるというお子さんが、小学校4年生から6年生で15%、中学生では24%という結果が出ていまして、町の子どもたちの心の状態が気がかりなのですが、その辺について、子どもたちの状況をどのようにつかんできたか、またそれに対してどう対応してきたか伺います。

○委員長（谷口和弥） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） 心のケアということですが、このたびのコロナ禍でもそのようなお話あったかと思えます。まず、学校のほうで一斉の臨時休校もありましたけれども、それぞれ皆さまどのように生活されているかという部分を確認取りながら、さらには学校再開後もその辺気を遣いながら、余計に注意しながら、児童生徒の様子を見させていただき、もちろん何かあればスクールカウンセラー等の活用も考えながら対応していくということだったのですけれども、本町においては、今回のコロナ禍におけるそういったものについては、確認していないというところがございます。

○委員長（谷口和弥） 酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 全国的なこういうアンケートで、かなりの割合で子どもたちの心に変化が起こっているということが出ていまして、具体的にもうちょっと紹介しますと、子ども全体の17%が自分の髪の毛を抜いてしまうという体を傷つけた行為を行っているとか、24%が体を傷つけたいとか、死にたいと思ったことがあると答えていて、自傷行為も深刻になっています。また、コロナによって、先生や大人への話しかけやすさがとても減った、少し減ったと答えたのは51%と、半分以上のお子さんになっています。なかなか悩みやストレスを相談しにくい状況がずっと、これが11月、12月の時点でして、それ以降まだずっとこういう状況が続いていますので大変気がかりですし、保護者のほうも、なかなかそれを相談できるような保護者同士のつながりも薄くなっているという状況もあります。引き続き注意していかなければいけない点かなと思っています。

ほかのところで、例えば岐阜県だとか、名古屋市、大阪市の小中学校では、タブレット端末を活用して、子どもたちの心の変化をつかむ「心の天気システム」というのを導入しています。毎日「晴れ」「曇り」「雨」「雷」という4つの天気から、自分の心の状況を選んでそのマークをタッチして、それを全教員が共有して、子どもたちの心の揺れを気づけるようにしているということや、あと埼玉県では、教員が子どもたちの心の状況をチェックできるようなチェックリストをつくって、子どもたちが、例えば物音に過敏になっている子がないかだとか、こだわりが強くなっていないかとか、詳細にチェックできるような項目で、子どもたちを見守るということがされています。一番は少人数学級で丁寧に対応していくことが必要かなと思いますが、町で、今、子どもの心のことで具体的に検討していることや、課題だと考えていることについて伺います。

○委員長（谷口和弥） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） 先ほども申し上げましたとおり、現段階ではスクールカウンセラーの活用等で、より密に児童生徒の様子を確認しながら相談体制を整えているということですので、さらなるものについては、現段階では具体的な考えはございませんが、今、酒井委員がおっしゃったようないろんな先進事例あるかと思えますので、そういった部分は研究しながらやってまいりたいと考えております。

○委員長（谷口和弥） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 同じ小学校、中学校の学校健康診断事業に関わりましてお尋ねいたします。

私のほうは、子どもたちではなくて、教職員の健康管理という視点から伺いたいのですけれども、これまで教職員の長時間労働が問題になってきておりました。そこで、幕別町ではそれを改革するための計画を持ちまして、令和2年の5月から教職員の出勤を管理するシステムを導入されたと聞いております。その運用といいますか、それを使用して管理しているのですけれども、結果はどうであったかということと、小学校、中学校で60時間以上の残業が2割から4割といわれてきましたが、その状況は解消されてきたか、幕別町ではどうであったか、伺いたいと思います。

○委員長（谷口和弥） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） ただいまご質問の、時間外在校等時間のご質問なのかと思います。

こちらのほうにつきましては、今お話ありましたように、最終的に目指す姿といえましょうか、幕別町のアクション・プランのほうでも掲げております1年単位の変形労働時間制、こういったものを見据

えながら、今、中橋委員おっしゃったように、令和2年5月から、順次、出退勤システムを導入しながら、実態把握に努めてきたところであります。

ただ、令和2年度につきましては、ちょっとコロナ禍ということもございまして、正確な実績数値というところで、なかなか捉えることができなかったのかなというところもございまして、正確には、やはり1年単位で実績を取ろうということで、今年度、令和3年から毎月正確な数字を取りながら、教育委員会、学校とそれぞれ確認しながら、そういった時間外の短縮等に努めてきているところであります。令和3年4月からの実績で申しますと、まず4月なのですがけれども、1か月当たり45時間を超えた時間外、そちらのほうになった教員ということで、4月が全体の教職員に対して30.2%、5月が14.7%、6月が19.8%、7月が12.5%、8月は夏季休業等もございしますので3%ということで、5か月の平均で、16.7%の教員の方が45時間を超えた時間外勤務を行っていたということになります。

そういったことで、今後またこういう情報を教育委員会のほうとしてももちろん押さえながら、学校のほうと確認しあって、短縮に検討できるようにやり取りをさせていただくと考えております。

○委員長（谷口和弥） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 今のお答えは、小中学校、両方通してという結果と押さえてよろしいでしょうか。

それで、要するに一つは、新しくつくられた管理システムのその内容です。学校と委員会との連携だとかも含めて、どんなシステムになっていて、正確に教職員の自主報告ではなくて、本当の実態が管理される仕組みになっているのかどうかも伺いたいと思います。

それともう一つ、今、課長お答えになられました1年単位の変形労働時間制を目指してということでありましたけれども、この1年単位の変形労働時間制の導入につきましては、いろいろな意見があるところでありまして、現場の教職員の先生方との意見交換、あるいはその状況を、先生方の意見を把握するということのようなことは行われてきましたか。もし、行われていれば、その結果についても伺いたいと思います。

○委員長（谷口和弥） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） まず、出退勤システム、昨年の5月から導入したそちらの内容でございですが、システムという名のエクセルシートでそういったシステムを構築したものになるのですけれども、もちろん各学校単位で管理職の方にきちんと確認をしていただきながら、何時から何時までの勤務で、それ以外の時間外の部分、そういったものを的確に入力していただきながら、積み上げてやっているシステムということになります。

それと、先ほどお話しさせていただいた1年単位の変形労働時間制、こちらの部分なのですがけれども、意見交換、また具体的にそういったことではなく、まず働き方改革、幕別町アクション・プラン第2期のほうにおいて、その中においても導入に向けて検討するという形で、まだその辺を具体的に、今、先ほどからお話ししている、実績を取りながら、実際、変形労働時間制に移行することが可能なのかなのかという部分を、今、まさにそういった実績を取りながら、お話しさせていただいているところなのかなと思いますので、それを踏まえて、中橋委員のおっしゃられるような、具体的にまた教職員の方ともお話、意見交換もしなければならぬのかなと考えております。

○委員長（谷口和弥） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 変形労働時間制につきましては、本当に慎重に、今まで聞かれていないということでもありますから、これから導入をするのだということを前提にしないで、そういう制度は国や道教委から来ているのだと思うのですけれども、幕別町の教職員の皆さんにとってそれがどうなのかというところを一番重視して、計画を進めていただきたいと思うのですよね。結局のところ、コロナ禍でも相当な教職員に対する、実際に学校は休みになったとしても、先ほどありましたような子どもたちに対する対応、ストレスの問題も含めて、かなりの負担は増えたであろうと推測いたします。そういう状況で、新たに今年度から小学校の5年生、6年生では英語の時間が増えていくとかというようなことで、仕事は増えるだろうなということが分かります。したがって、教職員の数が増えていけない限り、なかなか働き方を変えようとしても困難な面があります。現場の先生方が一番そこを押さえていらっしゃるわけですから、その意向を踏まえて選択をするという姿勢で行っていただきたいと思いますが、どうですか。

○委員長（谷口和弥） 教育部長。

○教育部長（山端広和） まず、変形労働時間制の移行というの、導入の部分についても、以前の一般質問でもございましたが、早くても令和4年度以降ということで、これを入れるかどうかも含めて、やはり今、お話のあった課題も多くあるのかなと思っております。一方で、先生方でも入れてほしいという先生もいれば、入れることが逆に負担になるという部分も、賛否両論あるかなと思ってます。これ、

個別で導入という部分もあります。また、それぞれ職員ごとに管理していかなければいけないという煩雑さもいろいろあります。課題は多くありますので、これしっかりと学校のほうとも今後の状態も含めて検証し、それとしっかりと課題を整理しつつ、その中で本当に導入できるかどうかも含めて、判断してまいりたいと考えております。

- 委員長（谷口和弥） 委員の皆さまにお尋ねします。教育費で質疑を予定している方は、手を挙げていただけますか。はい、下ろしてください。

審査の途中ですが、この際 11 時 15 分まで休憩いたします。

11：06 休憩

11：15 再開

- 委員長（谷口和弥） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育費の質疑をお受けいたします。

小田委員。

- 委員（小田新紀） 3 点質問させていただきます。

285 ページ、1 項教育総務費、2 目事務教育費、学校運営協議会運営事業に関わってであります。これまでも各委員会あるいは一般質問等で、多くの質問させていただいております。そういった中で、昨年度の評価というものを拝見させていただきまして、少し実態と違う評価をされているのではないかなと考えるところであります。この間、昨年度も、先生方、校長先生、教頭先生、そして運営委員の皆さんともいろいろとお話を聞く中で、今回評価として、この数値上の問題でもあるかもしれませんが、A 評価ということで、このまま継続していくというような判断をされておりました。少し違和感を感じるところであります。改めて昨年度の評価について、この判断の基準になったもの、そういったものを伺いたいと思います。

それから、2 点目、308 ページ、5 項社会教育費、1 目社会教育総務費の社会教育総務事務事業の成人式に関わってありますが、昨年来コロナ禍の中で、成人式がなかなか実施できないということで、町のほうも何とか開催できるようにということで、延期を含めて、あるいは最終的にはステージで記念写真をとというようなことで、いろいろと工夫をされて、実行委員の方々とも相談をされて進められていたということについては、十分理解しているところであります。その上で、結果として、今のところ開催という形にはできていないというところであります。成人式は一生に一度のものであるので、何とか本来の形ではないにしろやれなかったものか、あるいは今後やれないものかということで質問させていただきます。いろいろな本当に苦労されて、思慮されてということではありますが、学校ごとに、出身校ごとに日にちを分散して開催するとか、あるいは今の時代ですので、オンラインで開催するとか、そういった開催方法等も検討されてこなかったのでしょうか、あるいは今後検討とされているのでしょうか、伺いたいと思います。

3 点目、最後、311 ページ、同じく 5 項社会教育費の 1 目社会教育総務費ですが、社会教育委員活動推進事業になります。社会教育委員さんに集まっていたいて、会議開催されて、毎年されているわけですが、本来この社会教育委員会の会議というものは、社会教育委員さんのいろんな事業提案と、あるいは町の施策に対する様々なご意見といただきながら、社会教育の充実を図っていくといった目的かと考えておりますが、評価のほうにもありましたけれども、町のほうで説明をして、それをちょっとこう受け身になって、話を聞いて承認するというような形にとどまっているというような内容もありました。また、社会教育委員さんの話を伺っても、ちょっとそのような内容になっていると伺っておりますが、本来そういった委員さんから提案していくというような中身も期待したい会議ではありますが、改めてその評価、それから今後の見通しについてお伺いいたします。

- 委員長（谷口和弥） 学校教育課長。

- 学校教育課長（西田建司） まず、ご質問の 1 点目、学校運営協議会、コミュニティ・スクールの評価のことについてのまず答弁をいたします。

まず、先ほどお話ありました評価で A 評価という部分は、9 月 8 日に皆さまにお渡しした、教育委員会としての評価、点検にかかる資料の中でのお話かと思っております。こちらのほうについては、皆さまにもご説明しましたように、まず教育委員会として独自にこの評価の項目に当てはめながら評価させていただいたもので、まず点数、数値化されているものですので、その結果、方向性区分で A と、現状どおり継続ということの評価になったということ、まずご理解はいただきたいと思います。

ただ、令和2年度につきましても、正直コロナ禍で思いどおりに進めることができなかったということは否めないのですが、決して立ち止まっていたわけではなく、そういった中でも、具体例で申しますと、令和2年度、ということは、学校では、地域学校協働本部の取組も進んでおり、現在9名の協力員の確保であったり、地域コーディネーターも人選のめどがついているというような、あといろいろな周知もできたというような、いろんな成果を伺っております。こういった成果だとか、これからはまたさらに課題も正直あるかなと思っております。そういったものを解決しながら、さらに地域も巻き込んだコミュニティ・スクールを目指していきたいと考えております。

○委員長（谷口和弥） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石田晋一） 小田委員のほうから質問ありました、まず1点目、成人式の関係についてお話しさせていただきたいと思えます。

令和2年度の成人式におきましては、当初例年どおり1月の開催に向けて準備を進めていたところがあります。結果的には、1月にコロナの影響もありまして、5月に一度延期させていただきました。管内的には1月に行ったところもありまして、帯広市と音更、芽室、幕別、清水が延期をして、開催を停止しております。5月に入ってもコロナの状況が収束に進まず、また再延期したところなのですが、ほかの幕別以外は8月14日に日程を調整しまして開催し、うちはなるべく連休で帰りやすい日程と考えまして、9月19日に設定させていただいたのですが、残念ながら9月に入ってから状況が本当に思わしくなくて、ぎりぎりまで開催の方向に向けて調整できないか、また先ほど委員もおっしゃったように、学校ごとですとか、日にちをずらすとか、オンラインの関係もちょっといろいろと調整しましたが、せっかくの機会なので女性の方につきましては、晴れ着を着たいという意向もあったものですから、そういったところで衣装屋さんとかといろいろと調整もした結果、だんだん遅くなれば遅くなるほど、来年の成人式の衣装と重なるらしいのです、レンタルが。そうなりますと、もうこの時期ぐらいから前撮りですとか、写真撮影も入ってきて、なかなか難しいということもあって、9月の段階で再延期をせずに、やむなく中止という判断をさせていただいたのですが、その際には、実行委員となられました方々と相談させていただいて、実際にお会いしてお話もお伺いしました。最初電話したときには、もう非常に残念で、心が苦しいと言われて、私のほうでも再度ちょっと持ち帰って検討したいというお話はさせていただいたのですが、なかなか思うような開催に向けて進むことができて、中止にはするものの、着物を着る機会はせめて提供したいなということから、百年記念ホールステージに撮影スポットを設置して、できるだけ時間も長く設定して、皆さん、家族ですとか、お友達、大人数にならない、密を避けながら来ていただいて、撮影していただきたいなと考えています。

あと、当日予定しておりました、卒業するときの恩師の方々からもビデオメッセージいただいておりますので、会場内でそれぞれ確認、見れるように、そこは対応していきたいなと思っています。あと、ホームページになるのですが、せっかくの機会なので、町長、議長からも、式辞、お祝いのお言葉をいただきながら、インターネットで配信させていただきたいなと思っています。

今後につきましては、開催する方向では進めることはできませんが、令和3年度、令和4年の1月に開催予定する成人式については、なかなか日程を変更してとなると、もうかなりの労力もありますし、成人者本人方にしても、着物のレンタル等かなり負担をかけるということもあって、そこは日にちを変えずに、もしコロナ禍が改善されていなくても、その日にオンライン等で開催するような方向は考えていきたいなと思っています。

2点目の、社会教育委員の関係であります。委員おっしゃられるとおり、年間3回会議を開催しております。内容的には、生涯学習の中期計画の改訂時期と重なれば、かなりの回数、足を運んでいたようなこともあるのですが、通常であれば、文化・スポーツ賞の選定とか、ご助言をいただいたりとか、通常行っています事業、ご助言、ご意見いただくという考えで、一歩踏み込んだような助言をいただく場には、確かになっていないかもしれません。こちらにつきましては、会議の中で、もう少しそういった内容も踏まえて、皆さんで相談しながら、より多くの意見を聞ければと考えています。15人いる委員も、いろんな方からお話を聞けるようにということで、学校の関係者ですとか、社会教育経験者、学識経験者の中から委嘱させていただいています。今後の見通しなのですが、他の市町村の事例も含めながら、いろいろとちょっと勉強していきたいなと思っています。

以上です。

○委員長（谷口和弥） 小田委員。

○委員（小田新紀） まず、1点目、学校運営協議会に関わってでありますが、町としての評価の基準というものもあるのかなと思うのですが、この評価シート見る限り、評価指標が、ここまで来てこ

の基準でやるのか、回数であったりとか、CS 通信の発行と、あのとてもすてきな通信で発行されているのは存じ上げておりますけれども、その回数が評価になるのかということも含めて、ちょっと違うのではないかなと考えます。数年この事業取り組んできて、数年たってきて、先生方の異動もありまして、もともと先進的にやっていた地域から異動されてきている先生も数多く増えてきておりまして、やはり幕別の取組を見て、何を危惧されているかということに関しては、以前から各同僚委員であったりと、私もそうですが、やってきた理念というものが分からないというものが大きな一つであるとともに、もう一つ、また運営委員さん自身は一生懸命やられていて、いろいろと会議に参加してくださるのですけれども、その CS 自体の考え方がちょっとずれたまま今までやってきているので、運営委員さん自身も理解ができていないという部分において、このままずるずるとやっていくと、もう本当に修正が利かないというようなことを危惧されているということで、そういった声も聞いています。

どういった評価をしていくかということは、またこれ町の考えでもあるわけですが、やっぱり改めて昨年度までの事業、中身の部分の評価をしっかりされて、やめるわけにいかないでしょうけれども、一定程度もう一度勇気を持って原点に立ち返ると。町のほうでも全体研修をされているということも聞いておりますが、そういった意味で、理論的な部分については理解されている方もたくさんおられるかと思うのですけれども、なおさらそれであれば、やはりもう一度ゼロもしくは1に戻って、組み立て直すという勇気ある取組の見直しということも必要ではないかなと考えますが、いかがでしょうか。

それから、2点目、成人式について、今後オンラインということも含めて考えておられるというようなことで答弁ありました。今後については、またいろんな方法で、状況も変わってくると思いますので、それに柔軟に応じてということですが、昨年結局できなかった子たちでも、やはり成人された方々にとっては、町長はじめ、いろんな方々のお祝いのメッセージというものももちろんありがたいと思ってくれるかと思います。それとともに、こういった機会仲間と久しぶりに顔を合わせて、今の時代ですからその後のことについてはちょっとできませんけれども、顔を合わせながらというようなこともできて、もともと親しい友達なんかは、ふだんからいろいろ連絡は取り合っているでしょうけれども、そこまで連絡取り合っていないような昔の友達だったりとか、そういった子たちと出会える機会であったりとか、それからやっぱり皆さんに喜んでもらえるというか、祝ってもらえるというような形が、本当に一生に1回の記念かなと思います。なかなか難しいかもしれませんが、その1回を失ってしまった子どもたちに、成人になった方々に、何かの機会ですういった機会が持てるようなことも、引き続きご検討いただきたいということを求めたいと思います。

3つ目の、社会教育委員に関わってであります。現状についてご説明いただきまして、理解しましたが、それこそ1点目の質問にあったとおり、学校運営協議会のほうにも、本来であれば、そういった社会教育委員さんが中心になって進めていってもいいものだと思います。そういった先進地域なんかもあるかと思いますが、そういった部分で、委員さんはいろいろと力があって、いろいろと知識もあって、参加されている方も、あとは事務局である教育委員会のほうの運営の仕方というか、持っていく方というところに課題があるのかなと感じます。そういったところで、せっかく参加してくださる委員さんの力を発揮できるような運営方法ということ、振り返ってみて、修正していただくというようなことを、改めて求めたいと思います。

それから、もう一つ先ほどいろんな立場の方でというような話がありましたが、いわゆる求められて、これは、もうお一人おひとり聞いているわけではないので、話ではないですけれども、委員さんにおいても、言われたのでやっているという方もおられる可能性もあるのではないかなと、あくまでも推測ですけれども、そういった方ではなくて、そういった方もありがたいですけれども、本当に社会教育に興味のある、あるいは実績のある、そういった方々の発掘ということもいかがでしょうか。

○委員長（谷口和弥） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） まず、コミュニティ・スクールのお話でございます。まず、評価の部分については、小田委員おっしゃるように、ちょっと指標等で、それが正しいのかといいたし、適切かという部分は、さらにまた教育委員会のほうとしても、見直しかけられるところは見直しかけながら、来年度の評価に生かしていきたいと考えております。

2点目の、運営委員の方がとか、いろんなそういった理念がずれたままというようなお話ですが、私自身そういった認識はなかったのですが、どこがずれているのかという部分、また勉強させていただきませんが、教育委員会といたしましては、住民の方も、運営委員の方、特にそうですけれども、理解は十分深まってきているのかなと考えております。まさに、ここがずれたままという部分なのかもしれませんが、その部分をまたさらに3点目のゼロに戻してという部分ではなく、今、深まってきているのかな

という中で、さらに理解が深まっていくように、さらに地域の皆さまがという部分なのですが、本当に令和2年度に関していうと、やはりコロナの関係で、やっぱりコミュニティ・スクールというのは、地域の方、皆さまが学校に気軽に出入りできるような、まずそこから学校をいろいろ理解していただくという部分にやっぱりつながっていくのかなと考えおります。そういったことで、またそういった行き来できながら、地域の方々がさらに学校の応援団として定着していけるように、今の部分を成就させながら進めていきたいと考えております。

○委員長（谷口和弥） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石田晋一） まず、成人式の関係なのですが、19日に写真撮影があります。短い時間で、それほど来館される方と接する時間ありませんけれども、誠心誠意、気持ちを込めて、お祝いの気持ちが伝わるように対応させていただきたいなと思っています。

あと、社会教育委員の関係なのですが、事務局、確かに含めて、今後のことも、あと学校教育に携わる部分も出てくるかと考えます。それぞれ担当する者、関係する者、学習していきたいなと思っています。今、コロナの関係で、社会教育委員さんの東部における研修会ですとか、十勝の研修会、また全道の研修会等も参加していない、参加ができないような状況であります。そういった場でいろんな町の方と交流していただきまして、情報をいろいろと、先進事例なんかも学んでいた中で、本来であればいろんな考えだとか、そういった確認する場もあればよかったのかもしれませんが、なかなかそういった状況にもありませんので、そういう参加できる機会がありましたら、積極的にちょっと参加をしたいなと考えています。

あと、確かにいろんな立場の方をお願いしておりまして、頼まれたから受けているという方もいらっしゃるかもしれません。地域ごとにある程度いろんなところから人選したいなというところもありまして、今後につきましては、興味ある方、いろんな発言ですとか、助言していただけるような方の発掘につながるような情報収集に努めていきたいなと考えています。

以上です。

○委員長（谷口和弥） 小田委員。

○委員（小田新紀） 学校運営協議会の中身については、ここでちょっと議論するのは、また別のところで考えたいと思いますが、評価の部分は少し見直すということでしたので、そこに期待したいと思います。それに関わって、ほかの評価も、先ほどの社会教育委員もそうですけれども、評価の指標というのが、会議を開いた回数というのが非常に多くて、そこが指標なのかということについては、全体的に少し見直していただきたいなということを要望いたします。

3つ目の質問の社会教育委員につきましては、町の職員の方々でも社会教育士を取られている方が過去にもたくさんおられると聞いておりますが、そういった方々も力を発揮できるような、部署が変わってしまっ、今、力を発揮できないという方もおられるかと思っておりますので、そのあたりも広げながら、人選広げながらということも期待したいと思います。もし、ご答弁があれば。

○委員長（谷口和弥） いいですか。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（石田晋一） 今の担当も含めて、社会教育主事、今、社会教育士となっておりますけれども、受講していろいろと知識を広めているところであります。過去に担当者でいた職員でも、社会教育主事持っている者おりますので、事あるたびに分からないことなんかを確認しておりますが、何かそういった広げるような機会があればと思っていますけれども、私も社会教育主事持っておりませんが、いろいろと広く意見を聞きながら、取り組んでいきたいなと思っています。

以上です。

○委員長（谷口和弥） よろしいですか。ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。なし、はい。

10 款教育費につきましては、ほかに質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。次に、11 款公債費、12 款職員費、13 款予備費に入らせていただきます。

11 款公債費、12 款職員費、13 款予備費の説明を一括して求めます。

企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 11 款 1 項公債費、予算現額 18 億 9,155 万 3,000 円に対しまして、支出済額 18 億 9,138 万 4,530 円であります。

1 目元金、起債元金償還事務事業（一般）は 17 億 9,679 万 6,631 円でございまして、借り入れた起債の償還元金であります。

2 目利子、起債利子償還事務事業（一般）9,455 万 5,023 円は、借り入れいたしました起債の償還利

子、また、一時借入金事務事業 3 万 2,876 円は、一時借入金の借入利息であります。

また、一時借入金につきましては、3 月 31 日から 4 月 1 日までの 2 日間で、1 件 6 億円を借り入れたものでございます。

次に、338 ページをご覧ください。

12 款職員費についてご説明申し上げます。

12 款職員費、1 項職員給与費、予算現額 17 億 8,664 万 8,000 円に対しまして、支出済額 17 億 6,491 万 3,546 円であります。

1 目職員給与費、職員給与支払事務事業は、特別職及び 221 人の一般会計から支弁する職員の人件費等で、給料、職員手当、共済費が主なものであります。

3 節職員手当等の細節 11 時間外勤務手当につきましては、前年度に比べまして 924 万 6,852 円の減、率にしまして 11.2%の減となりましたが、要因といたしましては、前年度の統一地方選挙、参議院選挙に係る事務の減、それと感染症対策としての時間外勤務の縮減によること等が主な要因であります。

18 節負担金補助及び交付金は、次のページになりますが、福祉協会の負担金になります。

続きまして、342 ページ、13 款予備費でございますが、13 款 1 項予備費、予算現額 500 万円であります。

執行はございませんでした。

以上でございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（谷口和弥） 説明が終わりましたので、一括して質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（谷口和弥） 11 款公債費、12 款職員費、13 款予備費につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

以上をもちまして、歳出、1 款議会費から 13 款予備費までの審議が終わりました。

引き続いて、一般会計歳入に入らせていただきますが、区切りのこともありますので、審査の途中で、この際 13 時まで休憩したいと思います。

11 : 43 休憩

13 : 00 再開

○委員長（谷口和弥） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般会計歳入の説明を求めます。

企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 13 ページをお開きいただきたいと思います。

歳入とあります。

1 款町税、1 項町民税、調定額 14 億 8,822 万 5,551 円に対しまして、収入済額 14 億 4,631 万 7,259 円であります。

不納欠損額につきましては 36 件で 107 万 3,955 円、収入未済額は 4,083 万 4,337 円であります。

1 目個人であります。現年課税分の調定額は 12 億 8,761 万 9,131 円で、前年比 731 万 8,100 円の減となっております。

2 目法人であります。現年課税分の調定額は 1 億 6,520 万 3,600 円で、前年度に比較して 1,538 万 5,000 円の減となっております。

税率改正によることが、主な要因であります。

なお、町民税の現年課税分のみの収納実績を申し上げますと、個人の収納率では 99.65%で前年比 0.24 ポイントの増、法人につきましては収納率 93.58%で、前年比 6.33 ポイントの減であります。

また、新型コロナウイルス感染症に伴います徴収猶予分を含めた収納率は、個人が 99.66 で前年比 0.25 ポイントの増、法人が収納率 99.82%で、前年比 0.09 ポイントの減となっております。

2 項固定資産税、調定額 12 億 2,826 万 8,229 円に対しまして、収入済額 11 億 8,829 万 5,430 円であります。

不納欠損額が 33 件で 131 万 7,946 円、収入未済額は 3,865 万 4,853 円であります。

1 目固定資産税は、現年課税分の調定額では 11 億 9,462 万 3,200 円で、前年より 2,615 万 4,200 円の増となっております。

家屋建築数の増が主な要因であります。

なお、現年課税分の収納率は 97.86%で、前年比 1.9 ポイントの減であります。

また、新型コロナウイルス感染症に伴います徴収猶予分を含めた収納率で見ますと、99.77%で前年比 0.01 ポイントの増となります。

3 項軽自動車税、調定額 8,450 万 2,374 円に對しまして、収入済額 8,341 万 7,264 円、不納欠損額は 19 件で 16 万 1,500 円、収入未済額は 92 万 3,610 円であります。

現年課税分の調定額では 8,086 万 5,700 円で、前年より 163 万 6,500 円の増となっております。

登録台数の増によるものであります。

なお、現年課税分の収納率で見ますとは 99.6%で、前年比 0.05 ポイントの増となります。

4 項町たばこ税、調定額 1 億 7,057 万 2,266 円に對しまして、収入済額も同額であります。

前年比、調定額で 373 万 5,073 円の減であります。主な要因としましては、喫煙率の低下に伴います販売総本数の減少によるものであります。

5 項入湯税、調定額 554 万 5,800 円に對しまして、収入済額も同額であります。

前年比、調定額で 576 万 350 円の減であります。主な要因につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴います入浴者数の減によるものであります。

次に、17 ページをご覧ください。

2 款地方譲与税、1 項地方揮発油譲与税、調定額 6,945 万 6,000 円に對しまして、同額収入であります。

前年度対比、金額で 143 万 2,000 円、率で 2.0%の減であります。

2 項自動車重量譲与税、調定額 2 億 207 万 6,000 円に對しまして、収入済額も同額であります。

前年度対比、金額で 207 万 4,000 円、率で 1.0%の減であります。

3 項森林環境譲与税、調定額 2,406 万 2,000 円に對しまして、収入済額も同額であります。

前年度対比、金額で 1,273 万 9,000 円、率で 112.5%の増であります。

次に、19 ページになります。

3 款 1 項利子割交付金、調定額 275 万円に對しまして、同額の収入であります。

前年度対比で申し上げますと、金額で 45 万 7,000 円、率で 19.9%の増であります。

21 ページになります。

4 款 1 項配当割交付金、調定額 667 万 3,000 円に對しまして、収入済額も同額であります。

前年度対比、金額にして 83 万 3,000 円、率で 11.1%の減であります。

23 ページになります。

5 款 1 項株式等譲渡所得割交付金、調定額 815 万 7,000 円、収入済額も同額であります。

前年度対比、金額にして 325 万 5,000 円、率で 66.4%の増であります。

25 ページになります。

6 款 1 項法人事業税交付金、調定額 1,319 万 2,000 円に對しまして、収入済額も同額であります。

令和 2 年度から新たに交付されたものであり、皆増であります。地方消費税率の引上げに伴います地方法人課税の偏在是正として、一昨年 10 月から税率引上げとなった法人住民税の法人割の減収分を補填するものであり、新たに北海道から交付されたものであります。

27 ページになります。

7 款 1 項地方消費税交付金、調定額 5 億 8,291 万 2,000 円に對しまして、収入済額も同額であります。

前年度対比、金額にして 1 億 1,219 万 3,000 円、率で 23.8%の増であります。

次に、29 ページになります。

8 款 1 項ゴルフ場利用税交付金、調定額 1,853 万 4,628 円に對しまして、収入済額も同額であります。

前年度対比、金額にして 256 万 8,888 円、率で 16.1%の増であります。

なお、札内川河川敷ゴルフ場利用者数は 3 万 3,964 人で、前年度と比較しまして 5,357 人の増、帯広国際ゴルフ場利用者は 3 万 5,393 人で、4,206 人の増となったところであります。

31 ページになります。

9 款 1 項自動車環境性能割交付金、調定額 1,910 万 1,000 円に對しまして、収入済額も同額であります。

前年度対比、金額にして 1,029 万 1,000 円で、率で 116.8%の増であります。

33 ページになります。

10 款 1 項国有提供施設等所在市町村助成交付金、調定額 30 万円に對して、収入済額も同額であります。

す。

前年度と同額であります。

35 ページになります。

11 款 1 項地方特例交付金、調定額 3,292 万 4,000 円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年度対比、金額にして 549 万 9,000 円、率で 20.1%の増であります。

37 ページであります。

12 款 1 項地方交付税、調定額 59 億 3,258 万 9,000 円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年度との比較では、普通交付税では 1 億 5,354 万 6,000 円、2.8%の増、特別交付税では 168 万 2,000 円、0.5%の増となります。地方交付税全体では 1 億 5,522 万 8,000 円、2.7%の増となったところであります。

39 ページになります。

13 款 1 項交通安全対策特別交付金、調定額 406 万 6,000 円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年度対比、7 万 2,000 円、率で 1.8%の増であります。

41 ページであります。

14 款分担金及び負担金、1 項分担金、調定額 9,301 万 9,905 円に対しまして、収入済額も同額であります。

1 目農林業費分担金、農業基盤整備事業等に係る受益者分担金であります。

2 項負担金、調定額 4,581 万 4,617 円に対しまして、収入済額 4,083 万 7,884 円、不納欠損額 25 万円でございます。収入未済額 472 万 6,733 円であります。

1 目民生費負担金は、老人福祉施設入所者に係る負担金及び施設型保育施設保育料が主なものであります。

なお、不納欠損額は、施設型保育施設保育料に係るものであります。

43 ページになります。

15 款使用料及び手数料、1 項使用料、調定額 2 億 3,033 万 8,056 円に対しまして、収入済額 2 億 1,464 万 954 円、不納欠損額 85 万 4,100 円、収入未済額 1,484 万 3,002 円であります。

各種施設等の使用料及びへき地保育所や学童保育所保育料、入牧料、スキー場リフト使用料、町道の道路占用料、公営住宅使用料などが主なものであります。

不納欠損額は学童保育所保育料、公営住宅使用料に係るもので、収入未済額の主なものは公営住宅使用料などとなっております。

45 ページになります。

2 項手数料、調定額 7,925 万 5,240 円に対しまして、同額収入であります。

本項は、1 目総務手数料の戸籍住民票や諸証明に係る手数料、2 目民生手数料は介護予防サービス計画等作成手数料、3 目衛生手数料はごみ処理手数料、4 目農林業手数料は嘱託登記手数料、5 目土木手数料は、次のページになりますが、建築確認関係手数料等が主なものであります。

49 ページをお開きください。

16 款国庫支出金、1 項国庫負担金、調定額 9 億 1,610 万 7,562 円に対しまして、収入済額も同額であります。

主なものは、1 目民生費負担金の障害者自立支援給付費や児童手当に係る国の負担金であります。

2 項国庫補助金、調定額 39 億 7,770 万 7,988 円に対しまして、収入済額も同額であります。

1 目総務費補助金では、細節 4 特別定額給付金給付及び新型コロナウイルスの感染症対策地方創生臨時交付金等に係る補助金が主なものであります。

次のページになります。

2 目民生費補助金では、1 節社会福祉費補助金の細節 1 地域生活支援事業費の補助金、2 節児童福祉費補助金の細節 1 地域子ども・子育て支援事業補助金、細節 3 子育て世代臨時特別給付金給付事業費補助金が主なものであります。

3 目衛生費補助金は、1 節保健衛生費補助金の細節 2 感染症予防事業費等補助金、細節 4 の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金が主なものであります。

4 目土木費補助金では、各種道路事業や公園、公営住宅などに係る社会資本整備総合交付金でございます。

次のページになりますが、5 目教育費補助金では、1 節教育総務費補助金の細節 2 公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金、2 節の小学校費補助金及び 3 節中学校費補助金の細節 3 特別支援

教育就学奨励に係る補助金が主なものであります。

3 項国庫委託金、調定額 859 万 7,857 円に対しまして、収入済額も同額であります。

1 目の総務費委託金では、外国人の中長期在留事務に係るもの、2 目の民生費委託金では、基礎年金事務に係る委託金が主なものであります。

55 ページになります。

17 款道支出金、1 項道負担金、調定額 5 億 8,533 万 4,057 円に対しまして、収入済額も同額であります。

1 目民生費負担金は、障害者自立支援分や児童手当に係る負担金が主なものであります。

2 目農林業費負担金につきましては、農業委員会職員設置費に係る負担金が主なものであります。

3 目土木費負担金は、地籍調査事業に係る負担金であります。

2 項道補助金、調定額 8 億 6,692 万 1,094 円に対しまして、収入済額も同額であります。

1 目総務費補助金は、細節 2 の防災備蓄品の整備に係る補助金、次のページになりますが、細節 5 の国産農畜産物供給力強靱化に係る補助金が主なものとなっております。

2 目民生費負担金は、1 節社会福祉費補助金では、細節 1 の地域生活支援事業補助金や、細節 4 の重度心身障害者の医療費補助金など、2 節の児童福祉費補助金では、放課後児童対策などに係る地域子ども・子育て支援事業補助金、乳幼児医療費の補助金などが主なものであります。

3 目衛生費補助金は、次のページになりますが、健康増進事業に係る補助金、4 目農林業費補助金は、1 節農業費補助金では、細節 5 の中山間地域等直接支払事業や細節 8 の畑作構造転換事業、細節 10 の産地生産基盤パワーアップ事業に係る補助金のほか、細節 11 の農業振興施設に係る地域づくり総合交付金などが主なものであります。

2 節畜産業費補助金では、細節 6 の農業競争力基盤強化特別対策事業補助金などが主なものであります。

3 節土地改良事業費補助金では、次のページになりますが、細節 3 の地域活動組織が行う農地の保全活動に対する多面的機能支払推進交付金事業補助金、細節 5 の担い手への農地集積集約化を図るための基盤整備に係る農業者の負担軽減対策である農業経営高度化支援事業補助金などが主なものであります。

4 節の林業費補助金では、各種造林事業及び森づくり事業関係補助金などであります。

5 目商工費補助金は消費者行政に関する補助金、6 目土木費補助金では、農地耕作条件の改善に関する補助金、7 目教育費補助金はナウマン象足跡発掘プロジェクトに係る交付金が主なものであります。

3 項道委託金、調定額 6,471 万 2,315 円に対しまして、収入済額も同額であります。

1 目総務費委託金では、2 節の徴税費委託金の道民税徴収事務や、次のページになりますが、4 節の統計調査委託金の国勢調査等の指定統計調査に係る委託金が主なものであります。

2 目衛生費委託金では、公害防止に係る権限移譲等に伴う委託金、3 目農林業費委託金では、土地改良事業費委託金の道営土地改良事業に係る監督等補助に係る委託金が主なものであります。

4 目商工費委託金では、権限移譲等に伴います各種委託金、5 目土木費委託金では、1 節道路橋梁費委託金の細節 2 樋門管理業務に係る委託金が主なものであります。

6 目教育費委託金は、スクールソーシャルワーカーの配置に伴う委託金であります。

65 ページになります。

18 款財産収入、1 項財産運用収入、調定額 1,771 万 8,820 円に対しまして、収入済額 1,691 万 3,840 円、収入未済額 80 万 4,980 円であります。

1 目財産貸付収入は、土地及び建物の貸付収入、2 目利子及び配当金は、各種基金等の利子収入などであります。

2 項財産売払収入、調定額 8,014 万 1,255 円に対しまして、収入済額 7,549 万 8,205 円、収入未済額 464 万 3,050 円であります。

1 目不動産売払収入の 1 節その他不動産売払収入は除間伐、皆伐材の売払収入であります。

2 節土地売払収入は、忠類協徳の土地の売払が主なものであります。

2 目物品売払収入は、主に苗木などの売払に係る収入が主なものであります。

67 ページになります。

19 款 1 項寄付金、調定額 2 億 8,779 万 160 円に対しまして、同額収入であります。

ふるさと寄付金の収入であり、前年度対比 9,073 万 1,467 円、率にして 46%の増であります。

69 ページになります。

20 款繰入金、1 項基金繰入金、調定額 4 億 8,895 万 4,000 円に対しまして、同額収入であります。

1 目の財政調整基金繰入金は一般財源の調整分として、2 目の減債基金繰入金は当該年度の公債費に、3 目のまちづくり基金繰入金は、マイホーム応援事業補助金やスクールバスの更新などに、4 目の森林環境譲与税基金繰入金は、保育所、児童用の机・椅子の更新費用として充当したところであります。

2 項特別会計繰入金、調定額 1,912 万円に対しまして、同額収入であります。

1 目国民健康保険特別会計繰入金は、平成 30 年度と令和元年度に国民健康保険特別会計が、一般会計から繰り入れた一部に道からの補助金が充当されていたことから、その相当額を国保特会から繰り入れたものであります。

71 ページになります。

21 款 1 項繰越金、調定額 1 億 8,082 万 2,568 円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年度からの繰越金であります。

次のページになります。

22 款諸収入、1 項延滞金加算金及び過料、調定額 142 万 1,942 円に対しまして、収入済額も同額であります。

2 項町預金利子、調定額 401 円に対しまして、収入済額も同額であります。

3 項貸付金元利収入、調定額 5 億 3,059 万 4,395 円に対しまして、収入済額も同額であります。

各種貸付金の返済による収入であります。

次のページであります。

4 項受託事業収入、調定額 819 万 6,040 円に対しまして、収入済額も同額であります。

3 目衛生費受託事業収入は後期高齢者医療広域連合からの受託事業収入、4 目教育費受託事業は中札内高等養護学校幕別分校での学校給食の配食に係る受託事業収入であります。

5 項雑入、調定額 2 億 7,183 万 5,885 円に対しまして、収入済額 2 億 2,860 万 2,651 円、不納欠損額 11 万 8,322 円、収入未済額は 4,311 万 4,912 円であります。

次のページになりますが、4 目雑入は、1 節住民健診等負担金から 81 ページの 6 節国民健康保険特別会計負担金まで、他の科目に属さない収入であります。

なお、不納欠損額は過年度分の学校給食費であります。

83 ページをお開きください。

23 款 1 項町債、調定額 17 億 7,224 万 7,000 円に対しまして、収入済額も同額であります。

1 目総務費から 87 ページの 8 目教育債までは、各種事業に充当するための地方債の借入れであります。

9 目の臨時財政対策債は、普通交付税の振替分でありまして、この起債の元利償還金につきましては、後年次に全額を交付税措置されることとなっております。

次に、10 目の減収補てん債は基準財政収入額と実際の税収入額との差を清算するために発行する地方債であります。本来、対象は法人関係税に限られておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響を勘案いたしまして、令和 2 年度に限り、地方消費税等が新たに対象に加えられたことにより、借入れを行ったものであります。

この起債の元利償還金につきましては、後年次、交付税措置されることとなっております。

また、89 ページに未収金及び収納率の一覧表を記載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（谷口和弥） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（谷口和弥） 一般会計歳入につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、一般会計の歳入歳出に関わります総括質疑をお受けいたします。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 歳出の全款にわたる会計年度任用職員のことについてお伺いをいたします。

令和 2 年度から正式に採用となりました会計年度任用職員、ちょうど 1 年が経過いたしましたので、この制度によって採用されている方たちの収入状況も含めて、どのように変わってきたかという視点でお尋

ねをしたいと思います。

1 つには、これまでの会計年度任用職員、臨職と代わりまして、年間の雇用あるいは月給制ということになってまいりました。まず、職種としてフルタイムとパートタイムと分かれておりますが、フルタイムの方の年間給与というのは、1 年間平均どのぐらいになり、それまでの臨時職員のときよりもどれぐらい引き上げられたか。2 つ目には、パートタイムで同じように年収等改善された点。3 つ目は、資料によりますと、8 割以上が女性の職員になっております。有給休暇の取得状況や、また、産休、育休、生理休暇等についての実績はありましたでしょうか。

次ですが、それぞれの職種に分かれて資料を出していただいておりますけれども、同じ職種で賃金の開きが見受けられるところがあります。例えば、保育士であります、常設保育所とへき地保育所、常設では月額 16 万 7,700 円とありますけれども、へき地では 20 万 2,700 円、3 万 5,000 円の開きがあります。こういった積算はどのようなことを基準にして決められているのでしょうか。

まず、その点お伺いしたいと思います。

○委員長（谷口和弥） 総務課長。

○総務課長（佐藤勝博） ご質問にお答えいたします。

まず 1 点目、フルタイム、それからパートタイム別の年間収入額ベースになりますけれども、引き上げられた額あるいは率について、なかなかいろんな職種がありますので、代表的なものについてお答えをさせていただきたいと思います。

フルタイムで言うと、保育士の有資格者を例にいたしますと、年収別でいきますと、令和元年度が 206 万円、令和 2 年度では 228 万 7,000 円、額にすると 28 万 1,000 円、率にしまして 14.0% の増という状況です。もう一つ、パートタイムのほうを例に申し上げますと、一般の事務補助員、令和元年度でいきますと 163 万 3,000 円、令和 2 年度では 186 万 5,000 円、額でいきますと 23 万 2,000 円、率にしまして 14.2% の増と。これがまず 1 点目です。

それから、2 点目の休暇の取得状況について申し上げます。全会計年度任用職員の休暇の取得状況の把握には至っておりませんので、把握している部分で申し上げたいと思いますが、フルタイムの職員となります有資格者の保育士については 27 名で、年間 212 日、1 人当たり平均しますと 7.9 日、約 8 日の取得となっております。また、パートタイム職員でいきますと事務補助員 18 名で、計 150 日、1 人当たり平均しますと 8.3 日という取得状況で、これらの方 1 年間で最大 10 日の取得が可能でありますので、おおむね 8 割程度の取得状況になっていると把握しております。それから、産休、育休については、令和 2 年度の実績では取得状況はございません。

○委員長（谷口和弥） 企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 職種における給与の差はどういうことだということだと思います。今、委員からお話ありましたフルタイムの保育士については 16 万 7,700 円、月額、へき地については 20 万 2,700 円ということで、3 万 5,000 円の差があるということとなっております。この職種における給与の決定をする際なのですが、まず昨年度、臨時職員であった時代の給与をまずベースにしているということでございます。ですので、当初から会計年度任用職員になる前の臨時職員においても、同じような差があったというのが、まず 1 点でございます。その差は、そうしたらどうやって生じたのかと。同じ職種であってどうやって生じたのかということにつきましては、過去からへき地保育所の保育士においては、なかなか採用が困難であったと。勤務地がまずへき地部分にあるという理由もありますし、また保育の仕組みが混合保育をやっているという関係等から、過去から市街部にあります、いわゆる常設保育所の保育士と、臨時保育士とですね、へき地保育所の保育士で差があったということでございます。そのような採用困難の状況にあったという点、それとあと会計年度任用職員に移行した際には、これ全職種同じ考え方でやっておりますが、臨時職員の職種から直近上位の給料表を作っておりますので、給料表上で現給より直近上位に給与を割当て決定したという経過がございます。

以上でございます。

○委員長（谷口和弥） 中橋委員。

○委員（中橋友子） さらにお尋ねしたいのですが、全部で会計年度任用職員は代替を除いて 250 名という、代替を除いてですね、入れますと 344 名なのですが、フルタイムとそれからパートタイムと、パートタイムが圧倒的に多いのだと思うのですが、それぞれの人数を教えてください。ざっくりここに数字として出させていただいたものは、足してみたのですが、入っていないところもあるものですからお伺いいたします。お答えの中では、それぞれフルタイムで 14%、パートもそうですね。引き上げられたということで、待遇改善につながったものと思います。

ただ、この制度が出されるとき町の説明の中で、パートタイムにつきましては、フルタイムよりも30分間勤務時間が少なくなるということがあって、人によっては給与が今まで以上に下がる場合も生じてくるという説明がありました。そういう実態はありましたか。

それと、フルタイムとパートタイムの新たに採用されるときは、最初からご本人が希望されてこられるのだと思うのですが、この移行したときというのは、どういう形でフルとパートに分けられたのか。申しますのは、パートのほうの条件というのが、まだまだ厳しいものがありまして、共済組合に入れなとか、退職金が支給されないとかということがあるものですから、そういったところの実態についてお示ししたいかと思います。

○委員長（谷口和弥） 総務課長。

○総務課長（佐藤勝博） まず1点目のご質問のフルタイムとパートタイムの割合なのですが、委員、代替職員を除く250名での内訳ということだったのですが、総数の344名の中での内訳として、まず申し上げます。344名のうちフルタイムが84名、率にして24%、パートタイムが260名で76%の割合となっております。

それから、2点目のそれぞれある職種の中で、勤務時間が短くなったことでの、いわゆる年収が下がった実態があるかということだったのですが……。

○委員長（谷口和弥） 企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 委員のおっしゃいました過去の説明において、30分少なくなり、給与が下がる場合もあるのではないかとご指摘でございます。表面的には確かにそういうことが生じる部分がないとは言えないと思います。と言いますのは、7時間45分働いていたのが7時間になりますので、そういう面では、そういう部分が生じる職種は、私の記憶の中ではちょっとあまり想像できないのですが、あつた可能性はないとは、今全部は見えていませんので、絶対ないとは言えないですが、ただ年収ベースで申し上げますと、あのときは私も再三年収ベースのお話で、年収から下がることはございません。それはなぜですかというと、結果として期末手当が生じるということにおいて、それで十分確保されるというにおいては、その総額、年収でいうと下がるということがない。ただ、月収においても、基本的には下がっていないと私は思っています。というのは、先ほど申しましたように、臨時職員から直近上位に全部割りつけていますので、そのはざまはもしかしたらある可能性はないとは言えないのですが、一応そういうことで、年収ベースではそういうことは生じないと考えております。

また、移行したときに、どうやってそれを振り分けたのかと、パートとフルに振り分けたかということにつきましては、まず、全体的なやはり私も経営する中において、全体的なこれは人件費の総体を考えながら、やはり制度設計をしなければならないというのが経営をする中においては、大変重要なことであると。それとかつ各職場において、今やっている業務推進を落とすということはサービス低下につながるということにおいては、それも避けなければならないということから見て、最低限、今のサービスを提供するのに必要な人数がどうであるかといったところを各職場にお伺い、ヒアリングいたしまして、決定し、フルタイムとパートタイムということでやらせていただいたということでございます。

以上でございます。

○委員長（谷口和弥） 中橋委員。

○委員（中橋友子） それまで働いて、今の一番最後の部長の答弁のところからいきたいと思うのですが、やっぱりそれまで働いていた方たちが、自分の意思ではなくて、制度が変わることによって、もっともっと本当はフルタイムで採用してほしいのだけれどもならなかったという事態も、今の説明ではあつたのだらうと思うのです。というのは、部長おっしゃられたように、経営と言いましたね、全体の財政の枠というのがあるので、そこに言わば当てはめていくと言いますか、そういうことで、それが現実だと思うのです。したがって、雇用されている方は、そういうことは、フルタイムになりたかったのだけれども、なれなかったということも生じたと考えられます。そういった点で、これからの改善策としては、希望する人たちが希望するフルタイムなどで働けるようなところに、持っていったいただければいいと思うのです。

それで、ここは2番目に申し上げましたように、フルタイムとパートタイムでは待遇に大きな差がある、共済組合に入れない、退職金が支給されない云々あります。こういったことは、雇用する側としては、極力保障していくという姿勢が全体の枠を見ながらも大事だと思うのですよね。伺いましたら、パートタイムとフルタイムの人数を聞きましたら、フルタイムが84、パートが260と、圧倒的に保障の少ない状況に置かれている会計年度任用職員が多いということでもありますから、一層これの解消に向け

て努力をしていただきたいと思います。

もう一つ、同じ職種なのだけでも、賃金に3万5,000円の差があったということで、ご説明は分かりました。当時のそれぞれの同じ保育士であっても、その課せられている責任任務となれば、それぞれの場所で違いがあるということは当然あったろうと思います。したがって、こういう差があったということも理解をしたいと思います。その上に立ちまして、現状がどうかとなれば、それぞれ同じ保育士の資格を持ちながらも、へき地保育所と常設保育所の責任や任務の割合が大きく変わっているという、以前と同じだということであれば、これは差がずっと続いていくのだろうと思いますが、現状ではそういうのはあるのでしょうか。もしなければ、同一の方向に向けていく必要もあるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○委員長（谷口和弥） 企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 初めの1点目の、将来にですけれども、希望する職員については、なるべくフルタイムにというお話でございます。気持ち的には大変理解するところはございます。しかしながら、やはり私先ほど経営を言いましたけれども、地方自治体も経営をしっかりと、先を見て、どういう経営にしていこうかというのは、これ当然考えていかなければならない、そういう面において、一つはコストの問題は、これは現に考えていかなければならない問題だと思っております。ただ、雇用においては、それだけではないというものも一方ではあるというのは、十分私も認識しております。そういうことから、今後においては、当然ながらその職において、時代背景において、仕事の質、また求められているサービス等が変わってくることも、これは将来的には予想されるということを見ますと、中期的というのでしょうか、長期的というのでしょうか、そういう面では、今の形が将来ともずっと同じだとは考えておりません。その時代において、サービスを行政的にどう提供するかといったところから、その対価として賃金というのはやはり計算されるべきであろうと考えますので、そういう面から見ると将来的に云々というのは、今ここでは答えるということとはなかなか難しいのかなと。

ただ一点だけ、フルタイムになりますと、委員お話ありましたとおり、どうしても退職手当組合に加入しなければならないというのが一つでございます。この掛金が相当な金額になってきますので、そういう面もやはりなかなか難しい部分の一つとなっているということは、お話しておきたいと思います。

あと、もう一点のへき地と常設に関することなのですが、へき地と常設どこが違うかというと、先ほど私言いましたように、へき地は少人数で混合保育を行っていただいているということです。ただ、常設においては、先日来からご議論があるように、基本的には正職員が配置されて、正職員において基本的には保育計画をつくり、かつ保護者との対応もし、というのは正職員が基本的には行っているということです。ただ、へき地においては、それらも含めて毎日の保育計画だとか、中期の保育計画だとか、それと保護者対応だとか、そういうのも当然やはり正職員が配置されていない保育所でございますので、そういう面の責任というのは、当然、常設保育所の職員、臨時職員、会計年度任用職員から見たら多少重いかないといったところが、賃金の差の一つとなっていると。それと先ほど言ったように、なかなか採用困難であると、へき地がゆえになかなか採用が困難であるということを勘案しまして、今の賃金になっているということでございます。

○委員長（谷口和弥） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 1番の後段ですけれども、採用困難という点では、常設も今同じ状況にありますよね。それで、へき地の保育所のフルタイムの方たちが保障されているというのは、私、当然だと思いますし、こうあってほしいと思うのです。同時に、同じ職種として見た場合に、常設もなかなか人が集まらないという中で、これだけ3万5,000円の差があるということが見えてきたら、もう少しこも同じ子どもに責任を持つ仕事を持ってもらう、そういうものとして見たら、近づいていく、つまり引き上げていく努力が必要なのではないかなと思いました。いかがでしょうか。

それと、フルタイムとパートタイムの採用の枠のことになってくるのだと思うのですが、これは確かにフルタイムが増えれば、退職金の掛金も多くなっていくでしょうし、当然のことだと思うのですが、しかしそこで働いていらっしゃる方たちは、フルタイムでもパートタイムでも責任を持って仕事に当たっていて、中には、女性がとても多いところから、生計維持という点では、どうなのかなと思うところはあるのですけれども、しかし町の会計年度任用職員として働きながら、自活されている方たちはたくさんいらっしゃると思うのです。そういうことを考えれば、全体の経営という視点と、もう一つはやはりそういう人たちを保障していくことと、町の雇用というのは、地域全体に与える影響も大きいわけですから、そういった点では、今年、最賃も28円ほど上がりましたが、そういったことも十分考慮しながら、この令和2年度の結果を見て、次に改善に向けてつなげていくということが

大変大事だと思います。いかがでしょうか。

○委員長（谷口和弥） 企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） まず1点目のへき地保育所と常設の差を縮めていくという面においては、確かに常設においても、委員おしゃるとおり、なかなか採用が困難であると。これは要するに、非正規と言われる会計年度任用職員のみならず、実を言いますと正職員もなかなか難しいといったところは、これ事実でございます。しかしながら、さらにやはり難しいのは、へき地に行って保育を行っていただきたいという方を探すのも、これはさらに、それよりさらに困難であるということのも実態だと。というのはやはり、先ほど私が申し上げましたように、常設は正規職員がいて、やっぱり、あくまで補助的な内容で勤務していただいていると。大切な職員なのは間違いないのですけれども、へき地と比べるとやっぱり補助的になると。ただ、へき地は自分たちが考えて、いろいろと保育計画をつくったりだとか、保護者と対応するだとか、そういうのはやっぱりへき地というのは、相当な難しさがあるというのは、私も聞いているところでございます。

そういうことから、なかなか常設の部分を上げていくというのはなかなか、さらにしたら、へき地はなり手がなくなったときに、へき地地域の保育をどうするのかといったところもやっぱり考えていかなければならないというのがありますので、そこはやっぱり今の差というのは致し方ないのかなと。それと一点、会計年度の常設の話で言いますと、他のやはり市町村とのバランスというのもございます。管内での保育士の取り扱いというのでしょうか、そういうことも起きてまた困りますので、その辺のバランスというのも一つ、それとあともう一点ですけれども、保育士以外の職とのバランス、これ全体を見て私ども、今回、給料表に割りつけておりますので、そこ一つ動かすことによって、例えば学童保育所の指導員をどうするだとか、そういうところにも波及してくると。いろんなところに波及してくる。学童になると、今度、教育委員会の特別教育支援員だとか、そういうところにもどんどんどんどん波及していくという面において、一つを直すということになると、全体を再度見直しをしながら給与の決定をいうのをしていけないと、アンバランスになるということがありますので、なかなかそこはすぐ来年からそれを改善するというのは難しいのかなと。ただ今後、先ほど言いましたように、いろんな時代背景によって職の在り方というのは変わってくるであろうということにおいては、将来的にはそういう全体の見直しというのは、またやられていくのだろうなどは考えております。

あと、会計年度任用職員において、会計年度任用職員も自らが生活し、生計を立てているといったところにおいては、そこもきちんと考慮しながら賃金というのは定めるべきではないかという趣旨だと思いますが、それは私も全く同意でございまして、そのような観点から会計年度任用職員の給与の決定はさせていただいているということでございます。

以上です。

○委員（中橋友子） 以上で終わります。

○委員長（谷口和弥） ほかに総括質疑について、質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（谷口和弥） 総括質疑につきましては、ほかに質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

これで、一般会計の審査を終了させていただきます。

審査の途中ですが、この際14時05分まで休憩いたします。

13:54 休憩

14:05 再開

○委員長（谷口和弥） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、特別会計の審査に入らせていただきます。

審査の方法につきましては、歳入歳出一括して説明を受けまして、質疑も同じく一括してお受けいたします。

認定第2号、令和2年度幕別町国民健康保険特別会計決算の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（細澤正典） 令和2年度幕別町国民健康保険特別会計決算についてご説明申し上げます。

3ページをお開きください。

被保険者数等の概要につきましては、決算資料をご覧いただきたいと思います。

では、はじめに、歳入総括についてであります。

1 款国民健康保険税から 7 款国庫支出金までの歳入合計については、調定額 29 億 365 万 4,753 円、収入済額 28 億 2,845 万 1,532 円、不納欠損額 285 万 1,518 円、収入未済額 7,235 万 1,703 円であります。

5 ページをお開きください。

歳出総括についてであります。

1 款総務費から 10 款繰出金までの歳出合計については、予算現額 30 億 5,819 万 5,000 円に対して、支出済額 27 億 9,398 万 3,063 円であります。

次に、6 ページの右下の欄外をご覧ください。

令和 2 年度決算における歳入歳出差引き残高は 3,446 万 8,469 円であります。

このうちの 3,400 万円を地方自治法の規定に基づきまして、国民健康保険基金に繰り入れまして、残りの 46 万 8,469 円につきましては、翌年度へ繰り越したものであります。

次に、歳入歳出事項別明細についてご説明いたします。

23 ページをお開きください。

はじめに、歳出であります。

1 款総務費、1 項総務管理費、予算現額 8,102 万円に対して、支出済額 7,851 万 3,642 円であります。

1 目一般管理費、国民健康保険一般管理事務事業は担当職員 9 人分と事務補助員 1 名分の人件費及び事務経費など国保事務に要した経費であります。

25 ページをお開きください。

2 目連合会負担金、北海道国保連合会負担事務事業は、医療費の審査支払い事務を委託している北海道国保連合会に対する負担金であります。

2 項徴税費、予算現額 761 万 3,000 円に対して、支出済額 704 万 6,439 円であります。

1 目賦課徴収費、国民健康保険税賦課徴収事務事業は、国保税の賦課及び徴収の事務に要した経費であり、27 ページになりますが、18 節負担金補助及び交付金、細節 3 は滞納整理機構に対する幕別町の国保会計分に係る負担金であります。

3 項運営協議会費、予算現額 33 万 1,000 円に対して、支出済額 6 万 6,005 円であり、1 目の国保運営協議会事務事業は、委員報酬や費用弁償など国保運営協議会の運営に要した経費であります。

29 ページになります。

2 款 1 項保険給付費、予算現額 19 億 5,147 万 3,000 円に対して、支出済額 16 億 9,587 万 3,535 円であります。

1 目療養諸費、保険給付事業及び療養費支給事業は、一般被保険者の医療機関受診に対する診療報酬の支払いや療養費等であります。

2 項高額療養費は、高額療養費等支給事業は高額療養費に要した経費であります。

3 目移送費については、支出はございません。

4 目出産育児諸費、出産育児一時金の令和 2 年度の実績は 20 件であります。

5 目葬祭諸費、葬祭費の令和 2 年度の実績は 35 件であります。

2 項傷病手当金、予算現額 50 万円に対して支出はありません。

31 ページになります。

3 款国民健康保険事業費納付金、1 項医療給付費分、予算現額 6 億 7,445 万 8,000 円に対して、支出済額同額であります。

1 目医療給付費分は、一般被保険者及び退職被保険者の医療給付費分に係る北海道への納付金であります。

2 項後期高齢者支援金等分、1 目後期高齢者支援金等分、予算現額 2 億 472 万 5,000 円に対して、支出済額同額であります。後期高齢者支援金等分に係る北海道への納付金であります。

3 項介護納付金分、1 目介護納付金分、予算現額 8,237 万 5,000 円に対して、支出済額同額であります。一般被保険者及び退職被保険者に係る介護納付金分に係る北海道への納付金であります。

33 ページになります。

4 款 1 項共同事業拠出金、予算現額 1,000 円に対して、支出済額 570 円であります。退職者医療事業に係る事務費拠出金であります。

35 ページになります。

5 款保険事業費、1 項特定健康診査等事業費、予算現額 2,394 万円に対して、支出済額 2,015 万 6,889

円であり、特定健診、特定保健指導事業は、生活習慣病予防のための特定健康診査及び特定保健指導の事業に要した経費であります。

2 項保健事業費、予算現額 664 万 4,000 円に対して、支出済額 624 万 3,479 円であり、1 目の保健衛生普及事業は、被保険者の健康の保持、増進を図るために要した経費であります。

39 ページになります。

6 款 1 項基金積立金、予算現額 37 万 4,000 円に対して、支出済額 37 万 3,948 円で、国民健康保険基金への積立金であります。

41 ページになります。

7 款 1 項公債費、予算現額 5 万円に対して、支出はございません。

43 ページになります。

8 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、予算現額 556 万 7,000 円に対して、支出済額 502 万 7,910 円であります。

1 目一般被保険者保険税還付金、令和 2 年度の実績は 105 件分であります。

3 目償還金、本目は前年度の負担金の確定に伴う国及び道への清算還付金であります。

4 目一般被保険者還付加算金、令和 2 年度の実績は 23 件分になります。

45 ページになります。

9 款 1 項財政安定化基金拠出金、予算現額 4,000 円に対して、支出済額 2,646 円であります。財政安定化基金拠出金事業は、平成 30 年度の北海道胆振東部地震により、局地激甚災害指定を受けた厚真町、安平町及びむかわ町に対し、北海道から財政安定化基金が交付され、それに係る本町の負担分であります。

47 ページになります。

10 款拠出金、1 項他会計拠出金、予算現額 1,912 万円に対して、支出済額同額であります。

1 目一般会計繰出金は、平成 30 年度と令和元年度に一般会計から国民健康保険特別会計に繰り入れた職員給与費等繰入金の一部が課題となっておりましたことから、その課題となっていた金額を国民健康保険基金から繰り入れし、同額を一般会計へ返還したものであります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入の説明をいたします。

7 ページにお戻りください。

1 款 1 項国民健康保険税、調定額 8 億 335 万 5,195 円に対して、収入済額は 7 億 3,055 万 513 円、不納欠損額は 37 件で 285 万 1,518 円、収入未済額は 6,995 万 3,164 円であります。

なお、収入済額には過誤納金還付未済額 44 万 900 円が含まれておりますので、実質の収入未済額は 7,039 万 4,064 円であります。

1 目一般被保険者国民健康保険税、本目の現年課税分の収納率についてであります。過誤納金還付未済額を除き、1 節の医療給付費については 98.28%で、前年度と比較しますと 0.01 ポイントの増、3 節の後期高齢者支援金分については 98.24%で、前年度と比較しますと 0.03 ポイントの減、5 節の介護納付金分については 97.93%で、前年度と比較しますと 0.25 ポイントの減となっております。

これらの現年課税分の合計の収納率については 98.24%で、前年度と比較しますと 0.02 ポイントの減となっております。

2 目退職被保険者等国民健康保険税、本目については令和 2 年度において、現年度分の退職者被保険者等はありませんでした。

9 ページになります。

2 款道支出金、1 項道補助金、調定額及び収入済額ともに 17 億 9,731 万 3,071 円であります。

1 目保険給付費等交付金は、保険給付費等に係る北海道の交付金で、1 節普通交付金は療養の給付に要した費用に相当するもの、2 節特別交付金は、市町村の財政状況その他の事情に応じ交付されたものであります。

11 ページになります。

3 款財産収入、1 項財産運用収入、調定額及び収入済額ともに 37 万 3,948 円で、国民健康保険の利子であります。

13 ページになります。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、調定額及び収入済額ともに 2 億 7,375 万 6,168 円であります。

1 目一般会計繰入金、1 節は低所得者等に適用されている国保税の軽減措置相当分、2 節は保険者に

対する国等の支援分、3節は国保事務に係る担当事務の人件費等相当分、4節は出産育児の給付に係る町の負担分、5節は保険者の責めに帰することのできない事情による国保財政の負担増に対する支援分であります。

2目基金繰入金、国民健康保険基金からの繰入金であります。

15ページになります。

5款1項繰越金、調定額及び収入済額ともに37万4,128円であります。

17ページになります。

6款諸収入、1項延滞金及び過料、調定額及び収入済額ともに308万7,709円であります。

4項雑入、調定額328万3,534円に対して、収入済額88万4,995円、収入未済額は239万8,539円であります。

2目一般被保険者第三者納付金は、幕別町国保から医療費の7割分を給付済みでありましたが、第三者による交通事故での負傷であったため、加害者が加入する保険会社から給付費相当分を返納いただいたもので、1件分であります。

19ページになります。

6目保険医療機関返還金、本目は医療機関の不当請求により返還金が生じたもので、1件分であります。

21ページになります。

7款国庫支出金、1項国庫補助金、調定額及び収入済額ともに299万1,000円であります。

1目災害等臨時特例国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者に対する国民健康保険税の減免実施による負担増分の10分の6が、国から補助されたものであります。

2目社会保障税番号制度システム整備費国庫補助金は、オンライン資格確認の導入に伴い、市町村事務処理標準システムのセットアップ等に要した費用の全額が国から補助されたものであります。

以上で、国民健康保険特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（谷口和弥） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（谷口和弥） 国民健康保険特別会計につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、認定第3号、令和2年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（細澤正典） 令和2年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算についてご説明申し上げます。

50ページをお開きください。

はじめに、歳入総括についてであります。

1款後期高齢者医療保険料から6款国庫支出金までの歳入合計につきましては、調定額4億3,412万3,645円、収入済額4億3,408万5,545円、不納欠損額2万500円、収入未済額1万7,600円であります。

52ページをお開きください。

次に、歳出総括についてであります。

1款総務費から3款諸支出金までの歳出合計については、予算現額4億3,668万5,000円に対して、支出済額4億3,334万9,595円であります。

次に、53ページの右下の欄外をご覧ください。

令和2年度決算における歳入歳出差引き残高は73万5,950円であります。

次に、歳入歳出事項別明細についてであります。

66ページをお開きください。

はじめに、歳出であります。

1款総務費、1項総務管理費、予算現額1,016万6,000円に対して、支出済額1,000万4,986円であります。

1目一般管理費、後期高齢者医療一般管理事務事業は、担当職員1人分の人件費及び事務経費など後期高齢者医療事務に要した経費であります。

2 項徴税費、予算現額 102 万 2,000 円に対して、支出済額 96 万 1,605 円であります。

後期高齢者医療保険料医療事務事業は、後期高齢者医療に係る保険料の徴収事務に要した経費であります。

70 ページになります。

2 款 1 項後期高齢者医療広域連合納付金、予算現額 4 億 2,344 万 7,000 円に対して、支出済額 4 億 2,194 万 1,304 円であります。

後期高齢者医療広域連合納付金拠出事業は、事務費負担金分と保険料納付金分を広域連合へ納めるものであり、保険料納付金分については本町の被保険者から徴収した保険料分と保険料軽減に係る一般会計からの繰入金分を合わせて納付するものであります。

72 ページになります。

3 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、予算現額 205 万円に対して、支出済額 44 万 1,700 円あります。

保険料の還付金は、59 件分であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入の説明をいたします。

54 ページにお戻りください。

1 款 1 項後期高齢者医療保険料、調定額 3 億 1,559 万 7,787 円に対して、収入済額は 3 億 1,555 万 9,687 円、不納欠損額は 1 件で 2 万 500 円、収入未済額は 1 万 7,600 円あります。

なお、収入済額に過誤納金還付未済額 44 万 6,200 円が含まれておりますので、実質の収入未済額は 46 万 3,800 円あります。

現年度分の収納率は、過誤納金還付未済額を除き 99.93%で、前年度と比較しますと 0.04 ポイントの減となっております。

なお、広域連合会全体の現年度分の収納率は 99.58%で、前年度と比較いたしますと 0.1 ポイントの増となっております。

56 ページをお開きください。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料、調定額及び収入済額ともにゼロ円あります。

58 ページをお開きください。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、調定額及び収入済額ともに 1 億 1,726 万 8,917 円あります。

1 目一般会計繰入金、本目は一般会計からの繰入金であります。

1 節事務費等繰入金は、広域連合の事務に係る負担分と本町の事務に要した人件費などの経費を繰り入れたものであり、2 節保険基盤安定繰入金は、低所得者等の保険料に適用されている軽減措置相当額を繰り入れたものであります。

60 ページになります。

4 款 1 項繰越金、調定額及び収入済額ともに 50 万 5,343 円あります。

62 ページになります。

5 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料、調定額及び収入済額ともに 1,900 円あります。

2 項償還金及び還付加算金、調定額及び収入済額ともに 44 万 1,700 円あります。

過年度の保険料に係る還付金 27 件分であり、広域連合から収入され、対象者に還付したものであります。

4 項雑入、調定額及び収入済額ともに 6,998 円で、制度改正及び新型コロナウイルス感染症に伴う保険料減免に関する広報経費に係る広域連合特別調整交付金であります。

64 ページになります。

6 款国庫支出金 1 項国庫補助金、調定額及び収入済額ともに 30 万 1,000 円あります。

1 目高齢者医療制度円滑運営事業費国庫補助金、本目は平成 30 年度税制改正に伴う後期高齢者医療広域連合電算処理システムの改修により、市町村が行うシステムに関しても改修が必要となりますことから、その改修経費の 2 割を国が補助したものであります。

以上で、後期高齢者医療特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（谷口和弥） 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（谷口和弥） 後期高齢者医療特別会計につきましては、質疑がないようですので、以上をもつ

て終了させていただきます。

次に、認定第4号、令和2年度幕別町介護保険特別会計決算の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（細澤正典） 令和2年度幕別町介護保険特別会計決算についてご説明申し上げます。

75ページをお開きください。

はじめに、歳入総括についてであります。

1款保険料から10款諸収入までの歳入合計については、調定額27億2,498万7,403円に対して、収入済額27億2,293万1,649円、不納欠損額25万700円、収入未済額185万5,054円であります。

77ページをお開きください。

次に、歳出総括についてであります。

1款総務費から5款諸支出金までの歳出合計については、予算現額27億5,291万8,000円に対して、支出済額26億3,626万9,524円であります。

次に、78ページの右下の欄外をご覧ください。

令和2年度決算における歳入歳出差引き残額は8,666万2,125円であります。

このうちの3,687万6,584円を地方自治法の規定に基づきまして、介護給付費準備基金に繰り入れまして、残りの4,978万5,541円につきまして、令和3年度へ繰り越したものであります。

次に、歳入歳出事項別明細についてであります。

101ページをお開きください。

はじめに、歳出についてであります。

1款総務費、1項総務管理費、予算現額2,226万1,000円に対して、支出済額2,175万6,260円であります。

1目一般管理費、介護保険一般管理事務事業は、担当職員2人分の人件費及び事務経費など介護保険事務に要した経費であります。

2項徴収費、予算現額108万7,000円に対して、支出済額107万8,885円であります。

1目賦課徴収費、次のページになりますが、介護保険料賦課徴収事務事業は保険料の賦課及び徴収の事務に要した経費であります。

3項介護認定審査会費、予算現額2,374万9,000円に対して、支出済額2,127万5,817円であります。

1目東十勝介護認定審査会費、東十勝介護審査会事務事業は審査会の委員報酬及び事務担当職員1人分の人件費など審査会の運営に要した経費であります。

105ページになります。

2目認定調査等費、介護認定調査事業は認定調査に要した経費であります。

11節役務費、細節15主治医意見書作成手数料は、863件分であります。

4項介護保険運営等協議会費、予算現額60万3,000円に対して、支出済額39万2,265円であります。協議会の委員報酬など協議会の運営に要した経費であります。

109ページになります。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、予算現額22億5,726万9,000円に対して、支出済額21億9,376万5,419円であります。

1目居宅介護サービス等給付費は、ホームヘルプサービス、デイサービスなど、在宅介護に係る保険給付費が主なものであります。

2目地域密着型介護サービス等給付費は、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護、小規模特養などのサービスに係る保険給付費であります。

3目施設介護サービス給付費は、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設などの施設に入所された方に係る保険給付費であります。

4目居宅介護サービス計画給付費は、要介護者のケアプランの作成に係る保険給付費であります。

2項介護予防サービス等諸費、予算現額7,930万9,000円に対して、支出済額6,672万8,794円であります。

1目介護予防サービス等給付費は、要支援者の介護予防サービスに係る保険給付費が主なものであります。

2目地域密着型介護予防サービス等給付費は、介護予防小規模多機能型居宅介護などに係る保険給付費であります。

3目介護予防サービス計画給付費は、要支援者のケアプランの作成に係る保険給付費であります。

111 ページになります。

3 項その他諸費、予算現額 259 万 8,000 円に対して、支出済額 213 万 1,628 円であります。

1 目審査支払手数料、介護報酬審査支払事務事業は、介護サービスを提供した事業者を支払う介護報酬の審査とその支払いに係る手数料で、国保連に支払ったものであります。

4 項高額介護サービス等費、予算現額 6,079 万 8,000 円に対して、支出済額 5,886 万 5,606 円であります。

利用者の月額負担額が上限額を超えた場合に、その超えた分を払い戻したものであります。

5 項高額医療合算介護サービス等費、予算現額 1,079 万 1,000 円に対して、支出済額 939 万 9,236 円であります。

1 年間の医療保険と介護保険、それぞれの自己負担額を合算した額が上限を超えた場合に、その超えた額を払い戻したものであります。

6 項市町村特別給付費、予算現額 40 万円に対して、支出済額 24 万 892 円であります。

介護保険給付対象外の滑り止めバスマット購入などの経費に対して給付したものであります。

7 項特定入所者介護サービス等費、予算現額 1 億 2,050 万円に対して、支出済額 1 億 1,203 万 5,955 円であります。

自己負担となっている食費、居住費について、所得の低い方に対して基準費用額と負担限度額との差額分を補足給付として支給したものであります。

113 ページになります。

3 款 1 項基金積立金、予算現額 22 万 7,000 円に対しまして、支出現額 22 万 6,270 円で、介護給付費準備基金へ積み立てしたものであります。

115 ページになります。

4 款地域支援事業費、1 項介護予防・生活支援サービス事業費、予算現額 8,400 万 9,000 円に対して、支出済額 6,584 万 8,177 円であります。

1 目介護予防・生活支援サービス事業費は、総合事業における要支援 1、2 及び事業対象者が利用する訪問型サービス及び通所型サービスに係る給付費が主なものであります。

2 目介護予防ケアマネジメント事業費は、総合事業対象者のケアプラン作成に係る経費が主なものであります。

117 ページになります。

2 項一般介護予防事業費、予算現額 1,037 万 6,000 円に対して、支出済額 898 万 7,086 円であります。

1 目の介護予防普及啓発事業は、要支援、要介護になるおそれのある方への介護予防事業等に要した経費が主なものであります。

119 ページになります。

3 項包括的支援事業・任意事業費、予算現額 3,306 万 5,000 円に対して、支出済額 2,817 万 8,055 円であります。

1 目包括的支援事業費、上から 2 つ目の生活支援体制整備事業は、地域での支え合いの仕組みづくりを進める生活支援コーディネーター業務の委託料、下から 2 つ目の権利擁護推進事業は、市民後見人の活動支援を行う後見実施機関業務を社会福祉協議会、まくさばに委託したものであります。

121 ページになります。

2 目任意事業費、上から 3 つ目のグループホーム家賃等利用者負担軽減費補助事業は、グループホームに入所されている低所得者に対する家賃補助、一番下の高齢者世話付住宅生活相談員派遣事業は道営とかち野団地シルバーハウジングに安否確認や生活相談のための生活援助員を派遣する事業であります。

3 目地域包括支援センター運営費は、介護予防事業や相談業務などを担当する職員 1 名及び社会福祉士 1 名の人件費が主なものであります。

123 ページになります。

4 項その他諸費、予算現額 30 万円に対して、支出済額 15 万 6,232 円であります。

1 目の審査支払手数料事業は、総合事業のサービスを提供した事業者を支払う報酬の審査に係る手数料であります。

125 ページになります。

5 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、予算現額 4,557 万 6,000 円に対して、支出済額 4,520 万 2,947 円であります。

1 目第 1 号被保険者保険料還付金は、令和元年度以前の保険料還付未済分 39 件を還付したものであります。

3 目償還金は、令和 2 年度の保険給付費等の確定に伴う国・道支払基金への返還金であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入の説明をいたします。

79 ページにお戻りください。

1 款保険料、1 項介護保険料、調定額 5 億 1,065 万 6,366 円に対して、収入済額は 5 億 860 万 612 円、不納欠損額は 40 件で 25 万 700 円、収入未済額は 180 万 5,054 円であります。

現年度の収納率は、過誤納金還付未済額 10 万 1,900 円を除き 99.89%で、前年度と比較しますと 0.04 ポイントの増となっております。

81 ページをお開きください。

2 款分担金及び負担金、1 項負担金、調定額及び収入済額ともに 660 万 9,000 円であります。

東十勝介護認定審査会を共同設置している池田町、豊頃町、浦幌町からの負担金であります。

83 ページになります。

3 款使用料及び手数料、1 項手数料、調定額及び収入済額ともにゼロ円であります。

85 ページをお開きください。

4 款国庫支出金、1 項国庫負担金、調定額及び収入済額ともに 4 億 6,393 万 1,750 円であります。

1 目介護給付費国庫負担金は、介護給付費に係る国の負担分で、負担率は施設分が 15%、それ以外が 20%であります。

2 項国庫補助金、調定額及び収入済額ともに 1 億 4,194 万 5,000 円であります。

1 目調整交付金は、市町村間の介護保険に関する財政力の格差を調整するために国から交付されたものであり、1 節の現年度分は介護給付費総合事業とともに交付割合は 5.56%であります。

また、3 節の特別調整交付金は新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免に係る国庫補助金であります。

2 目保険者機能強化推進交付金は、保険者による高齢者の自立支援、重度化防止に向けた介護予防や認知症対策などの評価指標に対する交付金であります。

3 目地域支援事業交付金は、総合事業及び介護予防事業に対する国の交付金で、1 節の総合事業に対しては 20%、2 節の総合事業以外に対しては 38.5%の交付率であります。

4 目介護保険事業費国庫補助金は、介護報酬改定等に伴うシステム改修に係る国庫補助金であります。

5 目介護保険保険者努力支援交付金は、保険者による介護予防健康づくり等に資する取組の評価指標に対する交付金であります。

87 ページになります。

6 目災害等臨時特例国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免に係る国庫補助金であります。

89 ページをお開きください。

5 款 1 項支払基金交付金、調定額及び収入済額ともに 6 億 9,455 万 2,000 円であります。

1 目介護給付費支払基金交付金は、40 歳から 64 歳までの第 2 号被保険者の介護給付費に対する支払基金の負担分であり、負担率は 27%であります。

2 目地域支援事業支払基金交付金は、総合事業に対する支払基金からの交付金であります。

91 ページになります。

6 款道支出金、1 項道補助金、調定額及び収入済額ともに 3 億 5,283 万 2,023 円であります。

1 目介護給付費道負担金は、介護給付費に対する道の負担金で、負担率は施設分が 17.5%、それ以外が 12.5%であります。

2 項道補助金、調定額及び収入済額ともに 1,859 万 9,135 円であります。

1 目地域支援事業道交付金は、総合事業などに対する道の交付金で、1 節の総合事業に対しては 12.5%、2 節の総合事業以外に対しては 19.25%の交付率となっております。

2 目権利擁護人材育成事業道補助金は、成年後見実施機関における人材育成事業に係る道補助金であります。

93 ページをお開きください。

7 款財産収入、1 項財産運用収入、調定額及び収入済額ともに 22 万 6,270 円で、介護給付費準備基

金利子であります。

95 ページになります。

8 款繰入金、1 項他会計繰入金、調定額及び収入済額ともに 3 億 9,381 万 584 円であります。

1 目一般会計繰入金、1 節は介護給付費に対する町の負担分で、率は 12.5%、2 節、3 節は、地域支援事業に対する町の負担分で、2 節が 12.5%、3 節が 19.25%の負担率であります。

4 節は、低所得者に係る保険料軽減分、5 節は担当職員の人件費及び事務経費相当分であります。

2 目基金繰入金、調定額及び収入済額ともに 5,000 万円で、介護給付費準備基金繰入金であります。

97 ページをお開きください。

9 款 1 項繰越金、調定額及び収入済額ともに 4,556 万 8,595 円であります。

99 ページをお開きください。

10 款諸収入、1 項延滞金加算金及び過料、調定額及び収入済額ともに 3,000 円であります。

1 目第 1 号被保険者保険料及び負担金は、保険料に係る延滞金であります。

3 項 4 目雑入、調定額及び収入済額ともに 4 万 960 円であります。

以上で、介護保険特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（谷口和弥） 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

内山委員。

○委員（内山美穂子） 決算書では 118 ページ、資料でいきますと 236 ページ、237 ページです。

資料を見ますと、介護が必要となる前の段階から、認知症とか加齢による体の衰えを予防するため 6 事業が実施されていることが分かりました。3 年間の参加人数もここに示されておりまして、個別に見ても極端に減る事業もなく、多くの高齢者が利用しております。コロナ禍において、こうした数字を出しているというのは、何か工夫されている点があったのではないかとも思うのですけれども、その辺のところをどう認識されているのか。

あと、代表的なそういう教室でもいいので、もう少し詳しく内容をお聞きしたいのと、その効果とかもし課題があればお聞きします。

○委員長（谷口和弥） 保健課長。

○保健課長（金田一宏美） まず参加数が維持できているというところで、どういう工夫をしているかということでございますが、様々なところで相談ですとか、あと民生委員さんなんかいろんな情報を教えていただけますので、そういう場合に必ず訪問するですとか状況を確認しまして、その方々が必要なもの、参加するのに適切な教室などがあればということで参加を勧めて、中にはなかなか出てくるといのが大変だよという方もいらっしゃるのですけれども、教室によっては送迎なども準備しまして、参加しやすいようにということで取り組んでおります。

あと、何か教室の事例というところなのですけれども、フレイル予防教室につきましては、これまで運動機能向上ということで、運動を中心に行ってきましたが、平成元年からその運動だけではなくて、介護状態にならないためにということで、今は栄養に関するですとか口腔機能に関するですとかいう項目を増やしまして、より元気でいていただける期間が長くなるようにということで、そういう教室もまた目にしております。

○委員長（谷口和弥） 内山委員。

○委員（内山美穂子） 気になってお聞きしたのは、このコロナの中ですから、なかなか家から外に出たがらないお年寄りが私の周りでも結構おりまして、そうした方に対して、そういったいろんな情報通じて個別に声をかけているということですのでよろしいですね。それでも例えば今こうした中ですから、なかなか自分から出かけられなかったりとかすることもあると思うのですけれども、そういった方に対しての対応とか、そういったことは考えておりますでしょうか。

○委員長（谷口和弥） 保健課長。

○保健課長（金田一宏美） この教室ものだけが高齢者を支援するものとは思っておりませんので、一般会計のほうで行っております、お元気ですか訪問につきましては、独居老人の方に訪問して状況を確認して相談に乗ったりですとかを行っております。また、なかなか教室に来ていただけない場合には、その経過を見る必要があるという、このまま放っておけば閉じ籠もりになるだろうという方につきましては、定期的に訪問するなどして様子を観察するなどしております。

○委員長（谷口和弥） 内山委員。

○委員（内山美穂子） 一部の事業では、タブレットを使ったりとかして行っているということもお聞き

しているのですけれども、こういったことも大切だと思います。個別というか周知、そういうふうにつながっている人に関しては心配ないと思うのですけれども、つながっていない人とかも結構いると思いますので、引き続きそうした人たちにこうした情報が届くように取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○委員長（谷口和弥） 答弁はよろしいですか。

○委員（内山美穂子） はい。

○委員長（谷口和弥） よろしいですね。

中橋委員

○委員（中橋友子） ページ数では 103 ページ、1、東十勝介護認定審査会費の 2 項同じ東十勝介護審査認定事務事業についてお尋ねいたします。資料の 221 ページになります。

介護認定をなされた実態の一覧表が示されておりますけれども、令和元年度と比較いたしまして、令和 2 年度の認定された数が 872、前年度は 1,635 ということで、半減しております。これはこういった要因があってこの数字になっているのか。もう一つ、申請そのものは何件あったのでしょうか。

2 つ目の質問です。ページ数では、109 ページですが、3 の施設介護サービス給付金、特養ホームの入所が相変わらず即入所ということにはなっていないという状況が変わっておりません。令和 2 年度の待機者の実態、そして待機されている人数と、その方たちの介護度の度数を教えてください。

○委員長（谷口和弥） 保健課長。

○保健課長（金田一宏美） 介護認定審査会の件数の半減しておりますのは、認定期間が今 12 か月から最長 36 か月ということで認定期間に差がありまして、ちょうど認定期間が昨年については、元年度についてはちょうど更新の人が集中した年でありましたので、2 年度と差があるということになっております。令和 2 年度の新規の認定者数の件数でございますが、537 件になっております。

次に、申請数についてでございますが、申請数につきましては、幕別町分で 886 件が申請数となっております。

次に、特養の待機者数の状況についてでございます。今年度、今年は 7 月末現在の数字になりますが、町内の特別養護老人ホームの待機者は 159 名となっております。その中で介護度別、特に入所の必要性が高いとされている要介護 4 及び 5 の方が 71 名となっておりますが、介護度別に行きますと、要介護 1 の方が 9 人、要介護 2 の方が 16 人、要介護 3 の方が 63 人、要介護 4 の方が 43 人、要介護 5 の方が 28 人となっております。

以上です。

○委員長（谷口和弥） 中橋委員

○委員（中橋友子） 1 点目の介護認定のことではありますが、期間のずれによって元年度は 1,635 件であったけれども、2 年度は 872 ということで、これは実は昨年度の資料を見ましたら、同じように平成 30 年度が 970 件だったのですよね。こういう、いわゆるその資料として、決算として出されるときには、こういう切り替えの時期といいますか、その時期によって大きな差が出てくるという流れなのでしょうか。つまり、その年度の、令和 2 年度の申請なされた方が今 886 件と伺いましたけれども、この申請された方というのは毎年毎年 1 年間を通して、数はそんなに大きく変わらないと思うのですよね。その数はどのぐらいになりますでしょうか。特養の待機者であります、はい、分かりました。ただ、年々増えてきていますね。お答えでは 159 人ということではありますが、前年度、前々年度、まあ前年度は 123 人、その前が 101 人ということでありましたから、これいずれもお尋ねしてきた決算のときには、大体 1 年間を通して入れ替わりもあって、入所ができる状況にあるというようなお答えをいただいておりますけれども、これだけ増えてしまうと、長期にわたって入居できない人が生まれているのではないかと思います、その実態はどうでしょうか。

○委員長（谷口和弥） 保健課長。

○保健課長（金田一宏美） 介護認定につきましては、その方の認定期間によりまして次の更新の時期が変わりますので、1 年という認定期間であれば、翌年にもう一度申請となりますが、36 か月と認定期間が決まりますと、3 年後まで申請というのが起こりませんので、毎年毎年そこに人数は変わってくるということになっております。

待機者についてでございますが、今のところ 159 名と確かに増えてはいるのですけれども、この中でどこでも介護が受けられなくてという方はいらっしゃらなくて、皆さまそれぞれ介護サービスを使いながらですとか、あと、中には最長の方だと 13 年待っている方がいるのですけれども、この方は入れなくてというよりは、ご家族がまだ家のほうで介護することが可能ですと、在宅サービスを使いながら

家にいられますので、今回はお断りしますということで断っているような方もいらっしゃいます。

あと、今年については、1年未満という方が、今、長い方の中では7名いらっしゃいますので、あとは4年以上5年未満という方も1名いますけれども、その方も順番が来ても、まだ家族で見られますよということで、おうちにいらっしゃるという状況です。どこにも本当に入るところがなく、困っていますよという状況の方は、早く入れればそれは家族の負担も減っていいというのはあるのですけれども、今早急にというところの方はいらっしゃらないように伺っております。

○委員長（谷口和弥） 中橋委員

○委員（中橋友子） その更新期間が12か月から36か月あるということで、これは制度が変わって、町がそうしたということではありませんから、こういう結果になるのだろと思うのですが、高齢者の身体状況というのは、あるいは認知も含めまして変化は随分短い期間に起きてくる例も多いと思います。したがって、この36か月でもよしとする方もいらっしゃるでしょうけれども、短い期間での認定が必要だという方もいらっしゃると思います。その辺の区分ですね。本人たちから申請がない限り、そのまま例えば36か月なら36か月に置かれているのか、あるいは町側から働きかけがあって、本人から申請がなくても途中で必要だと判断されたときには、認定外といいますか、そういうことも実際にやられているのかどうか伺います。

待機者のほうなのですけれども、そういう事例は都度ご報告いただいています。しかし、現実には高齢者が増えていって待機者が増えてきているというの、これ事実ではないでしょうか。そうやってきますと、いろいろなものを使って介護サービスを受けながら待ってられるというのは、それは当然のことだと思います。したがって、これが減っていくのであれば問題はないと思うのですけれども、増えてきている状況については、やはり対策といいますか、講ずる必要があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○委員長（谷口和弥） 保健課長。

○保健課長（金田一宏美） 介護認定につきましては、更新時期が来ないと申請ができないということはありませんので、途中で状況が変わりましたら、区分変更申請というのができることになっております。それも、必ずしも家族だけではなくて、ケアマネジャーという方がついていますので、その方ですとか、またサービスに関わっている方から最近状態が変わってきましたよということがあれば、区分変更申請を上げていただいて、介護度を見直すということは行っております。

待機者についてでございますが、希望の方が全て入れるだけの施設が建てられれば、それはそれでいいのかもしれませんが、保険料に関わることもありますし、そういう意味では在宅サービスを使いながら、その重い介護度になっても介護保険というのはできるだけ自立を目指すというところもございますので、在宅のサービスを使いながらというところで、今すぐ特養を増やすというところはなかなか難しいかなと思っております。

今の介護度、入所の必要性が高いと思われるのは、介護度4ですとか5ですとか高い方が入所の必要性がより高いかなとは思っているのですが、その方たちの今の状況としましては、他の施設に入所している方ですとか、入院している方ということを除いて、12名の方が在宅の状況ではあるのです。そのうちの7名という方は1年未満の申請なので、まだ申請したばかりというところで、残りの5名の方につきましては、3年ですとか4年ですとか5年とか5年以上と待っていますけれども、いずれの方も家族の介護で在宅サービスを使いながらというところで、今は生活していらっしゃるという状況にあります。

○委員長（谷口和弥） 中橋委員

○委員（中橋友子） 今の最後のご答弁なのですけれどもね、159名のうちに既に施設を利用されているという言い方なのかな、入所ではないから。あるいは入院されている方ということを除いたら、在宅は12名とおっしゃいましたよね。つまり147名は入院なり、ショートステイなのか何なのか、施設を利用されている状況にあるから、残りの12名の対応をしていけばいいということなのではないでしょうか。ちょっと考えにくいのですが、押さえ方が間違っていれば、改めて説明を願いたいと思います。

○委員長（谷口和弥） 保健課長。

○保健課長（金田一宏美） 失礼いたしました。今申しました12名は、施設サービスがより必要、必要度の高いのは要介護4と5の方が考えられるということは、4と5の方の在宅の状況です。そのほかの要介護3の方の在宅の方は24名です。要介護2の方は8名、要介護1の方は8名ということで在宅で生活をしていらっしゃいます。合わせますと、在宅の方は159名のうち52名ということになります。

○委員長（谷口和弥） 保健課長。

○保健課長（金田一宏美） 説明が分かりにくくて申し訳ありません。

現在、待機者としては 159 名です。そのうちで在宅している方は 52 名です。他の特養に行っているという方が 6 人いらっしゃいます。介護老人保健施設にいらっしゃる方が 42 人、グループホームにいらっしゃる方が 22 人、有料老人ホームですとかサービス付高齢者住宅にいらっしゃる方が 9 人、医療機関にいらっしゃる方が 28 人という状況になっております。

○委員長（谷口和弥） 中橋委員

○委員（中橋友子） 見えました。そういう他の施設 42 人、グループホーム 22 人、有料ホーム 9 人。しかし、この方たちは現在自宅にはいらっしゃらない、しかし、特養のホームが空いたら入れてほしいということで、希望されて待っていらっしゃるということですね。家にはいないけれどもね。ですから、やっぱり特養を希望されて待っている状況があるということ。急がれるのは在宅の 52 人、中でも介護度の高い 4、5 の方が、特に急がれる状況にあるというのが全体像と押さえたいと思います。

課長からご答弁ありましたが、確かに簡単に施設が増えるとかというようなことは、現状の中では厳しいことも承知はしております。しかしながら、こういった状況は、高齢化人口が増えてきていて、待機者もとえ他の施設に入っていたとしても、特養を希望するという状況の人は増えてきているというのが、これ 3 年間の数字だけですけれども、現実であります。やっぱりここはこれまではね、施設を増やすことも含めてやってきましたけれども、十勝圏全体も含めて対処していくことが必要なのだろうと思います。ぜひ解決に向けての事業、取組、事業といいますか、努力ですね、それを行うよう申し上げておきたいと思います。

以上です。

○委員長（谷口和弥） ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（谷口和弥） 介護保険特別会計につきましては、ほかに質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

審査の途中ですが、この際 15 時 15 分まで休憩します。

15 : 04 休憩

15 : 15 再開

○委員長（谷口和弥） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、認定第 5 号、令和 2 年度幕別町簡易水道特別会計決算の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（笹原敏文） 令和 2 年度幕別町簡易水道特別会計決算についてご説明申し上げます。

128 ページをお開きください。

はじめに、概要であります。令和 2 年度の年度末給水戸数は 1,127 戸であり、前年度と比較しますと 11 戸の増となっております。

年間総給水量は 71 万 9,753 立方メートル、年間有収水量は 62 万 2,380 立方メートルであり、有収率は 86.5%、前年度と比較しまして 0.6 ポイントの減となっております。

次に、歳入決算の総括であります。

1 款分担金及び負担金から 6 款町債までの合計が、調定額 4 億 3,350 万 2,386 円、収入済額 4 億 3,283 万 8,804 円、不納欠損額 1,401 円、収入未済額 66 万 2,181 円であります。

130 ページに行きまして、次に、歳出決算の総括であります。

1 款水道費と 2 款予備費の合計が、予算現額 4 億 3,930 万円、支出済額 4 億 2,360 万 9,938 円であり、歳入歳出差引き残額は、922 万 8,866 円であります。

次に、歳入歳出事項別明細書についてご説明申し上げます。

歳出から申し上げますので、144 ページをお開きください。

1 款水道費、1 項水道事業費、予算現額 4 億 3,920 万円、支出済額 4 億 2,360 万 9,936 円であります。

1 目一般管理費、はじめに簡易水道一般管理事務事業は、簡易水道に関する経常的な経費であり、12 節委託料は、駒島簡水の区域拡張に伴う認可変更委託料、26 節公課費は消費税であり、令和元年度の確定申告の納付税額が 570 万 4,200 円、この確定申告に伴い、令和 2 年度の間申申告の納付税額が 401 万 9,400 円となり、これらの合計が 972 万 3,600 円となるものであります。

次に、簡易水道使用料収納事務事業は、使用料の収納事務に要した経費であり、検針委託料が主なも

のであります。

次に、簡易水道公営企業法適用事業は、公営企業会計の適用に要した経費であり、会計年度任用職員 1 名分の人件費であります。

次に、簡易水道施設維持管理事業は、簡易水道施設の維持管理に要した経費であり、10 節需用費のうち、146 ページに行きまして、細節 21 は各施設の電気料、細節 40 は施設の修繕料、11 節役務費の細節 15 は水質検査手数料、12 節委託料の細節 1 は簡易水道施設 29 か所の管理点検に係る委託料に要した経費であります。

次に、簡易水道給水設備整備事業は、検定満了に伴う量水器 146 件分の取替工事に要した経費であります。

148 ページに行きまして、次に、簡易水道施設整備事業は、配水管布設や施設更新等に要した経費であり、12 節委託料の細節 6 は、忠類簡水の配水管移設に要した委託料、細節 7 は糠内浄水場の機器更新に要した委託料、14 節工事請負費は各簡水の施設整備に要した経費であります。

次に、起債元金償還事務事業（簡水）は、起債償還の元金、150 ページに行きまして、起債利子償還事務事業（簡水）は、起債償還の利子による差引きであります。

152 ページに行きまして、2 款 1 項予備費、予算現額は 10 万円で支出はありませんでした。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

132 ページをお開きください。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金、調定額 4,070 万 5,485 円、同額収入で、水道管移設負担金であります。

134 ページに行きまして、2 款使用料及び手数料、1 項使用料、調定額 9,933 万 1,500 円、収入済額 9,866 万 7,918 円、不納欠損額 1 件分で 1,401 円、収入未済額 66 万 2,181 円であります。

現年及び滞納繰越分の使用料であり、現年分の収納率は 99.92%、前年度と比較すると 0.04 ポイントの増となっております。

2 項使用料、調定額 18 万円、同額収入で、給水申請に係る設計手数料であります。

136 ページに行きまして、3 款繰入金、1 項他会計繰入金、調定額 1 億 9,043 万 2,000 円、同額収入で、一般会計繰入金であります。

138 ページへ行きまして、1 款 1 項繰越金、調定額 1,073 万 2,255 円、同額収入であり、前年度繰越金であります。

140 ページへ行きまして、5 款諸収入、1 項雑入、調定額 42 万 1,146 円、同額収入であり、配水管切断補償金が主なものであります。

142 ページへ行きまして、6 款 1 項町債、調定額 9,170 万円、同額収入であります。

以上で、簡易水道特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（谷口和弥） 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

（なしの声あり）

○委員長（谷口和弥） ございませぬか。

簡易水道特別会計につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、認定第 6 号、令和 2 年度幕別町公共下水道特別会計決算の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（笹原敏文） 令和 2 年度幕別町公共下水道特別会計決算についてご説明申し上げます。

155 ページをお開きください。

はじめに、概要であります。

令和 2 年度の年度末水洗化戸数は 1 万 420 戸であり、前年度と比較しますと 104 戸の増となっております。

年間総流入水量は 218 万 9,950 立方メートル、年間有収水量は 194 万 2,010 立方メートルであり、有収率は 88.7%、前年度と比較しまして 2.9 ポイントの増となっております。

次に、歳入決算の総括であります。

1 款分担金及び負担金から 7 款町債までの合計が、調定額 9 億 6,687 万 504 円、収入済額 9 億 6,126 万 3,401 円、不納欠損額 42 万 6,904 円、収入未済額 518 万 199 円であります。

157 ページに行きまして、次に歳出決算の総括であります。

1 款総務費から 4 款予備費までの合計が、予算現額 9 億 7,319 万 3,000 円、支出済額 9 億 5,427 万

2,611 円であり、歳入歳出差引き残額は、699 万 790 円であります。

次に、歳入歳出事項別明細書についてご説明を申し上げます。

歳出から申し上げますので、173 ページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費、予算現額 1 億 922 万 2,000 円、支出済額 1 億 744 万 5,550 円であります。

1 目一般管理費、はじめに公共下水道一般管理事務事業は、会計全般の管理に要する経常的な経費であり、担当職員 1 名分の人件費のほか、18 節負担金補助及び交付金の細節 5 は、十勝川流域下水道の運営に係る経費として、十勝圏複合事務組合への負担金、26 節公課費は消費税であり、令和元年度の中間申告の納付税額が 577 万 7,500 円、同じく令和元年度の確定申告の納付税額が 45 万 4,200 円、この確定申告に伴い、令和 2 年度の中間申告の納付税額が 895 万 5,200 円となり、これらの合計が 1,518 万 6,900 円となるものであります。

次に、公共下水道使用料収納事務事業は、使用料の収納事務に要した経費であり、175 ページへ行きまして、22 節償還金利子及び割引料は、昨年の第 4 回定例会においてご報告いたしました、下水道使用料金の過大徴収に伴う過誤納還付金と還付加算金であります。

次に、公共下水道公営企業法適用事業は、公営企業会計の適用に要した経費であります。

177 ページに行きまして、2 款事業費、1 項下水道施設費、予算現額 5,135 万 9,000 円、支出済額 3,909 万 7,936 円、繰越明許費 793 万 6,000 円であります。

1 目下水道建設費目は、施設整備に要した経費であり、担当職員 3 名分の人件費のほか、12 節委託料の細節 6 は、下水道ストックマネジメント修繕改築計画に基づく施設更新の実施設計委託料、細節 7 は、幕別市街と札内市街とを一つの処理区へ統合するための下水道事業計画変更に要した委託料であります。

なお、本目の繰越明許費につきましては、北海道が事業主体であり、流域下水道建設事業において入札不調が発生したことから、翌年度へ繰り越したものであります。

179 ページへ行きまして、2 款下水道管理費、予算現額 1 億 2,967 万円、支出済額 1 億 2,488 万 8,292 円であります。

1 目浄化センター管理費は、幕別町浄化センターの維持管理費であり、年間流入汚水量 51 万 3,157 立方メートルの汚水処理に要した経費であります。

2 目札内中継ポンプ場管理費は、札内中継ポンプ場の維持管理費であり、年間流入汚水量 167 万 6,790 立方メートルを、十勝川浄化センターへ圧送するのに要した経費であります。

181 ページへ行きまして、3 目管渠維持管理費は、管渠やマンホール、公共枿、雨水排水ポンプ所等の維持管理に要した経費であります。

183 ページへ行きまして、3 款 1 項公債費、予算現額 6 億 8,284 万 2,000 円、支出済額 6 億 8,284 万 833 円であります。

1 目及び 2 目は、起債償還の元金及び利子であります。

185 ページへ行きまして、4 款 1 項予備費、予算現額は 10 万円で、支出はありませんでした。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

159 ページをお開きください。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金、調定額 168 万 6,500 円、同額収入であり、受益者負担金であります。

161 ページに行きまして、2 款使用料及び手数料、1 項使用料、調定額 3 億 3,925 万 4,557 円、支出済額 3 億 3,364 万 7,454 円、不納欠損額 21 件で 42 万 6,904 円、収入未済額 518 万 199 円であります。

現年及び滞納繰越分の使用料であり、現年分の収納率は 99.57%、前年度と比較すると 0.12 ポイントの増となっております。

163 ページへ行きまして、3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、調定額 451 万円、同額収入であり、社会資本整備総合交付金であります。

165 ページへ行きまして、4 款繰入金、1 項他会計繰入金、調定額 4 億 5,031 万 8,000 円、同額収入であり、一般会計からの繰入金であります。

167 ページに行きまして、5 款 1 項繰越金、調定額 1,057 万 8,248 円、同額収入であり、前年度繰越金であります。

169 ページへ行きまして、6 款諸収入、1 項雑入、調定額 22 万 3,199 円、同額収入であり、浄化センター管理棟に設置している簡易水道及び上水道の水道施設監視装置に係る電気料が主なものであります。

す。

171 ページに行きまして、7 款 1 項町債、調定額 1 億 6,030 万円、同額収入であります。

以上で、公共下水道特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（谷口和弥） 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

（なしの声あり）

○委員長（谷口和弥） 公共下水道特別会計につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、認定第 7 号、令和 2 年度幕別町個別排水処理特別会計決算の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（笹原敏文） 令和 2 年度幕別町個別排水処理特別会計決算についてご説明申し上げます。

188 ページをお開きください。

はじめに、概要であります。令和 2 年度の新規整備基数は 13 基であり、前年度と比較しますと 5 基の減となっております。

次に、歳入決算の総括であります。

1 款分担金及び負担金から 6 款町債までの合計が、調定額 1 億 9,534 万 1,090 円、収入済額 1 億 9,522 万 3,390 円、不納欠損額 5,400 円、収入未済額 11 万 2,300 円であります。

190 ページへ行まして、次に歳出決算の総括であります。

1 款総務費から 4 款予備費までの合計が、予算現額 2 億 1,042 万 4,000 円、支出済額 1 億 9,033 万 2,988 円であり、歳入歳出差引き残額は 489 万 402 円であります。

次に、歳入歳出事項別明細についてご説明申し上げます。

歳出から申し上げますので、204 ページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費、予算現額 936 万 6,000 円、支出済額 425 万 9,046 円であります。

1 目一般管理費、個別排水処理一般管理事務事業は、個別排水処理施設による水洗化の普及に要した経費であります。

8 款負担金補助及び交付金の細節 3、水洗便所設置補助金は 3 件分の補助金、26 節公課費は、消費税であり、令和元年度の確定申告の納付税額が 236 万 1,800 円、この確定申告に伴い、令和 2 年度の間申告の納付税額が 119 万 7,400 円となり、これらの合計が 355 万 9,200 円となるものであります。

次に、個別排水処理公営企業法適用事業は、公営企業会計の適用に要した経費であります。

209 ページへ行まして、2 款事業費、1 項排水処理施設費、予算現額 5,692 万 8,000 円、支出済額 4,657 万 167 円であります。

1 目排水処理建設費は、合併浄化槽の整備に要した経費であり、担当職員 1 名分の人件費のほか、14 節工事請負費は合併浄化槽の整備に要した経費であります。

2 項排水処理管理費、予算現額 7,376 万 9,000 円、支出済額 6,924 万 3,437 円であります。

1 目排水処理施設管理費は、合併浄化槽の維持管理に要した経費であります。

210 ページに行きまして、3 款 1 項公債費、予算現額 7,021 万 9,000 円、支出済額 7,026 万 338 円であり、1 目及び 2 目は、起債償還の元金及び利子であります。

112 ページに行きまして、4 款 1 項予備費、予算現額 10 万円で、支出はありませんでした。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

192 ページをお開きください。

1 款分担金及び負担金、1 項分担金、調定額 189 万 7,000 円、同額収入で、受益者分担金であります。

194 ページへ行まして、2 款使用料及び手数料、1 項使用料、調定額 2,952 万 6,400 円、収入済額 2,940 万 8,700 円、不納欠損額 1 件で 5,400 円、収入未済額 11 万 2,300 円であります。

現年及び滞納繰越分の使用料であり、現年分の収納率は 99.79%で、前年度と比較しますと 0.05 ポイントの増となっております。

196 ページへ行まして、3 款繰入金、1 項他会計繰入金、調定額 1 億 2,735 万 8,000 円、同額収入であり、一般会計からの繰入金であります。

198 ページへ行まして、4 款 1 項繰越金、調定額 400 万 9,690 円、同額収入で、前年度繰越金であります。

200 ページに行きまして、5 款諸収入、1 項貸付金元利収入、調定額 15 万円に対しまして、同額収入で、水洗便所改造等資金貸付金の元金収入であります。

202 ページへ行きまして、6 款 1 項町債、調定額 3,240 万円に対しまして、同額収入であります。

以上で、個別排水処理特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（谷口和弥） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（谷口和弥） 個別排水処理特別会計につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、認定第 8 号、令和 2 年度幕別町農業集落排水特別会計決算の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（笹原敏文） 令和 2 年度幕別町農業集落排水特別会計決算についてご説明申し上げます。

215 ページをお開きください。

はじめに、概要であります。

令和 2 年度の年度末水洗化戸数は 550 戸であり、前年度と比較し、6 戸の減となっております。

年間総流入水量は、11 万 6,800 立方メートル、年間有収水量は 9 万 6,580 立方メートルであり、有収率は 82.7%、前年度と比較し 4.1 ポイントの増となっております。

次に、歳入決算の総括であります。

1 款使用料及び手数料から 5 款町債までの合計が、調定額 7,340 万 5,759 円、収入済額 7,326 万 8,909 円、不納欠損額 2 万 447 円、収入未済額 11 万 6,403 円であります。

217 ページへ行きまして、次に歳出決算の総括であります。

1 款総務費から 4 款予備費までの合計が、予算現額 7,327 万 4,000 円、支出済額 7,176 万 7,392 円であり、歳入歳出差引き残額は、150 万 1,517 円であります。

次に、歳入歳出事項別明細についてご説明申し上げます。

歳出から申し上げますので、229 ページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費、予算現額 157 万 2,000 円、支出済額 164 万 1,869 円であります。

1 目一般管理費、はじめに農業集落排水処理一般管理事務事業については、事務的経費であり、12 節公課費の消費税は、令和元年度の確定申告の納付税額として 41 万 9,400 円となったものであります。

次に、農業集落排水公営企業法適用事業は、公営企業会計の適用に要した経費であります。

231 ページに行きまして、2 款事業費、1 項排水処理管理費、予算現額 4,867 万 5,000 円、支出済額 4,737 万 9,290 円であります。

1 目排水処理施設管理費は、施設の維持管理に要する経費であり、14 節工事請負費は、忠類浄化センターの機械設備更新に要した経費であります。

2 目排水処理施設管渠維持管理費は、管渠等の維持管理に要した経費であります。

235 ページに行きまして、3 款 1 項公債費、予算現額 2,274 万 7,000 円、支出済額 2,274 万 6,233 円であり、1 目及び 2 目は、起債償還の元金及び利子であります。

237 ページに行きまして、4 款 1 項予備費、予算現額 10 万円で、支出はありませんでした。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

219 ページをお開きください。

1 款使用料及び手数料、1 項使用料、調定額 1,736 万 4,044 円、収入済額 1,722 万 7,194 円、不納欠損額 6 件で 2 万 477 円、収入未済額 11 万 6,403 円であります。

現年及び滞納繰越分の使用料であり、現年分の収納率は 99.74%、前年度と比較すると 0.12 ポイントの増となっております。

221 ページに行きまして、2 款財産収入、1 項財産運用収入、調定額 1 万 3,654 円、同額収入で、農業集落排水事業償還金利子であります。

223 ページに行きまして、3 款繰入金、1 項基金繰入金、調定額 85 万 5,506 円、同額収入で、農業集落排水事業償還金繰入金であります。

2 項他会計繰入金、調定額 4,984 万 8,000 円、同額収入で、一般会計の繰入金であります。

225 ページに行きまして、4 款 1 項繰越金、調定額 212 万 4,555 円、同額収入で、前年度繰越金であります。

227 ページに行きまして、5 款 1 項町債、調定額 320 万円に対しまして、同額収入であります。

以上で、農業集落排水特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（谷口和弥） 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

（なしの声あり）

○委員長（谷口和弥） 農業集落排水特別会計につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、認定第9号、令和2年度幕別町水道事業会計決算の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（笹原敏文） 令和2年度幕別町水道事業会計決算についてご説明申し上げます。

240ページをお開きください。

令和2年度会計決算報告書であります。

こちらは、予算執行状況を示したものでありますので、消費税込みの表示となっております。

はじめに、収益的収支であります。

上段の収益的収入につきましては、1項営業収益及び2項営業外収益の合計が、予算額5億8,365万2,000円、決算額5億9,708万9,563円であります。

次に、収益的支出につきましては、1項営業費用から4項予備費までの合計が、予算額5億3,579万5,000円、決算額5億576万6,459円であります。

242ページに行きまして、次に資本的収支であります。

上段の資本的収入につきましては、1項企業債及び6項負担金の合計が、予算額1億2,507万3,000円、決算額も同額であります。

次に、資本的支出につきましては、1項建設改良費及び4項企業債償還金の合計が、予算額3億5,890万5,000円、決算額3億5,571万2,885円であります。

表下段にあります、資本的収入が支出に対して不足する額2億3,063万9,885円につきましては、当年度分消費税資本的収支調整額1,790万5,296円、過年度分損益勘定留保資金5,197万1,512円、当年度分損益勘定留保資金1億6,076万3,077円、これらの補填財源で賄うとするものであります。

244ページへ行きまして、このページは損益計算書であり、令和2年度における経営成績を明らかにしたものであります。

1、営業収益と2、営業費用との差引きであり、営業利益が右側1番上の数字943万4,088円、3、営業外収益と4、営業外費用との差引きが、右側2番目の数字5,347万6,807円となり、その下段の経常利益及び当年度純利益が6,291万891円となり、前年度の未処分利益剰余金と当年度の純利益を合算した当年度末未処分利益剰余金は、10億7,863万4,325円となったところであります。

隣の245ページへ行きまして、このページから247ページまでは、貸借対照表であります。

最初に、資産の部であります。

1、固定資産につきましては、令和2年度末の固定資産合計額、右側の一番上の数字であります、51億7,364万1,253円、次に、2、流動資産につきましては、同じく令和2年度末の流動資産合計額、右側の2番目の数字、6億9,555万4,118円となり、固定資産及び流動資産の合算した資産の合計額が58億6,919万1,671円となったものであります。

246ページへ行きまして、次に、負債の部であります。

3、固定負債につきましては、15億9,619万6,601万円、4、流動負債につきましては、その合計額が2億992万8,512円、5、繰延収益につきましては、合計額が14億4,032万5,392円となり、固定負債、流動負債及び繰延収益を合計した負債の合計額が、32億4,645万503円となったものであります。

次に、資本の部であります。

6、資本金につきましては12億9,923万7,333円、7、剰余金につきましては、247ページに行きまして、合計額が10億9,963万4,325円、資本金及び剰余金を合算した資本の合計額が26億2,274万1,168円、負債資本の合計額が58億6,919万1,671円となり、245ページの一番下の資産の合計額と一致するものであります。

次に、250ページをお開きください。

このページから253ページまでは、令和2年度の幕別町水道事業報告書であります。

はじめに、1、概要の総括事項であります。

令和2年度の経常収益につきましては、5億4,897万円となり、前年度と比較して481万2,000円、率にして0.9ポイントの増となったものであります。

主な要因として、年間有収水量が6万1,318立方メートルの増となり、これに伴い、給水収益が684

万 5,000 円の増額となったことによるものであります。

次に、経常費用につきましては 4 億 8,605 万 9,000 円で、前年度に比べ 3,050 万 4,000 円、率にして 5.9%の減となったものであります。

主な要因は人件費や企業債利息の減額に加え、受水費で 2,357 万円の減額となったことによるものであります。

次に、年間有収率につきましては、6 か所の漏水修理を行うなど、有収率の向上に努め、年間有収率 86.0%、前年度と比較し、1.1 ポイントの増となったものであります。

251 ページに行きまして、2、工事についてであります。

量水器取替工事につきましては、合計で 1,436 件、配水本管布設工事につきましては、合計で約 1,525 メートルを実施したものであります。

252 ページに行きまして、3、業務の（1）業務量についてであります。

令和 2 年度における年度末給水人口は 2 万 3,095 人であり、前年度と比較し 99 人の減、年度末給水戸数は 1 万 1,111 戸であり、前年度と比較し 198 戸の増となっております。

年間総給水量は 250 万 9,220 立方メートルであり、前年度と比較し、4 万 224 立方メートルの増、年間有収水量は 215 万 7,887 立方メートルであり、前年度と比較しますと 6 万 1,318 立方メートルの増となっております。

次に、（2）事業収入に関する事項及び（3）事業費用に関する事項につきましては、後ほど明細書で説明をいたします。

254 ページに行きまして、このページと次のページは、令和 2 年度幕別町水道事業会計キャッシュフロー計算書であり、現金の流れに着目して、歳入状況を表わしたものであります。

1 番目の業務活動によるキャッシュフローでは、合計が 2 億 2,665 万 4,488 円の増額、2 番目の投資活動によるキャッシュフローでは、合計が 1 億 7,239 万 7,149 円の減額。

255 ページに行きまして、3 番目の財務活動によるキャッシュフローでは、合計が 4,033 万 8,440 円の減額となり、これら 3 つの合計である、当年度における現金及び現金同等物は 1,391 万 9,899 円の増額となり、これを前年度末の残高と合算した当年度末の残高につきましては、5 億 7,918 万 249 円となったものであります。

256 ページをお開きください。

令和 2 年度幕別町水道事業会計収益費用明細書であります。

金額は、消費税抜きの表記となっております。

はじめに、収入であります。

1 款水道事業収益、1 項営業収益、1 目給水収益 4 億 5,550 万 4,214 円、水道使用料であります。

現年及びの滞納繰越分の使用料であり、現年分の収納率は 99.65%、前年度と比較し 0.29 ポイントの増であります。

3 目その他営業収益 389 万 6,289 円、給水工事に伴う加入者負担金と申請事務手数料が主なものであります。

2 項営業外収益、1 目受取利息及び配当金 60 万円は預金利息、3 目長期前受金戻入 6,437 万 8,346 円、過年度において固定資産の取得に充当しました補助金等を収益化したものであります。

7 目雑収益 2,459 万 1,353 円、下水道使用料に係る収納事務受託収入が主なものであります。

257 ページに行きまして、次に、支出であります。

1 款水道事業費用、1 項営業費用、1 目原水及び浄水費 1 億 3,964 万 7,259 円、水道企業団からの受水費用であります。

2 目配水及び給水費 3,915 万 7,706 円、職員 1 名分の人件費のほか、13 節委託料は、施設管理委託料及び漏水調査業務に要した経費、13 節修繕費は、漏水修理に要した経費であります。

258 ページに行きまして、5 目総係費 4,602 万 24 円、職員 2 名分の人件費のほか、13 節委託料は、検針業務委託料、14 節手数料は、口座振替等に係る手数料であります。

6 目減価償却費 2 億 2,078 万 6,733 円、有形固定資産に係る減価償却費、7 目資産減耗費 435 万 4,690 円、配水管の布設替え等に伴いまして、固定資産を除却した費用、2 項営業外費用、1 目支払利息 3,609 万 2,892 円、企業債の償還利息であります。

5 目雑支出と 259 ページの 4 項 1 目予備費については、支出がありませんでした。

260 ページに行きまして、次に、資本金の収支明細書であります。

こちらも金額は消費税抜きの表記となっております。

はじめに、収入についてであります。

1 款資本的収入、1 項 1 目企業債 1 億 810 万円、企業債の借入れであります。

6 項 1 目負担金 1,697 万 3,000 円は、道路工事に伴う水道管移設補償費が主なものであります。

次のページに行きまして、支出であります。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目配水管整備費 1 億 5,052 万 768 円、職員 1 名分の人件費のほか、主なものとして、札内配水池発電機更新工事のほか 6 路線の配水管整備に要した経費であります。

2 目営業設備費 3,884 万 8,381 円、1,436 件分の検定満了量水器取替工事に要した経費が主なものであります。

4 項 1 目企業債償還金 1 億 4,843 万 8,840 円は、企業債の償還元金であります。

以上で、幕別町水道事業会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（谷口和弥） 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

（なしの声あり）

○委員（谷口和弥） 水道事業会計につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

これで、特別会計の審査を終了させていただきます。

また、以上をもって、全会計の審査を終了します。

これより、採決をいたします。

お諮りをします。

認定第 1 号、令和 2 年度幕別町一般会計決算について、原案どおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（谷口和弥） 異議なしと認めます。

したがって、令和 2 年度幕別町一般会計決算について、原案のとおり認定することと決定しました。

次に、お諮りします。

認定第 2 号、令和 2 年度幕別町国民健康保険特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（谷口和弥） 異議なしと認めます。

したがって、令和 2 年度幕別町国民健康保険特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、お諮りします。

認定第 3 号、令和 2 年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（谷口和弥） 異議なしと認めます。

したがって、令和 2 年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、お諮りします。

認定第 4 号、令和 2 年度幕別町介護保険特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（谷口和弥） 異議なしと認めます。

したがって、令和 2 年度幕別町介護保険特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りします。

認定第 5 号、令和 2 年度幕別町簡易水道特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（谷口和弥） 異議なしと認めます。

したがって、令和 2 年度幕別町簡易水道特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定い

たしました。

次に、お諮りします。

認定第6号、令和2年度幕別町公共下水道特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(谷口和弥) 異議なしと認めます。

したがって、令和2年度幕別町公共下水道特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りします。

認定第7号、令和2年度幕別町個別排水処理特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(谷口和弥) 異議なしと認めます。

したがって、令和2年度幕別町個別排水処理特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りします。

認定第8号、令和2年度幕別町農業集落排水特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(谷口和弥) 異議なしと認めます。

したがって、令和2年度幕別町農業集落排水特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りします。

認定第9号、令和2年度幕別町水道事業会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(谷口和弥) 異議なしと認めます。

したがって、令和2年度幕別町水道事業会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上をもちまして、本特別委員会に付託されました認定第1号から認定第9号までの令和2年度幕別町各会計決算9議件の審査を全て終了いたしました。

審査終了に当たり、一言お礼を申し上げます。

各委員におかれましては、2日間にわたる審査に際し、終始熱心に審査をいただきましたことを、心からお礼を申し上げます。

また、理事者並びに説明員におかれましても、審査の円滑な運営にご協力いただきましたことに、お礼を申し上げます。

不慣れな委員長ではありましたが、皆さまのおかげをもちまして、無事審査を終了することができました。委員長として、心から感謝を申し上げます。

誠にありがとうございました。

[閉会]

○委員長(谷口和弥) これをもちまして、令和2年度幕別町各会計決算審査特別委員会を閉会いたします。

15:59 閉会